都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

| 1 1 1 1 1 1 | ○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)(附則第七条関係)・・・・・・・・・・・・85 | ○独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)(附則第六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)(附則第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)(附則第五条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ○都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(第一条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|-------------|--|---|--|--|--|--|---|---|--|
| | 00 | 84 | 83 | 82 | 80 | 74 | 25 | 1 | |

| 第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置第一節・第二節 (略) | 節 (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) (型) | 第四節・第五節 (略) 第五款 都市公園の占用の許可の特例(第六十二条の二) 第四款 道路の占用の許可基準の特例(第六十二条) | 第一款~第三款(略)第三節 都市計画等の特例 | 第二節 (略)市再生整備計画に係る特別の措置 | 四款 非常用電气三款 管理協定 | 第一款・第二款 (佫)第七節 都市再生安全確保施設に関する協定第一節~第六節 (略) | 第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置第一章~第三章 (略) 目次 | 改正案 |
|--|---|---|------------------------|---------------------------------|-----------------|--|---|-----|
| 第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置第一節・第二節 (略) 第一章 立地遊正化計画に係る特別の措置 | 節 也 相 前 利 | 第四節・第五節 (略) 第四款 道路の占用の許可基準の特例(第六十二条) | 第一款~第三款(略)第三節 都市計画等の特例 | 第一節・第二節 (略)第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置 | 三款管理協定 | 第一款・第二款 (佫)第七節 都市再生安全確保施設に関する協定第一節~第六節 (略) | 第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置第一章~第三章 (略) 目次 | 現 |

第一款 民間誘導施設等整備事業計画の認定等(第九十五条―第

百四条)

第一款の二 都市再開発法の特例 (第百四条の二)

第二款~第五款 (略

第四節 (略)

第七章~第十章 (略)

附則

(所掌事務)

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一·二 (略)

地域を指定する政令の制定及び改廃の立案をすること。 三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備

四・五 (略)

(都市再生緊急整備地域を指定する政令等の制定改廃の立案)

第五条 都 あ 第十四条第二項第三号の基準に適合し、 ると認めるときは、 市 再生緊急整 地方公共団体は、 備地域を指定する政令の制定又は改廃 都市再生緊急整備地域を指定する政令又は その区域内に都 又は適合しなくなった地域が 市再生基本方針に定められた の立案に つい 特定 て

2 なけ 急整 は、 本部 あら れ 備 ば は、 地域を指 ならな かじめ、 都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊 定する政令の 関 係地方公共団体の 制 定又は改 意見を聴き、 廃 の立案をしようとするとき その 意見を尊重

本部に対

Ļ

その旨の申出をすることができる。

第 款 民 間 誘導 施 設 等 整備 事 業計 画 0 認 定等 (第九 十五

第

百四条)

第二款~第五款 (略)

第四節 (略)

第七章~第十章 (略)

附則

(所掌事務)

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

地域を指定する政令を立案すること。
三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整

一備

四・五 (略)

(都市再生緊急整備地域を指定する政令等の立案)

第十四条第二項第三号の基準に<u>適合する</u>地域があると認めるときは、第五条 地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針に定められた

を指定する政令の立案について、本部に対し、その旨の申出をするこ都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域

2 急整 とができる。 関係地方公共団 本 一部は、 |備地域を指定する政令の 都市再生緊急整備地域を指定する政令又は 体の 意見を聴き、 立案をしようとするときは、 その意見を尊重しなけ 特定都市 ń あ らか ば なら 再 生緊 じめ な

11 \(\)
13 第十九条の七 9 10 2 \(\) 第 8 2 \(\) 第十九条の二 業を実施する者は、 十九条 許可を受けて、 都 備 8 \mathcal{O} ることができる。 して必要となる公共 他の都市再生緊急整備地域における都市開 共 (公共下水道 (都市再生緊急整備協議会) のる施設 他の 地 |緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは 公益 12 協議会は に関する事項を記載することができる。 第 市 理的、 備計 再生緊急整備地域に係る協議会に対 都市の国際競争力の強化に資するものとして国土交通省令で定 項 施設 (略) (略 (略) 第一 略 画 (第三十条にお (略) 経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する他の \mathcal{O} 一号イ 整備 整備計画に記載された第十九条の の排 当 略 該 公共下水道 都市再生緊急整備地域における都市開発事業及び公 水施設からの下水の取水等) を通じた市 に掲げる事業に 条例で定めるところにより、 公益施設の て (下水道法第二条第三号に規定する公共下 街地 「国際競争力強化施設」 整備の 関する事項 0) 整備 実施 \mathcal{O} 状況を勘案し に関し協議を行うよう求 発事業及びその施行に関連 E その は、 第九項に規定する事 会議にお 公共下水道管理者の 玉 とい [際会議場 . う。 当該都 郷施設そ 0 当該 市再 整 8 第十九条の七 10 第十九条 第十九条の二 2 2 5 7 (新設 (新設 9 業を実 ς 12 許可を受けて、 (都市再生緊急整 (公共下水道の排水施設からの下水の取水等) (整備計画 11 施する者は、 略 略 略 略 (略 整備計画に記載された第十九条の 略 公共下水道 一備協議会 条例で定めるところにより、 (下水道法第二条第三号に規定する公共下 |第八項に規定する事 公共下水道管理者の

る施設を含 施設に当該下水を流入させることができる。 公共下 11 水道をい . う。 排水施設と第 水道 以下この . う。 の排 ţ 以下この 条におい 以 水施設から下水を取水し、 十九条の二第九項に規定する設備とを接続する設 下この 条におい て同じ。 条 小におい て同じ。 て同じ。 を設け、 0) 及び当該公共下水道 に接 当 排 外水施設 該 w接続設# 統設 備 これ 備により (公共 を補 0) 下 排水 当 備を 水道 完す 該

2~4 (略)

5 共 を混入してはならない 下水道の 許 |第九項に規定する設備 可 事 業者 排水施設に流入させる下水に当該下水以外の は、 第 項 0) 許可 0 管理上必要な政令で定めるものを除く。 (第三 項 の許可を含む。 物 を受けて公 (第十九条

· 7 (略)

6

(開発許可の特例)

第十九条の八(略)

2

が 項 \mathcal{O} 、に係る事業の実施主体に あ 前 第 0 項 たもの \mathcal{O} + 規定による同意を得た事項が記載された整備計画が 項 とみ の規定により公表されたときは、 な 対する都市計画法第二 当該 一十九条第 公表の H 第 項 に当 0 十九 |該事 許可 条

(土地区画整理事業の認可の特例)

第十九条の九 (略)

2 が 項 \mathcal{O} あったものとみなす。 前 に係る事 第 項 + \mathcal{O} 規 業 項の規定により公表されたときは、 定による同 0) 実 大施主体 意を得た事項 に 対 する土地 が 記載され 区 画 [整理 法 当該公表の た整備計 第 四 条 第 画が 日 に当 項 第 0) |該事 認 九 可 条

> いう。 0) る施設を含 水道 施設に当該下水を流入させることができる。 公共下水道 排水施設と第十九条の二第八項に規定する設備とを接続する設 をい 以下この条におい 、 う。 \mathcal{O} む。 排水施設から下水を取水し、 以下この条におい 以下この て同じ。 条におい 、 て 同 て同じ。 ľ を設け、 0) 及び当該公共下水道 当該 に接 排 水施設 系統設 接 続設 備 これ 所備に (公共下 により · を補 所を 当 排 水道 完 該 水

2~4 (略)

5 の <u>ニ</u> 共下水道の 許可 を混入してはならない 第八項に規定する設備の 事 業者 排水施設に流入させる下水に当該下 は、 第 項 \mathcal{O} 許可 管理上必要な政令で定めるもの (第三 項 0 許可を含む。 水以外の 物 を受けて公 (第十九条 を除く。

6 · 7 (略)

(開発許可の特例)

第十九条の八 (略)

2 の 二 あ に係る事業の 0 前 たもの 第十 項 0 項 規 とみ の規定により 定による同 実施主体に なす。 |意を得た事項 公表されたときは、 対する都市計画法第二十九条第 が 記載され 当 該 た整備計 公 表の 日 画 項 が に 第十九 . 当 0 許 該 可 事 条 が 項

(土地区画整理事業の認可の特例

第十九条の九 (略)

2 あっ に \mathcal{O} 、係る事 前 たものとみなす。 第十項の 項 0 ·業 の 規定による同意を得た事 規定により公表されたときは、 実 **天施主体** 対 す うる土地 項 が 区 記載され 画 整理 当該 法 · た整 第 四 公 表の 備 条 計 第 日 画 が 項 に 当 0 第 該 認 事 可 九 項 条 が

(民間都市再生事業計画の認定の特例

第十九条の十 (略)

2 項 \mathcal{O} に係る事業 前 第 項 \mathcal{O} 十 規定による同 項 0 の規定により公表され 実施主体に対する第二十条第 意を得た事項が たときは、 : 記載され 当該 た整備計 項 \hat{o} 認定が 公表 画が \mathcal{O} 日 あ 第十九 に当 0 たも 該事 条 0

(市街地再開発事業の認可の特例)

とみ

んなす。

第十九条の十一 (略)

2

項 可 \mathcal{O} に係る事 が 前 第 あったものとみなす。 項 0) + 規 業の 項の規定により公表されたときは、 定 による同意を得た事項 実 (施主体に 対 する都立 がが 市 記載され 再 開 発法第 当該公表の た整備計 七 条の 画が 九 日 に 第 第 . 当 項 十 \mathcal{O} 該 九 認 事 条

(都市再生安全確保計画)

第

保 供 路 地 計 1 \mathcal{O} ||施設| . う。 画 給施設 確 域につい 九 とい 保を図るために必要な退 条の という。 、 う。 十三 という。 を 備蓄倉· て、 11 う。 大規模な地 協 議会は、 を作成することができる。 以 庫 定期間 0 下同じ。 整備等に関する計画 非常用電気等供給施設 震が 退 地域整備方針に基づ 避の 避するため その 発生した場合における滞在者等 ために移動する経路 他 \mathcal{O} 施設 0 施設 以 以 (非常用の き、 下 (以 下 下 都 都 都 市再生緊急整備 市 以 電気又は熱 退 再 市再生安全確 生安全 避 下 施 「 退 設 \mathcal{O} 確保 避 安 \mathcal{O} لح 経 全

、民間都市再生事業計画の認定の特例

第十九条の十 (略)

2

4 に係る事 \mathcal{O} なす。 前 第十 項 $\hat{\mathcal{O}}$ 業の <u>·</u>項 規定による同 0 規定により 実施主体に対する第二十条第 ! 意を得た事 公表されたときは、 項 が 記載され 項の 当 該 た整備計 認定が 公 表 0 あ 日 画 が 0 に たも . 当 第十九条 該 事 0 項

、市街地再開発事業の認可の特例

第十九条の十一 (略)

2 が に \mathcal{O} に係る事 あったものとみなす。 前 第十項の 項 0) 業の 規定による同意を得た事 規定により公表されたときは、 実 (施主体に 対 す っる 都市 項 が 再 開 記載され 発法第七 当該公表の た整備 条 0 計 九 日 第 画 に当 が 項 第 0 該 + 認 事 九 可 項 条

(都市再生安全確保計画)

第十 う。 路 地域について、 11 11 \mathcal{O} · う。 · う。 確 九 とい 条の 保 を作成することができる。 を図るために必要な退 · う。 十三 0 整備等 備蓄倉庫その 大規模な地 協 議会は、 に関 定期 する 他の 間 震が 退 地域 計 施設 避の 画 避するため 、整備方針に基づ 発生した場合における滞在者等の 以 ために移動する経路 以 下 下 都市 Ó 「都市 施設 再 き、 生 再生安全確保施設 (以 下 一安全確保 都市 退 以 再 生緊急整 計 避 下 画 施 「 退 設 とい 安 避 لح لح 備 経 全

2~6 (略)

2 6

略

市 公園 0 占 用 0 許 可 0 特 例

第 二項 その 第五 定め 関する事業に関する事項を記載しようとするときは、 法 全第 同意を得ることができる :第七十九号) るところにより、 に設けら (第二号に掲げる事項として都市 条の 十八 項に規定する公園管理者をいう。 れる都市再生安全確保施設で政令で定め 協 第二条第一 議 会は、 あらかじめ、 都 項に規定する都市公園をい 市 再 生安全確保計画に第十九 当 公園 T該都市: (都市: 以下同じ。 公園の公園管理 公園法 るも 国土交通省令で (昭 . う。 和三十 に協議し、 条の \mathcal{O} 者 以下同 0 十三 整 (同法 一年 備 第 に じ

2 略

計 画 \mathcal{O} 認定に関する処理期間

第二十二条 け カン が L した日か 特定都 6 れ ばならない 月以内) ら二月以内 市再生緊急整備地域内にあるときは、 玉 土交通大臣は に お (当該申 速やか 請 第二十条第一 に、 に係る都 計 画の認定に関する処分を行 市 項の 再 生事 規定による申請 当該申請を受理 業の 事業区 域 立した日 を受理 0) 全部 わ な

2 略

(民 間 都 市 機構 0 行 う都・ 市 再 生事業支援業務

第二十九条 大臣 うことができる。 る業務及び民間 を推進するため、 ー の 指 示を受けて行う業務の 民間都· 都 市開 玉 市 機 土交通大臣の 発法第· 構 は、 民間 + ほ 应 承認を受けて、 か、 条の 都市開発法第四 民間事業者による都市 八第 項の 次に掲げる業務を行 規定により 条第 項各号に掲げ 国 再 生 土交通 事 · 業

次に掲げる方法により、 認定事業者の認定事業の施行に要する費

> (都 市 公園 0 占用 0 許可 0 特 例

第十九

条の

十八

協

議会は、

都市

再

生安全確保計画

に

第十

-九条の

条にお 二項 るもの 園管理者 国土交通省令で定めるところにより、 法 1 て同じ。 律第七十九号) 第二号に掲げる事項として都市 0) V 整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、 て同じ。 (同 法第五条第一 に協議し、 第二条第一 に設けられる都市再生安全確 その同意を得ることができる。 項 項に規定する都市 、に規定する公園管理者をい 公園 あらかじめ、 (都市公 公園 園法 保 をい 当該 施設で政令で定め (昭和三十一年 、 う。 . う。 都市 公園 以下この 次 項 にお \mathcal{O} 公

計

画

0

認定に関する処理期

間

2 略

第二十二条 わ か が した日か なけ 5 特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、 厄 十五 れ ばならない ら三月以内 日 玉 以 土交通大臣 (内) に (当 におい]該申 は、 て速やかに、 請に係る都市 第二十条第一 計画の 再 項 生 \hat{O} 認定に関 事 規定による申 当 |該申 業の 請を受理 事 業区 する処 請 域の全部 を受 た日 行 理

2 略

民 間 都 市 機 構 0 行 ごう都市 再 生 事 業支援 務

第二十九 うことができる。 を推進するため、 大臣 る業務及び . (7) 指 条 示を受けて行う業務 民間 民間 都市 都市 国 開発法 機 土交通大臣 構は、 第 民間 十四四 0) ほ (D) か、 条の 都市開発法第四 承認を受けて、 民 八 第 間 事 業者 項 \hat{o} 条第 次に掲げ 規定により による都市 項 る業務 各号に 国 再 |土交通 生 を行 事 掲 業

次に掲げる方法により、 認定事業者の認定事業の施行に要する費

以下 建 0 用 築 0 整備 物物 「公共施設等」 部 \mathcal{O} 利用者 に要する費用の (公共施設並びにこれに準ずる避難施設、 及び都市 という。 額の · の 居:)その他公益的施設で政令で定めるも 範囲内に限る。 住者等の 利便 の増進に寄与する施設 について支援するこ 駐 車場その 他 \mathcal{O} $\overline{}$

1 略

と。

口 処 築物等若 若しくは認定建築物等に係る信託の受益権を取得し、 は当該株式会社等が発行する社債の 及びその (分を行うことを目的とする株式会社等に対する資金の貸付け又 専ら、 敷地 認定事業者から認定事業の施行により整備される建 しくは当該認定建築物等に係る信託の受益! (以下この 口 において 取得 「認定建築物等」 権 とい 0 当該認定 管理 . う。 及び 建

略

(削除

以下 0) 建 用 0) 築 0 整備 物 「公共施設等」という。 部 \mathcal{O} 利用者及び都市の居住者等の に要する費用の (公共 (施設 |並びにこれに準ずる避難 額の)その他公益的 範囲内に限る。 利便の 施設、 施設で政令で定め 増 進に について支援するこ 駐車 寄与する施設 半場その るも 他 0)

1 略

口

<u>ځ</u> 。

等が を目的とする株式会社等に対する資金の貸付け又は当該株式会社 当 築物等に係る信託の受益権を取得し、 及びその 専ら、 該 発行する社債の 認定建築物等に係る信託の受益権の 敷地 認定事業者から認定事業の施行により整備される建築物 (以 下 取得 「認定建築物等」 当該認定建築物等若しくは という。 管理及び 処分を行うこと 若しくは認定建

略

二| 範囲内に限る。 として施行する公共施設等の 次に 掲げ る債 務 を保 証 す るこ 整備に要する費用の と。 ただ 認 定 額に相当する額 事 業 者 が 認 定 事 0 業

イ 資 金の 認定事業者が認定 借入れ又は社債の 事 業 発行に係る債務 0 施行に 要 かる費用 に 充てるために行う

口 式会社等が行う社債の 認定事業者 前 号 口 に規 か %定す らの んる株式 認定建築物等の 発行に係る債務 会社等が行 取得に要する費用に充てるた う資金の 借入れ又は当該 株

(略)

2

前

項の規定により、

民間都市

前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三二

略

項各号」

とあるのは

「第四条第一

項各号及び都市再生特別措置法第二

合には、

民間

都市開

発法第·

+

一条第

項

、及び第十二条中

「第四条第

四三 前三号に . 掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

·機構が同項各号に掲げる業務を行う場 2 合に 前項の には、 民 規定により、 間 都 市 開 発法 民間 第 都市 十条中 機 |構が同項各号に掲げる業務を行う場 第 四 条第 項 第 号 とあるのは

「第四条第 項第二号及び都市再生特別措置法第二十九条第 項 第二

二条 二十条第 十九 適用する場合を含む。 場合を含む。 都市再生特別措置法第二十九条第 市 第 再 号 条第一 !生特別措置法第二十九条第二項の規定により読み替えて適用 及び第二号」 十一条第一 (都 市再生特別措置法第二十九条第二項の規定により読み替えて 号 中 項各号」と、 以下この号において同じ。 項」 「第十一条第一 とあるの と)」とする。 民間都市開発法第十四条中 同条第二号中 は 「第四 項」とあるのは 一項第 条第 「第十二条」) 」 と、 一号」と、 項第一 第十一 号及び第二号 「同項」 とあるのは 民間都市開 「第四条第 条第 とあるの 発法第 「第十 項 並 する び 項 (都 に は 第

、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならない。3 民間都市機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合においては

(民間都市開発法の特例)

第三 生特別 ては 項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建 条第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設」 関するも 一十条 発事業であって認定事業 措置法第十九条の 同号中 のに限 民 間 都 という。 る。 市 開 発法第四 であるも 二第 (整備計画に記載された第十九条の とあるのは、 条第 項 のに (に規定する整備計 項 0 第 V て の同号 号に規 ーという。 定する特定民 0 規 画 とする。 定 に記載さ 築物の 並びに都 0 適 用 整備 れ 間 に 第八 た同 つい 都市 市 再

> とあ 第一 都市 十九 号 読み替えて適用する場合を含む。 0) て適用する場合を含む。 市開 項各号」 号及び第二号」とあるの は と、 るのは 項 再 条第一項各号」 発法第二十条第一号中「第十一条第一 「第十二条 生特別措置法第二 (都市再生特別措置法第二十九条第二項の規定により読み替え 民間 とあるのは 「第十一条第一項」と、 [都市開発法第十一条第一項 (都市再生特別措置法第二十九条第) と、 第四 一十九 民間都市開発法第十四条中 以下この号におい 1条第一 は 条第 「第四 項各号及び都市再生特 」とする。 [条第 同条第二号中 項 第 及び第十二条中 号及び 項」とあるのは 項 て同じ。 第 第二号」 号及び第二号並び 「第十二条」とあ) 」 と、 第四 二項の規定により 别 「第四 と、 滑置法 条第 「第十一条 同 条第 民 項 間 項 第二 る に 都 第

い。
においては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならなにおいては、国土交通省令で定める基準に従って行わなければならな民間都市機構は、第一項第一号及び第二号に掲げる業務を行う場合

3

三十条及び第三十一条削除

(基金)

第三十

条及び第三十二条

削除

第三十二条 民間都市機構に、第二十九条第一項第二号に掲げる業務

(都市再生特別地区)

第三十六条

(略

2 位 建 に対する割合をいう。 ために必要な場合に限る。 第 \mathcal{O} 建築物の 建 建 置 都 被率 築物等」 市再生 号及び第三号に掲げる事項のほ 0) 制限を定めるものとする。 建 (建築面 築 特別地区に関する都市 という。 面 積 の最低限度、 積 の敷地面積に対する割合をいう。 以下同じ。 の 誘導すべき用 建 建築物の 築物の 計 0) か、 画に 最高限度及び最低限度、 容積率 高さの は、 途 建 築物その (当該地区 都市 最高限度 (延べ 計画法第八条第三項 他 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 並 0) 指 工 作 積 最高限 び 定 \mathcal{O} 敷 に \mathcal{O} 物 建築物 壁 地 目 (以 下 度、 面積 面 的 0 \mathcal{O}

3 定めら 積率 られた区域の面積を乗じたものの合計を当該地区の全体の n ば 前 0 な 項 最高限度を定める場合にあ れ 5 \mathcal{O} た建 建 な 築 築物 物 ただ \mathcal{O} 容積率 0 容 1積率の . О 当 該 最高限度は、 最高限度の 地 区 っては、 0 区 域 数値にそれぞれ 十分の を区 当該地区の . 分 し 四十以上の 7 同 区域を区 項 0 0 面積で除 数値でなけ 数 建 築 値 一分して 物 定め 容

> 基金 定により 第四 項 以 ĺ 政府が交付する補助 お 下この て 条 債務保証 に お 業務」 単 金をもってこれに充てるものとする。 に とい 基 金 . う。 と 1 う。 を円滑に実 を置 が施す るため 項 \mathcal{O} 規 0

2 る資 政 い府は、 金 を補助 予算の す ることが 範囲内に できる。 におい て 民 7間都市機構に対 基金に充て

のとする。 3 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるも

4 余があるときは 間 都 市 機 構 は 当 一該残余の額を国庫に納付しなければならない 債 務 保 証 務 を 廃 止す る場 合に お て 基金に 残

(都市再生特別地区)

第三十六条 (略)

2 ため 第一 0) 0 十分の に 位置の 建築物 建ぺ 都市 対する割合をい 建 「築物等」という。 に必要な場合に限る。 号及び第三号に掲げる事項 ١J 四十以上の 再 制限を定めるものとする。 率 !生特別地区に関する都市 0 建築面 **(**建 築面積の敷地面 、 う。 数値を定めるものに限る。)及び最低限 積 0 最 第百 战低限度、 の誘導すべき用途 九 条第一 |積に対する割合をいう。 のほか、 建築物の 計画に 建築物の高さの最高限度並び 項 E 容積率 は、 お 建築物その いて同じ。 (当該地区 都市 (延べ 計 他 画 面 0) 法 \mathcal{O} 0 指 第八条第 積 工 似度、 0) 定 最 0 作 最 敷 高 \mathcal{O} 物 に 高 限 地 建 目 (以 下 築物 壁 限 度 三項 面 的 度 面 積 \mathcal{O}

(新設

て得た数値が十分の四十以上であることをもって足りる。

4 む。 す 区 に 等によ る 第 機 築物 ふさ 次 条第 項 能 り、 0 わ が \mathcal{O} 敷 建 確 L 保さ 項 当 地 11 築 該都 に 内に道路 高 物 さ、 お れ \mathcal{O} 高さの 市再生特別 るように 1 て同 配列等を備 都 ľ 最高限 定 市 \otimes 地 計 なけ 区に に えた建築物 度 画 及び 接 に する おける防災、 お れ 壁 ば 1 て定め ならな 有効な空 面 \mathcal{O} \mathcal{O} 建 位 5 築が 置 地 交 れ \mathcal{O} た計 が 誘導さ 通 制 確 限 衛生 保さ 画 は 道 れ 等 路 当 n ること に関 るこ を 該 含 地

省 路 0 上空又は 路 面 下に おけ る建 築 物等 0 建 築又は 建 設

当 利 域 な 空 又 高 に 蕳 用 $\hat{\mathcal{O}}$ it 該 度 -六条の ううち 建設 利用 又は 重複 区 8 域 る を図 利 地 を行うことが Ł とい 用 建 下 \mathcal{O} 築物等 に 区 0 るため、 う。 域内におけ 0 ほ 都 か、 1 市 て上下の 0 再 を定めることができる。 道 生 敷地として併せて利 適切であると認め 都 特 路の上空又は路 市 る建築物等の 別 \mathcal{O} 範囲 再 地 生 区 を定めるも に に 関 貢 献 す á 6 建築又は 面 下にお 用 れるときは、 都 すべ 0 土地 市 この をも定め 計 建 き区 1 \mathcal{O} 画 場合におい 設 て建 合 に 域 0 理 は 限界で なけ 築物等 当 的 以 該 前 カ れ 条第二 下 道 0 あ 路 ば て \mathcal{O} 健 は、 なら 重 0 \mathcal{O} 建 全 て 複 X 築 な 項

2 (略)

第四 条にお 全 +条第 確 五. 掲 条の げ 保 る事 都 計 V 十三 項 市 て 画 に記 項 0 再 退退 規 生. に 一緊急整 定に 載さ 土地 係 避 経路協力 る退 より れた第十九条の 所 避 有者等 備 地 定 経路 仮換地とし 域 とい 角 は、 \mathcal{O} 整 \mathcal{O} 備又 その う。 十三第 て指定された土地 寸 八は管 全員 \mathcal{O} を締 土地 理に関す 0) 結することが 項 合 主 第二号 意に 地 んる協力 区 ょ にあ り、 画 か 整 5 定 できる。 0 理 第 都 (以 ては 兀 法 市 第九 下 こ 号 再 ま 生

> 3 る機 建 に 等により、 築物 次条 ふさ 前項 能 第 0 ゎ が \mathcal{O} 敷 建 確 L 保 当 項 地 1 築 さ 該 E 内に 高 物 必都市 れ お さ、 0 道 1 高 るように 配列等 路 さの て同 再 生特 都 ľ 最 別地 定 市 を備えた建 高 め 計 限 区に 度及 に な 画 げ 接 に はする おける防災、 お び れ 建築物の 壁 ば 11 て定め 有効な空 なら 面 \mathcal{O} な 建 位 築が 5 置 交通 地 れ 0 た計 が 誘 制 導 確 限 さ 衛 保 画 は 生等に ż 道 れること、 路 れ 当 を含 ること 該 関 地 25 区

道 路 0 上 空又は 路 面 下に お け る建 築物 等 \mathcal{O} 建 築又 は 建 設

路の 際競 ば あっ ては、 \mathcal{O} に 定め なら 重 建 樂又 7 複 区 争力の 六 空間 るも 条の な 利用 域 当 は 該 0 うち、 又 重 建設を行うことが 区 強化を図 \mathcal{O} は 域」 複 0) 利 都市 地 ほ とい 下に 用 建築物等 カコ 区 るため、 再 、 う。 生 域 特定 0 内に 特 莂 て上下 0) 都 おけ 道路の を定めることができる。 敷地として併せて利 適切であると認め 市 地 再 区 . の る建築物等 生 に 関す 上空又は路面 緊急整 範囲を定め Ź 都 備 0 地 市 るもの 建 5 域 計 文築又 用すべ れるときは、 下に 画 内 に に この をも は は、 お お き区 建 V 場合に 定め 設 て建 前 て 0 域 都 条 限 築物 第 な 当 市 以 け 該 界 お \mathcal{O} で 道 等 玉 項 れ 11 下

2 (略

第 規定に でに 退 安全 兀 生 緊 避 十五 急 経 掲 確 路協 より げ 保 条の る事 計 備 仮換 定 画 十三 地 項 域 12 英地とし とい に係る退 記 内 記載された第十九 0) 土地 う。 て指定された土地にあっては、 寸 所 避 \mathcal{O} 有者等は、 経路 を締 土 地 結することができる。 0) 主 条の 整備 その 地 十三 区 又 全員の は管理に 画 第 整 理 法 項 合意に 第九 関す 第 一号か ただ 当該 る協 ょ ŋ 凣 土 条 定 5 地 第 第 都 以 都 兀 市 対 項 市 下 号 再 ま 応 再 生 \mathcal{O}

| する事項 | 基準 工 前号の非常用電気等供給施設及びその属する施設の構造に関する気等供給施設の位置 非常用電気等供給施設協定の目的となる土地の区域及び非常用電のとする。 | 2 非常用電気等供給施設協定においては、次に掲げる事項を定めるもの土地の区域内に借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。) を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団 | の 項 に 一 | 第四次 非常用電気等共合面设施官 2・3 (略) 2・3 (略) 当該土地に対応する従前の土地。以下この節において同じ。)の区域 |
|------|--|--|------------|---|
| | | | (新設) | 2・3 (略) |

3 五四 第 五条の十 用 項中 「非常用電気等供給施設の」 電 前 ハ 協定区域に」 号 気等 節 非常用電気等供給施設協定に違反した場合の措置 の土地 常 その他非常用電気等供 「前項各号」 (第四十五条の二第 一第 供給施設協定 用 電気等 0 一項及び第一 区域をい とあるのは 供給施設 とあるのは に · う。 二項中 0 協定 V と 給施設 以下同じ 項及び第二項を除く。 て準用する。 「協定区域 \mathcal{O} 「第四十五条の二十 「都市再生歩行者経路の」 有効期間 第四十五条の四第 の整備又は (第四十五条の二十 に この場合にお 管理に関する事 کے 同 一第 項 項 0) 並 第三号中 規定は 一項各号」

て

同

条第

常

項

4 二項 認可 にお 定について前項にお とする。 合を含む。 五. 都道府県知事に協議しなければならない。 建 第 をしようとするときは いて準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第 築主事を置 (前項において準用する第四十五条の五第) 項又は第四十五条の十 0 か かない 規定により いて準用する第四十五条の二 市 町 村の 前項に、 、提出された意見書を添えて協議するも 市町村長は、 第 おい 項の て準用する第四 認可 この場合において 非 `をしようとするときは 、常用電気等供給施設協 二項において準用する 一第四 項 十五条の三第 第四 +前項 項 五条 \mathcal{O}

る。 項」

とあるの

は

第四十五条の二十一

第一

項

と読み替えるものとす

「第四十五条の二第

第四

十五条の七及び第四十五条の十中

兀

十五条の二第二項各号」

とあるのは

第四十五条の二

+

第

二項

各 第 とあるの びに第四

は + 第二

項 لح

(都市再 生 一整備計 画

第四十六条

(略)

第四十六条 (都市再 生 一整備計 略 画

| 第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の一(都市計画の決定等に係る権限の移譲) | 第五十一条 市町村は、都市計画法第十五条第一項及び第八十七条の二 (都市計画の決定等に係る権限の移譲) |
|--|--|
| 14/ 16/ (略) | 17 |
| | 関する事項を記載することができる。 |
| | 認められるものの区域並びに当該居住者等利用施設の整備及び管理に |
| | 令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備及び管理が必要となると |
| | 他の都市の居住者その他の者の利用に供する施設であって国土交通省 |
| | 利用の促進を図るために居住者等利用施設(緑地、広場、集会場その |
| | 認められる土地をいう。以下同じ。)であって、その有効かつ適切な |
| | する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると |
| | の利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類 |
| | 用土地(居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はそ |
| (新設) | 16 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域内にある低未利 |
| 12]・13] (略) | 14 • 15 (略) |
| | 公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。 |
| | 記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市 |
| (新設) | 13 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を |
| | ることができる。 |
| | となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項を記載す |
| | を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要 |
| | 等であって政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上 |
| | の他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設 |
| | 号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所そ |
| (新設) | 12 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三 |
| 2~11 (略) | 2~11 (略) |
| | |

す に 画 第 んる日 お 12 項 係 11 る都 まで て準 0 規定に \mathcal{O} 用 市 間 計 す に限 る場合を含 画 か \mathcal{O} かわらず、 り、 決 定又は 都市 む。 変更をすることが 第四 再生整備計 十六 \mathcal{O} 公告 条第 画 \mathcal{O} 十八 に記載され 日 カン 項 できる 5 計 後 段 画 た市 決 (同 定 条第 町 期 村 限 決定計 十九 が 到 来 項

2 4 略

第 五. 款 都 市 公 園 0 占 用 0 許 可 0 特 例

第六 第 技 は 合 生 第 備計 を含 外 七 十 翻 整 条 備 一条の二 項 及 む \mathcal{O} 画 び構 に基 規 計 \mathcal{O} 定 許 画 可 が 造 に づ つく都市 同 第四 規 か 0 条第 申 定 占 カ . 用 十六 わ 請 に に関 公園 より 十八 らず が あ 条第 公表さ 項 する工事その の占用につ 前 た場合にお 当 + 該許 |該占用 段 一項に れ 同 た 月 規 条第 いて都市 が 他 第四 定する事 か ては、 5 0 + 事項に関し 十六 九 年 項 公園法第六条第 にお 条第 項 以 公園管理 内 が に 記 + 1 政令で . 当 載さ 7 準 項 者 該 0 は 都 用 れ 定 施 市 す た る場場 項 8 設 同 再 都 等 法 又 生 市

術

的

基

準

に

適

合する限

ŋ

当

可

を与えるものとする。

第七 業の する区 あ 整 再 向 する者) L 十三 生 上 玾 つ ては、 生法第九 施 当 整 \mathcal{O} 域内 ため 行に関 条 該 備 土地 は、 歩 当 十八 行 \mathcal{O} 0 都 その 「該土地に対応する従 経 連 者 市 (同 条第 経 路 寸 して必要となる歩行者 再 全員の 路協 法第九十八条第 0 生 0 整備計 整備又は管理に関 土地 定 項 合意により、 0 \mathcal{O} 規定に、 とい 所 画に記載され 有者 · う。 より 前 及び借地 項 0 を締結っ 土地の 当 0) する協定 仮 \mathcal{O} 該区 た第四 規定により 移 換地として指定さ 動 権等を有する者 域内におけ 所有者及び することが 上 0) 十六条第十四 (次項に 利 仮換地として指 便 性 る都 借 お できる。 及 び 11 地 れ 主 項 安 た土地 て 市 権 んに規 全 開 等 地 都 ただ 性 発 を 区 事 有 に 画 定 定 市 \mathcal{O}

> する日 画 に 第 に お 項 係 1 まで る都 0 7 進 規 定に 0 市 用 間 計 す に限 る場合を含 カコ 画 0 カコ り、 わ 決定又は 6 ず、 都市 む。 変更をすることができる 第 再 生 四 整 \mathcal{O} 十六条第 備計 公 告 画に \mathcal{O} 十五 日 記載された か 項 6 計画 後 段 決 同 市 定 町 期 条 第 限 村 +決 が 定 六 到 項 来

新

設

第七 Ļ 業 あ 整 再 向 する者) す る区 十三 0 理 生 上 つ 法第九 ては、 $\overline{\mathcal{O}}$ 施 当 整 ため 行に 該 域 条 備 は、 分 土 歩 地 関 十八 都市 行 \mathcal{O} 当 \mathcal{O} その 連 「該土地に対応する従前の 者経 経 (同 歴路の 条第 寸 再 して必要となる歩行者の 法第九十八条第 全員 路協 生 \mathcal{O} **上整備計** 整備又は管理に関する協定 土地 定 への合意によ 項 \mathcal{O} \mathcal{O} とい 規 所 画に記載さ 定により 有者及び , う。 らり、 項 土地の 借地 \hat{o} 当 を 仮換地として指定さ れ 規定により仮換地として指 該 締 移 た第四 権等を 結することが 区 動 主の 所有者及び 域内におけ 一十六条第十 (次項に 有する者 利 便 性 おい)借地 る都 できる。 及 び れ 主 項 権等 安 た土 て 市 んに規 全 地 開 都 性 地 ただ を有 発 区 に 事 定 定 市 \mathcal{O} 画

箬 借 さ \mathcal{O} 地 n た土 \blacksquare 権 的 箬 と \mathcal{O} 地 な 目 に 0 的 あ て لح 0 て な 1 る土 は、 0 て 当 地 11 る土 該 \mathcal{O} 所 土 地 有 地 者 が に \mathcal{O} 対 あ 合意 る場 応 す を要 る従 合 に お 前 な 11 \mathcal{O} 土 て 地 は 当 \mathcal{O} 該 区 借 域 地 内 に 権

2

路」 る 第 又 兀 を 市 \mathcal{O} 計 備 第 者 項 整 六 んは 条第 兀 묽 1 ŧ 再 + 画 地 経 第 備 前 とあ う。 묽 生 7 路 + 管 中 に 域 歩 章 とす 第 第 中 뭉 五. 理 整 記 行 +第 لح 同 中 六 条 に 兀 都 以 る 備 載 者 る 下こ ある 都 関 項 さ 七 節 \mathcal{O} 項 市 \mathcal{O} 歩 条第三項 経 都 十三 行 す \mathcal{O} 再 は 及 れ 市 路 第 る事 た区 規 生 者 び 0 第 \mathcal{O} 再 市 協 土 条第 定に 経路 緊 節 第 再 兀 は 生 定 十五 項 急整 域 及び 生步 項 に 地 歩 に 項中 0 第 行 お ょ 所 0 とあ と、 第四 と n 項 行 備 1 兀 者 1 有 条 ٤, 地 て 者 者 0 都 +経 \mathcal{O} て 都 同 第四 六 十五 路」 潍 域 等 経 る 第 市 経 第四 路 第 兀 \mathcal{O} じ。 市 条 路 用 \mathcal{O} 再 (第七 とあ 十五. 条の 0 地 第 を は + 生 再 す 生歩! 十五 رِّ چ 項 五. 整 域 11 + _ う。 とあ 十三 を除 第 整 兀 る 条 備 条 十 と、 ک 行 の 二 \mathcal{O} 備 項 0 七 計 条 条 方針」 るの \mathcal{O} 者 以 0 + 七 画 0 第 は < 及び 第四 規定 場 第 に 経 第 下 都 記 合 条 第 項 路 同 は 第 第四 لح *の* 項 中 U 十 項 に に 0 載 市 あ さ 五 本文 項 ょ 都 規 並 再 お る 条の 中 لح ŋ 都 定 項 れ び 生 十 市 11 へに規 に 都 \bigcirc 五. \mathcal{O} あ 整 は、 た 市 再 て 土 لح 兀 条 経 る 第 は 市 再 備 生 読 匹 生 5 \mathcal{O} 路 第 定 地 0) 再 歩 整 同 都 第 生 4 + \mathcal{O} す 所 は + 緊 行 備 条 市 五. 替 中 整 兀 項 る 有 整 急 者 同 歩 第 再 備 者 者 都 経 生 え +第 条 備 整 項 行 2

都市利便增進協定)

第 す 地 X. 七 る に 画 +区 兀 あ 整 0 玾 域 条 7 法 内 は 第 都 \mathcal{O} 九 市 当 団 + 再 該 八 \mathcal{O} 生 条 土 土 地 地 第 備 に 0 計 項 対 所 画 応す 有者若 \mathcal{O} に 規 記 っる従 定に 載 さ L ょ < 前 れ 0 n は た 土 仮 借 第 換 地 兀 地 地 \mathcal{O} 権 + とし 等 所 六 有 を 条 者 第 7 有 指 す 又 +んる者 は 定 五 さ 借 項 地 n 主 た土 権 規 地 定 等

> 等 借 さ ħ 0) 地 た土 目 権 等 的 لح 地 \mathcal{O} な に 目 的 あ 0 て 0 لح な て 1 る土地 0 は、 7 当 7 該 \mathcal{O} る土 土 所 有者の 地 地 が に あ 対 応す 合意を要し る 場 %合に んる従 お 前 な \mathcal{O} 11 7 土 地 は 当 0 該 区 域 借 内 地 に 権

るも 第四 又は 兀 をい 等」 計 備地 路」 整 六 市 \mathcal{O} 第 者 項 条 号 再 + 画 経 第 備 前 う。 とあ と 号 0) + 管 第 中 生 に 路 歩 域 章 とす 理 整 第 記 中 뭉 行 第 五. + とあ 第 に 都 以 る 備 載さ 同 中 者 六 条 七 関 下こ 条第三 る \mathcal{O} 項 0 歩 項 都 飾 市 経 るの 及び 十三 都 再 行 n す \mathcal{O} は 市 路 (第 :者経路 んる事 た区 規 生. 0 再 協 第 市 土 定に 緊 節に 項 条 第 は 生 再 定 兀 急整 地 及び 歩 生歩 十五. 項 項 域」 第 に 項 おい 第四 行 <u>の</u> 0 所 第四 と と、 ŋ 中 者 項 行 لح 備 有 11 条 あ 都市 て同 者等 者経 \dot{O} 地 と 十六 経 \mathcal{O} 7 「都市 第四 第四 十五. 路」 準 る 域 経 路 路 第 \mathcal{O} 再 0) 第 条 用 (第七 とあ 四 第 生 をい 0 + 地 再 + 条の す は ź。 生 五 項 五. 整 域 + +_ るの とあ 立 歩 第 条の う。 備 整 十三 条 + を 備方 と この 計 条の の 二 項 除 行 七 条第 者 るの 七 0 第 は 以 +画 第四 第三 針 経路 場 及び に 規 下 覚定に 都 条 第 項 同 合 記 は <u>の</u> に 第四 لح 十五 項 中 第 載 項 市 ľ, 0 É 項 都 あ ょ 本 並 再 お 規 び 文 都 定 る لح ŋ 項 + れ 条 中 生 市 11 五 0 整 0) に に た あ 都 市 \mathcal{O} 再 は、 て、 土 規 لح 条 経 は 兀 る 第 市 再 備 生 四 読 0 5 整 路 定 地 \mathcal{O} 再 生 歩 同 都 第 第 す + + は 生 緊 行 備 条 4 \mathcal{O} 所 市 整 五. 替 中 兀 項 整 急 同 歩 第 る 有 者 再 者 都 備 +第 者 条 備 経 項 行 生 え

都市利便增進協定

第 す 七 地 区 に 画 る +あ 整 区 兀 つ 理 域 条 7 法 内 は 第 都 \mathcal{O} 九 市 当 寸 再 + 該 八 生 \mathcal{O} 土 条 土 地 第 地 備 計 0 対応す 項 所 画 有者若 \mathcal{O} 規 記 んる従 定に 載 さ 前 ょ れ ŋ は \mathcal{O} た 土 仮 借 第 地 換 地 兀 地 権等 \mathcal{O} +とし 所有者 を 有す 7 第 指 +又 える者 は 定 さ 借 項 地 主 た 規 権 土 等 地 定

協定 者等」 再 を有する者) 生推進法人は、 (以 下 という。 都 若しくは当該区 市 都市利便増進施設の 又は第百 利 便増進協 十八 匹域内の 定 条第 とい 建築物の 、 う。 項 体的な整備又は管理に関する の規定に を締結 所有者 より (以 下 指定され 市 町 土地 村 た 都 長 0 所有 認 市

2 略

定

を申請することができる

市 利 便増進協 定 の認定基準

第七十五条 定が う。 とができる。 次に掲げる基準 0 申 請 市町村長は、 が があっ た場合にお に適合すると認めるときは、 前条第 1 て、 項の認定 当]該申 (以 下 -請に係る都市 協定の認定をするこ 「協定の 認定」 利 便 増進 とい 協

により 掲げる事項の内容が適切であり、 都 市

再

生

整備

計

画

に記載され

た事項に適合するものであるこ

都市利便増

進協

定におい

て定める前

条第

項 第

号

及び第

三号に

か

つ、

第四十六条第十五項の

規

定

略

三・ 兀 略

第 七節 低 未利 用 土地 利 用 促 進 協定

低低 未利 用 土地 利 用 促進 避協定の (締結等)

第 構 定により指定された都市再生推進法人、 第七十二号) (第八十条の六第一項に規定する業務を行うものに限る。 条 か 二 市 第六十八 町 村又 は 条第 都 市 再 項 生推 \mathcal{O} 規定により 進法 都市緑地法 等 (第百 指定された緑地 + (昭和四 条第 以下この 十八 管理 項 年法 0 機 規

> 者等」 協定 定を申請することができる。 再生推進法人は、 を有する者) 以 とい 下 、 う。 都市 若しくは当該区 又は 都市 利 便 増進 利便 第百十八) 増進 協 定 区域内の 条第 施設の一 とい 建 、 う。 建築物の 項 体的な整備又は管理に関 の規定により 所 を締結し、 有者 〇 以 下 指定され 市 町 土 村 地 た 都 でする \mathcal{O} 所 認 市 有

2 略

(都市 利 便 増進 協定の認 (定基準)

第七 う。 とができる。 定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 十五 0) 条 申 -請が 市町村長は、 があっ た場合におい 前条第 て、 項 \hat{o} 当該 認定 审 (以 下 -請に係る都 協定の認定をするこ 「協定の 市 認定」 利 便 増 とい 進 協

(略

と。 により 掲げる事項の 都市 利 都 便 市 増進 再 内容が適切であ 生 一整備 /協定におい 計 画 に 記載され て定める前条第 ŋ, か た事項 つ、 第四 に適合するものであるこ 十六条第十三項の 項 第 一号及び 第 三号に 規定

<u>=</u> 兀 略

新設

管理 0 る事 第八 第百 項にお 締結して 事 収益を目的とする権利 域 成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。 お 項 を除く。 国土交通省令で定める施設に、 (景観法第八条第二項 でを定め 条第 ,項に係る居住者等利用施設 、十条の七第 を行うため て は + · 号) いて 景観整備機構」 都 一項において同じ。 めた協定 当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる 市再 第九 禄地 を有する者 十二 生整備計 一項に規定する業務を行うものに限る。 管理 当該事 以 条第 機 下 構 とい ,項に係る低未利用 画 第 (以 下 低 時使用のため設定されたことが明らかなも [に記: 項 、 う。 号に規定する景観計 の規定 未利 という。 内において整備される良好な景観を形 載された第四 「所有者等」 (緑地管理機構にあっては緑地その 用 景観整備機構にあっては景観 をいう。 土地利用 に より 又は景観法 土地の 指定された景観整備機 という。 十六条第十 以 促進協定」 外下この 所有者又は使 画 区 伞 節にお 域 とい と次に掲げる 以下この -成十六年法律 六項 を 0) へに規 う。 整備及び う。 て同じ 用 計 項に 及び 第百 画区 定す 構 を 他

_ 前号の居住者等利用施設 0) 整備及び管理の 方法に関する事 項

等利用施設

低

未利用

土地

利用

促進

協定

0

目的

となる低

未利

用

土地

及び居住者

- 四三 低 未利 用 土地 利用促進 協定 \mathcal{O} 有効期間
- 未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置
- 2 \mathcal{O} 低 所 以未利用· 有者 等 土地利用 \mathcal{O} 全員 の合意が 促進協定については なけ ればならない。 前項 第 号 0 低 未利 用土地
- 3 合するものでなければならない。 低 未利用土地利用促進協定の内容 は 次に掲げ いる基準 0 V ず れ にも
- 一適 都市再生整備計画に記載された第四十六条第十六項に規定する事

| (新 新 新 新 設 設 設) |
|-------------------|
|-------------------|

者」 再生推進法人等」 所有者」 置法第八十条の二第一 とあるのは とあるのは 「所有者又は都市再生推進法人等」とする。 とい 「都市再生推進法人等」 項に規定する都市再生推進法人等 う。 کر 同法第六条第二項及び第八 同法第九条中 (以 下 条中 都市 所有

(緑地管理機構 0 業務の特例)

(新設)

第八十条の六 行うことができる。 地 管理機構 は、 同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、 (同法第六十九条第 都市緑地法第六十八 入条第 号ロに掲げる業務を行うものに限る 項の規定により指定された緑 次に掲げる業務を

管理を行うこと。 低 【未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設 0 整備及び

前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 \mathcal{O} は、 号」とする。 前項 の場合にお 「若しくは いては、 ニ(1)又は都市再生特別措置法第八十条の六第 都市 緑地法第七十条中 「又は (1) とある 項第

(新設

(景観整備機構の業務の特例)

第八十条の七 きる。 備機構 用促進協定に基づく居住者等利用施設の整備及び管理を行うことがで は、 同法第九 景観法第九十二条第 十三条各号に掲げる業務のほ 項の規定により指定された景観整 か 低未利用土地利

2 げる業務」 条の七第一項に規定する業務」とする。 前項の場合にお とあるのは、 いては、 「掲げる業務及び都市再生特別措置法第八十 景観法第九十五条第 項及び第 一項中 「掲

国 [等の援助)

第八 を締結しようとする低未利用土地の 十条の八 国及び関係地方公共 団 所有者等に対 体 は 低 未利 用 土地 低未利用土地利 利 用 促 進 協定

用促進協定の締結に関し必要な情 報 0 提供 指導 助 言その 他 援助

を行うよう努めるものとする。

√ 地適正 化計 画

第八十一条 (略)

2 立地適正化計画には、 その区域を記載するほか、 おおむね次に掲げ

る事項 、を記載するものとする。

(略)

兀 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げ

る事業等に関する事 項

(略)

口 イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の 整

備に関する事業、 市街地再 開 発事業 土地区 |画整理事業その 他国

土交通省令で定める事業

(略)

五・六 (略)

、特定住宅整備事業を行おうとする者による景観計画の策定等の 提案

第八十七条 項に規定する景観 特定住宅整備事業を行おうとする者は、 行政団体に対し、 当該特定住宅整備事業を行うため 景観法第七条第

に必要な景観計画

(同法第八条第一

項に規定する景観計画をいう。

以

特定住宅整備事業を行うために必要な景観計画

(同法第八条第一

項に

新設

立 地 適正 化計 画

第八十一 条 (略)

2

<u>√</u> 地 適正 化計画には、 その区域を記載するほ か、 おおむね次に掲げ

る事項 を記載するものとする。

(略)

兀 都市機能誘導区域に誘導 :施設の立地を図るために必要な次に掲げ

る事 業等に関す /る事 項

1 (略)

イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の

事 業

備に関する事

業

土地区

画

[整理事業その他国土交通省令で定める

口

(略)

五・六 (略

、特定住宅整備事業を行おうとする者による景観計画 (T) 策定等の 提案

第八十七条 年法律第百十号) 特定住宅整備事業を行おうとする者は、 第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、 景観法 伞 -成十六 当該

整

この ならない 下この項において同じ。 場合にお 、ては、 当該提案に係る景観計画の素案を添えなければ 0) 策定又は変更を提案することができる。

2 略

第 款 の 二 都市 再 開 発法 0 特例

第百 《都市再開 囥 条 *の* 二 発法第 立地 適 二条第二号に規定する施行者をいう。 正 化 計 画 に 記 載さ n た市 街 地 再 開 発 以下この 事 業 0 施 条に 行者

進法人が実施するものに限る。 関する事 業 (第百 十八条第 項 の規定 0 用に供するため特に必要があると に より 指定された都 市 再 生推 第

な

て同じ。

は

当該立地適正化計画に記載された誘導施設の

整備

る第 認めるときは 項 に 種市街地再開発事業により当該施行者が取得した同法第 お 1 て準 同法第百八条第 用する場合を含む。 項 (同法第百十八条の二 \mathcal{O} 規定にか かわ らず 十四四 同 法によ 二条第 \mathcal{O}

業により当該施行者が取得した同法第二条第十号に規定する建築施設 九号に規定する施設建築物の 規定する個別利用区 内の 宅地又は同法による第 部等若しくは同法第七条の 種市街地 + 再 第 開 発事 項

 \mathcal{O} 部分を、 公募をしないで賃貸し 又は譲渡することができる。

第百 九条 略

2 第 特 号及び第三号に掲げる事 定用途誘導地区に関する都市計画には、 事項のほ か、 次に 都市 掲げる事項を定めるも 計画法第八条第三項 0)

する建築物の容積率の最高限度 建築物等の 誘導すべ き用途及びその 全部 又は 部 を当 「該用途に供

とする。

観 更を提案することができる。 規定する景観 計 ;画の素案を添えなければならない。 計画 [をいう。 以下この項におい この 場合におい ては、 て同じ。 当該提案に係る景 0) 策定又

は 変

2 略

(新設

第 百 九 条 略

2 ため その 建 第 築物 特 必要な場合に限る。 全部又は 定用途誘導地区に関する都市 号 0 及び第三号に掲げる事 高さの 一部を当該用途に供する建築物の容積率の 最高限 度 (当該 を定めるものとする。 項 (地区における市街 0 計画には、 ほ か、 建 操物 都市 等 地 計 0 画 0) 誘 環境 法 導 最高限度及び 第八条第三項 す を確保する き用途、

要 当 な 該 場 抴 合 X 12 におけ あ 7 る土 は 地 建 0 築 合理 物 0 的 容 積 か 率 0 健 0 全な高 最 低 限度 度 利 及 用 び を 建 図 築 るため 物 0 建 築 必

三 面 当 積 該 0 最低限 地区におけ 度 る市 街 地 0 環 境 を 確 保 るため 要 な 場 合 あ 0

す

必

7 は 建 築 物 0 高 さ 0 最 高 限 度

跡 地 等 \mathcal{O} 管 理 に関 する市 町 村 0 援 助 等

第 旨 提 所 村 X. 域 供 有 は + 及 条 者 当 指 び 等 跡地等管理指針に 該 第 導 に 跡 八 対 Ļ + 地 助 等管理 言 そ 当 条 0 該 第 指 跡 八 他 0 地 針 項 関する事項が 援助 等 に即 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} ľ を行 適 定 正 に 当 より うものとする。 な 該 管 跡 記 <u>\</u> 理を行うため 地等管理 載されてい 地 適 正 化計 区 るとき 域 に 画 角 必 に 0) 要 跡 な 跡 は、 地 情 地 等 市町 報 等 管 0 理 \mathcal{O} 第

略

2

跡 地 等 管 理 協定 の締 結 等

第 規 百 正. お 務 12 %定に により 第 又 を行 11 化 + 旨 は は て 計 十六 景観法第九 うも より 条 指 都 画 「景観整備機 に記 定さ 市 緑地 条第 のに限 指 市 載さ 定さ れ 町 た都 法第三条第 村 項 る。 十二条第 れ れ 又は都市再 た跡 構 に規定する業務を行うも た緑地管理 市 以下この 再 生推 地等管理区 という。 項 項 生推進法 進 **左機構** 頃に 法 0 に規定する緑地であるも 人、 規定により |域内の をいう。 おい (第百: 都 人 等 て 市 跡地 十五 緑地法第六 「緑地管理機構」 (第百-以下同 のに限る 指定され 等 条第 十八 (緑 ľ, る。 た景観 十八 項に規 条第 地 管理 0 以 条第 に、 は、 下 とい 整 項 定 立 備機 0 景 構 0 す る業 う。 観 に 地 項 項 規 E 整 あ 構 定 適 \mathcal{O}

> 跡 地 等 \mathcal{O} 管理 に 関 はする市 町 村 0 援 助 等)

供 う。 百 たことが明ら 所 村 区 域 は、 + 有 及び 指 者 条 に対 導 又 当 跡地等管理 は 該 第八十一 跡 助 Ļ 使 か 用 地 言 その 当 等 なもの 及 管理 該 条第 び 生指針に 跡 他 収 地等の を除く。 指針 八 益を目 0 援助を行うものとする。 項 に即 関する事 \mathcal{O} 適正 的 規 定により Ļ を有する者 す な管理を行うため 項が記載されてい 当 る 権 該 跡 <u>\</u> 利 地 地 等 適 以 管理 正 時 下 使 化 区 計 用 「所有者等」 ると 必 域 画 \mathcal{O} 要 内 に き な 0) 跡 8 情 設 跡 は、 地 報 定 地 等 لح \mathcal{O} 等 市 管 提 れ 0 町 理

2 略

跡 地 等 管 理 協定の 締 結 等

第 域内 を行う をい 第七 定により お 百 に (第百十五 ょ + 1 · う。 ŋ 0) て 十 É 跡 指 条 「緑 号) 定され 地等 以 \mathcal{O} 指 条第一 市町 地 下 に限る。 定された景観整備機 管理 第六 同 (緑地管理 た都市 ľ 村又は都市再 項に規定する業務を行うものに限る。 機 十八条第一 構」 以 外下この は、 再 一機構にあっ という。 生 推 立 項に 生推進法 地 項 進 構 \hat{O} 法 適 おい 規定により 正 人 ては (第百 又は 化計 都市 て 人等 都市 景観法第九 十六条第 画 「景観整備機 に記 緑地法 (第百十八 指定された緑 緑地法第三条第 環載さ 昭 十二条第 項 n た跡 構 Œ 条第 和 規 四 以 流定す とい 下この 地 地 + 凣 等 管 項 . う。 んる業 理 項 管 項 年 0) 理 法 規 に \mathcal{O} 項 機 務 規 区 規 に 構 律 定

下 するため、 備機構にあっては景観 「跡地等管理協定」 当該跡地等の所 計画区域内にあるものに限る。 という。 有者等と次に掲げる事項を定めた協定 を締結して、 当該跡地等の管理を行)を適正に管理 以

2 { 4 ~ 五. (略)

うことができる

略

都

市再生推進法

人の指定

第百 申 指定することができる。 る業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、 推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって、 営利活動法人、 請 一十八条 により、 市町村長は、 都市再生推進法人 般社団法人若しくは 特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非 (以 下 「推進法人」という。 般財団法人又はまちづくりの 次条に規定す

2 \(\) (略

(推進法人の業務)

第百十九条 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

一 六 略

七 低未利用土地利用 促進協定に基づき居住者等利用施設の整備及び

八~十二 管理を行うこと。 (略)

区 [分経理]

第百二十四条 民間都市機構は、 第二十九条第 項第 号に掲げる業務

> 理するため、 項 定する緑地であるものに、 第 号に規定する景観計画区域内にあるものに限る。 当該跡地等の 所有者等と次に掲げる事項を定めた協定 景観整備機構にあっては景観法 を適正に管 第八条第二

~ 五. (略)

行うことができる

以下

跡地等管理協定_

という。

を締結して、

当該跡地等の管理を

2 \ 4 (略)

(都市再生推進法人の指定)

第百十八条 法人 うことができると認められるものを、 件に該当するものであって、 推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要 営利活動法人、 (以下「推進法人」という。) として指定することができる。 市町 村長は、 般社団法人若しくは一 特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非 次条に規定する業務を適正 その申請により、 般財団法人又はまちづ 都市再生推 かつ確実に行 くり 進 0

2 \(\) 略)として

その

(推進法人の業務

第百十九条 推進法人は、 次に掲げる業務を行うものとする。

~六 略

(新設)

七~十一 (略

区]分経理)

第百二十四条 民間 配都市 隣構は、 次に掲げる経理については、 それぞれ

第三条 ŋ に掲げる方法 て同じ。 (民間都市再生事業計画の認定を申請する期限) (同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。 行うことができる。 次条において同じ。 特別の勘定を設けて整理しなければならない。 附 第二十条第一項の申請は、 則 (削除) 及び第七十一条第一 (出資に係る部分を除く。) に係る経理については、その他の経理と区分 項第一号に掲げる業務 平成三十四年三月三十一日までに限)により支援するものに限る (同号イ及びロ 次条におい 第三条 ŋ その他の経理と区分し、 (民間都市再生事業計画の認定を申請する期限) 行うことができる。 条第 係る部分を除く。 法により支援するものに限る。 第二 附 第二十九条第 第二十条第一項の申請は、 に係る経理 項第一 一十九条第 則 号に掲げる業務 一項第一号に掲げる業務)により支援するものに限る。 項第二号に掲げる業務に係る経理 (同号イ及びロに掲げる方法 平成二十九年三月三十一日までに限 次条において同じ。 (同号イ及びロに掲げる方 次条において同じ 及び第七十 (出資に

特別の勘定を設けて整理しなければならない

- 24 -

| _ |
|---|
| 傍 |
| 線 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 4 |

| 附則 | 第四章の二〜第九章 (略) | 第二節 (略) | 第四款 管理処分手続の特則(第百十八条の二十五の三) | の二十五・第百十八条の二十五の二) | 第三款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例(第百十八条 | 第一款~第三款 (略) | 第一節 管理処分手続 | 第四章 第二種市街地再開発事業 | 第三節 (略) | 第六款 権利変換手続の特則(第百十条—第百十一条) | 二・第百九条の三) | 第五款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例(第百九条の | 第二款~第五款 (略) | 第一款 手続の開始(第七十条—第七十一条) | 第二節 権利変換手続 | 第一節 (略) | 第三章 第一種市街地再開発事業 | 第一章~第二章 (略) | 目次 | 改 正 案 |
|----|---------------|---------|-----------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------|------------|-----------------|---------|---------------------------|-----------|-------------------------------|-------------|-----------------------|------------|---------|-----------------|-------------|----|-------|
| 附則 | 第四章の二〜第九章 (略) | 第二節 (略) | 第四款 管理処分手続の特則 (第百十八条の二十五の二) | 二十五) | 第三款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例(第百十八条の | 第一款~第三款 (略) | 第一節 管理処分手続 | 第四章 第二種市街地再開発事業 | 第三節 (略) | 第六款 権利変換手続の特則(第百十条・第百十一条) | | 第五款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例(第百九条の二 | 第二款~第五款 (略) | 第一款 手続の開始(第七十条・第七十一条) | 第二節 権利変換手続 | 第一節 (略) | 第三章 第一種市街地再開発事業 | 第一章~第二章 (略) | 目次 | |

市 街 地 再 開 発 事 業 0 施 行

第 る 有 0 宅 同 する者 て第 地 意を得た者 \mathcal{O} に つい 文はこ 種 次 て、 市 に 街 れ は 掲 又は 地 げ 6 再開 る区 0 はその 宅地 人で、 域 発事業を施 宅 に 内 又 地 \mathcal{O} 0 は 及び 1 宅 数 て 地 所 行することが 人 に 八共同 定 有 0 権若 1 \mathcal{O} 区 して、 て 域 所 L Š 内 有 でき 当 \mathcal{O} は 権 宅 該 借 若 しく 地 権 地 以 利 権 外 \mathcal{O} を は \mathcal{O} 目 有 借 的 土 す 地 る 地 で 権 あ に 者 を

う。 高 度 利 以 用 同 地 区 都 市 区 計 域 画 法 第 八 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 高 度 利 用 地 区 を

い

下

U.

0

- 号) 都市 条 に 第三 再 お 生 11 一十六条第 特別 て 同 地 区 (都· 項 \mathcal{O} 区 0 市 域 規定による都 再 生 特 別 措 置 法 市 再 平 生 特 成 別 + 匝 地 区 年 法 を 律 う。 第 第
- 三 よる特 積 面 特 積 \mathcal{O} 0 対 定 最 定 用 区 す 域 低 用 る 途 途誘 誘導 限 割 度 合 導 が 地 定め 地 区 区 都 5 を れて 市 以 11 下 再 同 生 特別措 るも 建 築物 0 に限る。 \mathcal{O} 置 容 法 最 第百 低 積 限 率 第 度 九 延 条第 及 三条にお び 面 建 項 築 積 物 0 0) 規 7 0 敷 定に 同 建 地 築 面

四 律 に 地 お 条 よる防 け 区 都 (昭 第 る防災 以 計 市 画 和 下 計 号 \mathcal{O} 五. 災 画 密密 十五 街区 法 に 区 街 お 区 第 域 集 年法: 十二条 市 整 \mathcal{O} 11 (次に 備 整 7 街 律第三十 地 備 地 特 掲げる条件の 区 \mathcal{O} 整 \mathcal{O} 定地 兀 計 備 促 画又 法 進 第 应 に関する法 区 号) とい は 項 計 幹 第 画 等 第九条第 う。 全てに該当 線 道 号 区 域 路 律 0 第三 地 \mathcal{O} 伞 とい 区 沿 一十二条 す 項 成 計 道 っ る も . う。 九 \mathcal{O} \mathcal{O} 画 整 規定によ 年 第 法 0) 密 備 律 集 12 に 項 市 限 関 第 る る。 す \mathcal{O} 兀 街 る法 沿 規 + 地 第 定 九 に

イ 略

口 定 す 地 る高 X. 整 度利 備 計 用 画 [等に 地 区 に お 0 1 て て定め 都 市 計 るべ 画 法 第八 き事 条第 項 (特 定建 項 第 築物 二号 チ 地 ĺ 区 整 規

> 市 街 地 再 開 発 事 業 0 施 行

第二 る宅地に 有す \mathcal{O} 0 条 V 同 うる者 て 意を得た者 \mathcal{O} 第 0 又はこれ V 種 次 市 て、 に 街 は 掲 げ 地 又 6 Ō 再 は る区 宅地に そ 開 人 へで、 の 発 域 事 宅 内 事業を施っ 又は 地 0 \mathcal{O} 宅 V 及 び 、て所有な 数 地 行することが 人 に 共 定 0 同 権若 V \mathcal{O} 区 して、 7 域 所 内 有 は借地 当 できる 0 権 該 若 宅 地 権 L 利 以 権 外 0 を は 0 目 借 有 的 土 す 地 Ź 地 で 権 者 あ に を

- 1 · う。 高 度 以 利 下 用 同 地 ľ 区 都 0) 市 区 計 域 画 法 第 八 条 第 項 第三 号 0 高 度 利 用 地 区 を
- 下 都市 同 じ。 第三 再 生 + 特 0 六 别 区 条 域 地 第 区 (都市 項 \mathcal{O} 規 再 定 生 特 別 ょ る 措 都 置 法 市 再 平 生 特 成 莂 兀 地 区 年 法 を 律 第

+

以

新設

三 三条 号。 地 律 に お による防 ゖ 区 都 (昭 に る防 計 以 市 お 画 和 下 計 災 \mathcal{O} 五. 災 画 「密 十五 街 7 区 街 法 第十一 区 集 区 域 特 年法 市 整 0 (次に 定地 備 街 整 律 地 備 条 地 掲げ |第三十 0 区 0 区 整 備 兀 計 計 促 画又は 法 る条件の 進 画 第 应 に 等 号) とい 関す 区 項 域 幹 第 線道 んる法 全てに う。 第九条第 という。 号 路 律 0 这該当 \mathcal{O} 第三十二条 地 伞 区 沿 す 項 道 成 計 るも 0) 九 \mathcal{O} 画 規 整 年 定に 備 第 0 法 密 律 集 ょ 限 関 項 市 第 兀 る す \mathcal{O} 街 沿道 る法 規 + 地 定 第 九 に

イ 略

口 定 す 地 える高 区 整 度 備 利 計 用 画 地 等 に 区 につ お 1 V て て定め 都 市 計 るべ 画 法 第八 き事 項 条 第 特 定建 項 第 築物 号 チ 地 に 区 規 整

設に係 が n П 律 \mathcal{O} 度 街 備 がが 沿 率 第 地 定 7 計 8 を 九 道 定 整 画 条第六 6 整備 る間 る場合に 11 8 備 に れていること。 ۇ b お 法 道 れ \Box 第 1 「率をい 項第 路 てい 7 十二条 建 あ 0 に 最低限 係 る場合並 築 一号に規定す っては、 · う。 る間 物 0 第 度 特 \Box 及び び 率 0) 項 建 定 最低限 に に規 地 築 (幹 建築 る建築物の 沿道 物 区 線 防 0 定 物の 度及び 容積 災 道 地 す える建 路 施 区 高さの 設 整 率 \mathcal{O} 0) 沿道 備 に係 沿 建 築 築 最 計 物 道 最 物 低 整 \mathcal{O} 画 \mathcal{O} る 限 備 整 間 低 に 特 \mathcal{O} 度 限 道 お 高 備 定 П を除 路に さの 度 率 に 11 地 . 関 が て 区 密 建 定 係 す 最 防 る間 る 築 低 災 集 5 法 物 限 施 市

略

(6 略

2

第 種 市 街 地 再 開 発 事 業 0 施 行区 域

第 よる市 業に す っる 土地 条 0 1 街 都 て都 \mathcal{O} 地 市 区 再 計 域 開 市 画 で 法 発 計 なけ 促 画 第十二条 「に定め 進 区 ればなら 域 るべ 为 第 二項の \mathcal{O} き施 な 土 地 規 行区 \mathcal{O} 区 定に 域 域 文は より は、 第七 次に 第 掲 条 種 第 げ 市 る条件に 街 項 地 \mathcal{O} 再 規 開 定に 該 発 当 事

又 八は特 当 該 区 定 地 域 が 区 計 高 画等 度 利 区 用 域内にあること。 地 区 都 市 再 生 特 别 地 区 特 定 用 途 誘 導 地 区

域 定 \mathcal{O} \mathcal{O} する 当 内 合 0 該 計 建 全て 区 物 耐 \mathcal{O} 築 お で 面 火 域 次に 建 方に 0 お 積 宅 む \mathcal{O} 築 掲げ ね三分 物 ある耐火建 地 合 \mathcal{O} 計 を るも 11 面 が う。 \mathcal{O} 積 当 0 0 合計 該 築物 以 以 以 外 下で 区 下同 山域内に \mathcal{O} 0 (建築基準法第 ľ お あること又は当 Ł \mathcal{O} お あ む 0 る全て 敷 で次に掲げ ね 三分の 地 面 0 積 二条第 該 建 \mathcal{O} るも 以 区 築 物 下であること 計 域 九 内 \mathcal{O} 号 が \mathcal{O} に 建 以 \mathcal{O} 外 <u>ー</u>に 半 あ 築 該 る 面 \mathcal{O} 区 規 耐 積

> 設に係 5 律 \mathcal{O} 度 街 に れ П 備 れてい が 対 率 第 沿 地 計 て 九 す を 道 定 整 画 る割合を 条第六項 る間 る場合に 整 8 に 備 備 ること う。 b 法 お 道 n 第三 V \Box 率 路 て て を 十二 第 に 建 あ 0) V V 最低 係 う る場合並 1 築 0 一号に規定す . う。 る 条 物 て 第二 は 限 間 以 0 度 下 \Box 特 及び 率 び 0) 項 定 同 建 最低 に 築 に 地 る建 沿道 物 幹 · 規 建 区 築 線 限 0 定 防 建築物の 限度及び 容積 物 0) 道 地 す 災 最低 0 区 る建 施 路 設 整 率 高 \mathcal{O} 限度を除 さ 沿道 備 建 に 沿 築 **延** Ō 係 計 築 道 物 整備 物 最 \mathcal{O} 画 \mathcal{O} る 間 整 に 面 低 \mathcal{O} 特 道 限 備 積 お 高 定 П 路に さの 度 1 地 率 0 に が 関 敷 て 区 係 最低 建 密 が 地 定 す 防 でる間 Ź め 定 築 災 集 面 積 法 物 限 8 6 施 市

略

第

種

市

街

地

再

開

発

事

業

0

施

行

区

域

第三 する土 よる市 業に 条 0 地 1 街 都 の 地 7 市 都 区 再 計 芾 域でなけ 開 画 法 発 計 促 画 第 進 に定 + れ 区 一条第 ば め 域 るべ なら 内 0) き施 項 土 な \hat{O} 地 1 行区 規定により \mathcal{O} 区 域 域 文は は、 第七 次 第 í 掲 条 種 げ 第 市 る条件に 街 項 地 \mathcal{O} 再 規 開 定に 該 発 当 事

区 域 当 角 該 に 区 あ 域 ること。 が 高 度 利 用 地 区 都 市 再 生 特 別 地 区 又 は 特 定 地 区 計 画 筡

区 積 0) 定 耐 す 域 \mathcal{O} 0) 当 火 Ź 該 内 建 合 建 区 0 築 計 築 耐 面 火 域 す 物 \mathcal{O} べて おお 、内にある耐火 建 で 積 次 築物 0 に 合計 0 む ね三 をい 宅 掲 地 げげ が う。 一分の る 0 もの 建 当 面 築物 該 以 積 以 区 下 0 以 同 合計 下であること又は 域 外 (建築基準法 内に ľ \mathcal{O} ţ \mathcal{O} あ お \mathcal{O} るすべ お で次に \mathcal{O} む 敷 ね三分 第二条第 地 掲げ て 面 当 0 積 建 るも 0 該 \mathcal{O} 合計 区 築 九 $\tilde{\mathcal{O}}$ 号 以下であ 物 域 内 が 0 以 \mathcal{O} 外 建 に \mathcal{O} 当 あ 築 該 る る Ł 規 面

イ く 略

度 計 地 0 画 区 建 特定用途誘導 築面 兀 計 分の三未満であるもの という。 画 に関 積が、 す 地区 る都・ 当該区 において定めら 市 地区 域に係る高 計 画 計 以 画 下 れた建築物の 防 度利用 災街区 高 度 利 地 **| 整備地** 用 区 地 建 区 都 樂面 区 等 市 計 再 積の 関 生 画又は沿道 特 最低限 別 る 都 地 市 区

ホ その b 容積率 当 れ 延べ た建 該 区 築物 域に係る高度利用地区等に関する都市計画 面 同 |積の 0 敷地内に二以上の建築物がある場合にお 容積率の 合計を算定の基礎とする容積率。 最高限度の三分の 未満であるも 以下同じ。 にお 1 て定 ては、 8 が

ホ

容積率

同

敷地内に二

以

上の建築物がある場合におい

ては、

その

延べ

面積の

合計を算定の基礎とする容積率。

以

下同

ľ

該

区

域に係る高

度利

都市再生特別

地区

地区

略

三 • 兀 略

第 種 市 街 地再開発事業等の施 行

第七条の二 都市 成 を有する者は、 種 するよう努め 計画 市 街 地再開 及び当該市街地 市 街地 なけ 当 発事業を施行する等に 「該区域内の 再開 れ ばならな 発促進区域内の宅地につ 再開発促進区域 宅地に 0 V より、 に関する都市 て、 できる限り 高 ١ ر 度 て所有権又は借地 利 用 計 地 速や 画の 区 等 目的 に関 カゝ に を達 す る 第 権

2 5 略

(建 建築の 許 可

こと。

イ 〜 略

二 建 築面積が百五十平方メートル未満であるもの

 \mathcal{O} (略)

て定め

6

れた建

建築物の

容積率の

最高限度の三分の一

未満であ

いるも

防

災 当

街

 \overline{X}

整

備

地

区

計画

又

人は沿道 用地区、

地区

計画

関する都

市

計

画

に 計

お 画 が

V)

三 • 兀 略

(第 種 市 街 地 再 1開発事 ・業等の施行

第七 る都市 特 を有する者は、 達成するよう努め 条の 別 種 地 市 計 区 街 画 地 市街 地区 及び当該 再 開 当該区 計画 発事 地 再開 なけ 市 ・業を施行する等により、 位域内の 街地 発促進区 防災街区 れ ば なら 再 開 宅地につい うない 発促 |整備地区計画又は沿道地区 |域内の宅地について所有権又は借地 進 区 て、 域 に関する都 高度利 できる限 用 市 ŋ 地 速 計 区 計 B 画 画 か \mathcal{O} 都 12 目 市 関す 的 再生 を 第 権

、建築の 許可) 2 5

5

略

- 28 -

第 長。 する建 t 建 8 条 条 同 るところにより、 7 築 第 0 条 項 物 0 建 下こ 非 築物を除 第 を 項 四 第 常 築 除 第 号又は 災 許 \mathcal{O} 項 市 害 条から 号 可 第 街 0 権 地 に ため 者 号 第 該 再 第七 同 開 当 都 に 一号に とい 法第六 発促 道 0 該 必 す 要 府県 建築をし 当 条 る なな応急 に該当 う。 す 0 進 建 六 知 区 る 十条の一 築 、まで 事 す 域内にお 建 物 る建 措 \mathcal{O} ようとする者は、 築 市 及び 同 許可 置として行う行 物 築 第 項 \mathcal{O} 同 果物を除る を受け 第 区 第 1 項 百四 .域内にあ ては、 項 号 第 第 なけ 又 + 号 号に該当 建 は 築基 又は 為 条 国土交通 第 れ 0 ては ば 又 又 \mathcal{O} は 号 準 は な 第 す 第 同 法 そ 6 に うる建 省令 当 号 法 第 0 な 該 号 該 第 他 に 当 五. に 該当 0 市 で 六 築 す + +た お 定 物 る 九 政 \mathcal{O}

2·3 (略)

令

定

8

る

軽

易

な

行

為に

0

7

は

この

限りでな

(開発行為の許可の基準の特例)

第

分を除 きは 七 しく は、 又 項 十 十三条第 第 九 は に 条 規 定 カコ 都 は 建 条 \mathcal{O} 第 当 項 b 定 市 第 築 八 第 該 第 基 る 計 す 号 条例 る開 項 項 規 + 画 進 市 一号若しくは第 に規 兀 中 法 に該当する建築物 模 第 法 街 以 「 号 ま で定 第二十 第 発 地 「基準 묽 五十 行 定 上 再 いでに規 す 8 為 開 \mathcal{O} \mathcal{O} 開 発促 る基準を除 政 る 九 九 (第四 第 令で 制 条第 発 条 限 行 定する基 第 七 進 三号若しくは第六 為に 定め を含 項 条の 区 0 及び 項 項 域内に る規模 建 あ む 第 兀 第 き 第五 準、 築に係るもの 第 T 号 おけ 第四 号 _ 項 若 項 は 第 \mathcal{O} 未 とある 対規定は る都 項 \mathcal{O} 第 満 L \mathcal{O} $\overline{+}$ 及び 条例 十条の三第 許 \mathcal{O} 号 九 開 は 可 市 を除い 条第 \mathcal{O} 発 が 適 第 に 計 第 貯 用 行 は 定 係 五. 画 号 法 8 る 項 水 為 せ ず、 建 項 に 第四 0 施 6 基 条例 項 築物 設 第 あ 第 れ 第 に 条第 に 0 準 7 同 六 ては 号 が 係 1 法 0 + \mathcal{O} 二号 (第 ると 条の 十二 定 る \mathcal{O} 第 1 建 部 政 第 7 若 築 \otimes

> 第 建 条第 七 定 以 ところ 下この 築物 め 建 非 条 る 常 築 0) 許 に 軽 災 を 項 兀 ょ 易 条か 害 可 除 第 59 な 0 権 市 く。 ため 行 者 5 뭉 街 第七 為に 都 に 地 とい 道 0 該 再 必 要 府県 開 0 条 建 当 築をし V な応急措 う。 0 す 発 六 Ź 促 ては、 知 ま 事 建 進 で ようとす \mathcal{O} 築 区 この 許可 及 市 置として行う行為 物 域 万内に Ű \mathcal{O} 同 を受け 第百四 区 限りでない うる者 域 項 お 内に 第 1 ては、 なけ + は、 あ 号 n 条 玉 又 0 1土交通 7 ば は 又 \mathcal{O} 建 は な は 第 築 基 b そ 第 過省令で 号 潍 0 な 当 号 該 法 他 に 該 に 市 第 \mathcal{O} ただ、 定 当 政 お \mathcal{O} 五. 令 長 \otimes す + 11 で 九 て る

2 · 3 (略

開

発

行

為

0

許

可

0

基

準

0

特

例

第 で定 で定 準 定す 限 兀 第 築物 又 項 七 行 を含 為に 項 は E を 条 んる基 め め 建 規 除 及 項 0) \mathcal{O} る規 築基 定 る き あ む び 第 建 八 準、 築に係 制限を含 第 す 潍 て 模 五. 뭉 る 市 第 開 加 は 第 未 項 0 法 街 とあ るもの 項 第 満 0 規 第五 地 発 流定は む。 及び $\overline{+}$ 条例 0 行 再 二号 開 る 九 + 為 開 の が 適用 九 第 条第 発行 を除 発 (貯 (第 条第 は、 定 促 及 五. め 為に び 項 水 せ く。 七 進 ず、 施 区 市 \mathcal{O} 項 5 条 「基準 0 設 項 街 条 第 あ 域 れ 方に 例 に 0 第 地 てい 同 に 兀 っては 係 . つ 法 再 が 号 第 (第二十九条第 る部 第三 号 開 定 \mathcal{O} るときは、 1 お 第 け ては、 若 項 \Diamond 政 発 令で 十三 分を除 しく 促 5 0 る 号 都 進 れ 許 定 可 条 都 区 て か は 市 め 第 5 当 域 1 市 第 に 計 第 該 計 係 ると る 画 関 号 規 + 項 条 項 画 る 法 き 应 例 建 に 模 法 に す 第 中 第 規 以 四 は 号 で 該 る 第 築 定 ま 基 当 当 号 定 物 上 条 め 第 該 す で 0 準 す 市 \mathcal{O} 0 に る 開 政 る 九 る 建 +計 基 第 例 規 建 発 令 制 条 築 画

| 所において公衆の縦覧に供しなければならない。 3 市町村長は、第百条第二項又は第百二十四条の二第三項の公告の日2 (略) (施行の認可の公告等) | 5-6 (略) ばならない。 | れ し 個 案 る て 別 な 宅 権 利 な | スは借地権を有す 場合においては、 機能の更新を図る 別利用区の位置は | 築敷地以外の建築物の敷地となるべき土地の区域(以下「個別利用区 2 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、施設建 第七条の十一 (略) | 促進区域に関する都市計画」と読み替えて、同条の規定を適用する。られているときは当該条例で定める制限を含む。)及び市街地再開発 |
|--|----------------|-----------------------------------|--|---|--|
| (施行の認可の公告等) (施行の認可の公告等) | 2 3 (略) | (新設) | (新設) | (新設) (新設) (事業計画) | 」と読み替えて、同条の規定を適用する。 |

(認 可の 公告等

第 2 十九 3 条 略 略

4 より、 項 縦 項 覧に供しなけ \mathcal{O} 市 \hat{O} 図書にあ 町 図書の 村長は、 第 項又は第 公衆の つては、 ればならない 第四十五条第六項又は第百条第二 縦覧を開始する日) 項 当 $\widehat{\mathcal{O}}$ 「該図書に係る市 図書 [を当 該 市 まで、 街地再 町 村 0 開 事 政令で定めるところに 項 発 務 事 \hat{O} 所 公告の 業に にお 11 0 日 て公衆 V ての (第二 0) 第

組 合員

第二十条 略

2 合員とみなす。 宅地又は借地権が は 限りでない 参加 ただし 組 合員を含む。 2数人の共有に属するときは、 T該宅地 0 0 共有者 みが組み 合の組へ (参加 組 その数人を一 合員となつて 合員が がある場 人の る場 合に 組

別 0) 議決 合は

この

第三十三条 て所 げ うち政令で定める重要な事 権 有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の いる事項 を有 として行使した者 合にお 出 [席者の議決権の三分の二以上で、 有権を有する出席者の議決権及び施行地区 する出席 をい いては 特別決議事項 う。 者 その有する議決権を当該特別決議事項に同意するも 0) 以 議決権 下同じ。 以 下この (第三十条第 項 のそれぞれ 並びに同条第九号から 条にお は 総組合員の三 . の 三 か 一号及び第三号に掲げる事 て つ、 分 同 の 二 施行地区内の 意者」 |内の宅地に 以 一分の二以 第十 上で決する。 とい 借地 宅地につ 上が 号までに掲 う 0 V 地 て借地 出 積と この 項 席 \hat{O} 所 11

0

(認可 Ö 公告等)

第 +九 略

2 3 略

4 書に 供 第 义 書の 市 項 あ なければならない 町 又は第一 公衆の つては、 村長は、 縦覧を開始する日) 項 第四十五条第六項又は第百条の公告の 当 \hat{o} 「該図書に係る市 図書 を当 該 市 まで、 町 地 村 再 0 1開発事 政令で定めるところによ 事 務 所に 業につ におい 日 V て公衆の 7 (第二項 0) 第 縦 ょり、 覧に 項 0 义 0

組 合員

第 二十条 略

2 合員とみなす。 宅地又は借地 権 が 数 人 (D) 共 、有に属するときは、 その 数人を 人

莂 0 決

第三十三条 施行 か 組 る重要な事項 合員 V て準用する 分 地 カの二以 の三 区 施行地区 内の 分の二以 第三十条第 宅地 (並びに同条第九号から 上で決する。 内の に 宅地について所有権を有する出席者の 上が 0 1 一号及び第三号に掲げる事項のうち政令で定 出席し、 て 借地 第 . 匹 権 [条第 を有する出 出席者の 第十一号までに掲げる事項 項 (後段の 議決権の三分の二以 山席者の 規定 議 決 は 権 この 0 議決権及び それぞれ 場合に 上で、 は 総

組

第五十条の六 2 第四十四 3 2 第三十五条 4 この項において同じ。 地 組合員でないものとみなし、 指定宅地 関する総会の権限とする。 地 \mathcal{O} を乗じて得た面積) 区内の宅地及び借地に含まれないものとみなす。 については (総代会) 事 合計 の地 合計 (権利変換期日以後における組合員の特則) \mathcal{O} 第三十条第十号に掲げる事項の 5 総代会が総会に代わつて行う権限は、 (略) 業計画等) 総地積の三分の二) 特別決議事項 (略) 条 の三分の二 積に同意者が有する当該宅地の (略) (第二十条第二項ただし書の場合にあつては) (権利変換期日以後においては、 (略 略 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画につい 施行地区内の宅地のうち第七十条の二第五項に規定する (同項ただし書の場合にあつては が、 についてのみ所有権又は借地権を有する者は 以上でなければならない 施行地区内の宅地の総地積と借地の 同条第五項に規定する指定宅地は施行地 議決に係る第三十三条の規定の 所有 次に掲げる事項以外の 個別利用区内の宅地。 権 の共有持 分の 施行地区 施 行地 割 総地積と 区 合 事項に 内の宅 内 0 適用 0 以 下 合計 宅 第五十条の六 第四十四 3 2 第三十五条 4 (新設) 0 (総代会) 事 権利 5 事項に関する総会の権限とする。 総代会が総会に代わつて行なう権限は、 (略) 業計 第三 (略 変換 条 略 十三 画 以期日以 等) 略 一条の 略 第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画につ 後における組合員 規定に従つて議決しなければならな (の特則) 次の各号に掲げる事項以外 事 項

い

るの 条第 0 \mathcal{O} て、 九第 この 第 参加組合員」 と、 は 第十六条の規定は規準及び事業計 二項 とあるの 種市街地 場 一合に 中 第五十条の二第一 項」 同 条第 とあるのは 第 お とあるの 再 は 開 項 種 て 「第五十条の七各号の 及び第五項中 市 発事業の事業計 第七 街 地 は 「第五十条の一 項」 再 「第五· 条 ·開発事業」 0 と + 十条の三第 「第十一条第一 同条第一 画 第 画に 第一 項 と とあるの ずれか」 つい 中 項ただし書中 項」 第七条の十二中 一項第五号の特定事業 事 7 と 項又は第三項」 は 業計 と、 それぞれ 市 同 画 同 条及び第 街 条第二 とあ 地 「次条各号 再開 準 「第七条 る 用 とあ 項 十六 のは する 発 单 事 参

(認) 可 め 公告等)

加

者

と読み替えるものとする。

第 五. 十 · 条 の 略

2

(略)

所にお まで、

3 市町村長は、 政令で定めるところにより、 いて公衆の縦覧に供しなけれ 第百 条第 一項又は第百二十五条の二 ばならない 第 項 \mathcal{O} 図 書 を当 一第五 該 項 市 0 町 公告 村 0 事 \mathcal{O} 務 日

施 行規 程

第 五. 十二条 (略)

2 施行規程には、 次に 掲 げ る事項を記載 しなけ れ ばなら ない

~六 (略

七 しくはその共有持 は 市 個 街 地再開 [別利用] 発事 区 内 事業の 分、 0 宅 施設建 施行により 地 \mathcal{O} 管理 築 処 物 分の 施行者が取得 \mathcal{O} 方法 部等若しくは建築施 に関 する施設建 す る 事 項 築 設 敷 0 地 部 分 若

八・九 略

> 各号の 十条 事 条の二第一 にお て、 第十一 業」 同 条第 0 į, 第十六 とあるの て、 11 条第一 ずれ 第 条の 項」 項ただし書中 第七 項 か と、 規定は規 第五号の 項又は第三 は 条の と 十二中 市 同 「条及び第十六条第二項中 同 街 条第二 準 特定事業参加者」 地 「次条各号の 項」 一及び事 再 「第七条の 開 項中 発事 とあるの 事業計画 業」 多 _ 九 と、 は 第 加 に と読み替えるものとする。 とあるの 組合員」 0 「第五十 同条第 項」 1 て準 第一 とあ とあ は · 条 甪 の二 種 るの (する。 項 「第五 るの 及び 市 第 街 は この + 第五 は 地 · 条 の 項」 第 再 第五 開 項 場 五. لح 合 七 中 + 発

(認可 *(*) 公告等)

第 Ŧ. +· 条 の 略

2 略

3 政 1 令で定めるところにより、 て公衆の 市 町 村長は、 縦覧に供し 第百条又は第百 なけ ħ 第 ばならない 二十五条の二 項 \mathcal{O} 図 書 を当 第五 該 項 市 0 町 公告の 村 0 事 務 日 所 ま で、 に お

施 行 規 程

第 五 十二条 略

施行規 発には、 次に 掲 げ る事項を記載し なけ れ ば なら

一 六 略 2

七 L 分 くはその共有持分又は施設建 市 管 街 理 地 処 再 一分の 開 発 事 方法 事業の施 . 関 行によ Ź 事 築物 ŋ 項 施行者が 0 部等若し `取得 す っる 施設 は 建 築施 建 築 設 敷 地 0) 若 部

九 略

3

略

業計 画

第五十三条 略

2

3

略

4 条の る。 市 は 地 第七条の十一及び第七条の十二の 街 地方公共 この とあるの 地 九 第 再 第 開 場合にお 種 団 項 発事業」 市 体は、 は の規定による認可を申請しようとする者は」 街地再開 「と協議 とあるの 事 て、 *業計画を定めようとするときは」 発事業の し 第七条の と読み替えるものとする。 は 事業計 市 +規定は、 街地再開発事業」 画 第 項中 بح 事業計画につい 第七 事 業計 条の・ と と + 画 とあるの 中 とあるの て準用す 0) 第 同 「第七 意 種 は を

施 行 地 区 |及び設 計 0 概要を表示する 凶 書 0 送付 及び 縦 覧

第五十五条 略略

2 で、 お 市 て公衆の 政令で定めるところにより、 町村長は、 縦覧に供しなけ 前 条第一 項の 公告の ればならな 前 り日から 項 0 図書、 第百条第 [を 当 該 市 項の公告の 町 村 \mathcal{O} 事 務 日ま 所に

施 行規 程 及び事 業 計 画 0 認可 等)

第五十八条 略

2 略

3 を除 行 W 規 第五十条の三 発程に て、 第 っい 十六条 0) 規定は施行規程及び事業計画につい て、 第 第七条の十一及び第七条の十二の 二項及び第三項並びに第五十二条第二項の (第 項ただし書を除く。 及 び て 規定は事 第 それぞれ準用す 十九 条 業計 規定は施 第 二項 画 に

> 3 略

事 業計 画

第 Ŧ. 廿十三条 略

2 3 略

4

読み 定め を申 る。 市 第七条の十一及び第七条の十二の 「ようとするときは」と、 請 替えるものとする。 街 この場合におい 地再 しようとする者は」 1開発事業」と、 て、 同条中 とあるのは 0 第一 同 「第七条の 意を得」 種市街地再開 規定は、 「地方公共団 とあるの 九 第一 事業計 発事業」 項 一体は、 は \hat{o} 画につい 規定による認可 「と協議 とあ 事 業 て準用す るの 計 画 لح を は

(施 **爬行地区** . 及び 設 計 概 要 を表示する図書の 送付 及び 縦

第 Ŧ. 十五 条 (略

2 公衆の 令で定めるところにより、 市 町 ,村長 縦覧に供 は、 前 L なけ 条第 れば 項 なら 0 前 公告の 項 ない \hat{O} 図書を当 日 カコ 6 第百 該 市 条の 町 村 公告の 0 事 務 日 所におい 「まで、 政 7

施 行規 程 |及び事 業 計 画 0 認 可 等)

第五 十八条 略

2 略

3 を除 行規 V 第五 く。 て、 程について、 十条の三 第十六条 0) 規定は施行規程及び事業計画につい 第 第七条の十一及び第七条の十二の 二項及び第三項 (第 一 項ただし書を除く。 (並びに第五十二条第 及び て準用する。 規定は事 第 二項 九 条 0 業計 規定は この 第 画 場 項 に 施

事 る。 知 六 るまで は 参 住 は 第十六 とあ 計 と、 |条第二項 加 て準 条 事 項 宅 条第 事 0 都 第 業基 と、 供 項 種 又 組 第 画 第 道 市 とあ 項」 項 は 第 は と 類 0 第 を 用 合 給 府 十九 員 公社 項 項 同 第 県 場 Ŧī. に 本 Ł す \mathcal{O} 及 条 種 とあ る第 条第 合に 方 4 び 第 第 第 お 及 る 0 \mathcal{O} 知 中 市 認可に が設 とあ 読 び 同 て、 条第 項 事 中 \mathcal{O} 針 名 七 五. に 街 第 て準 称 項 条の る 号 あ 4 は を + \mathcal{O} 地 お 替 第 条第 項 規定による認可 つては、 とあ 0 前 九 <u>17</u> 0) Ł る か 再 第 特定 と 項中 項の 条第一 した 5 係 十 えるもの 五. 用 は 0 中 \mathcal{O} 種 開 て、 る第 るの 第三 は する第 市 発 組 一中 項 者」 公告が 地 街 事 第 業参加 項」 国 中 同 組 第五 項 方住宅供 は 地 t 施 合 都 業 項」 ٤, 行規 条第 は まで (D) \mathcal{O} 五. 土交通大臣」 合 道 再 条 と、 国 第 十 二 あ 十八 開 \mathcal{O} 同 府 事 0 とあ 意を得」 程又 るま とあるの 名 を申 者」 |土交通-及び 発事 業計 第 第 県 +項 項 給 称 Ŧ. 知 条 組 第 ۲, 事 項」 は るの 公社 請 第三 業 \mathcal{O} で 第 第 十 第 画 五号」 とあ は 大臣 認 Ŧī. 条 合 した者」 ا, とあ とあ 項 _ とあ とあ 項 の 三 と にあ 同 組 \mathcal{O} は 項 項 可 は 条第五 に係 るの ٤, 中 第 成立又は に 並 合 市 機 とあ 「第五十八 るの び 第 つて る \mathcal{O} る お る 第 五. 第十六 号 成立 る第 構等 とあるの に 事 \mathcal{O} 0) は \mathcal{O} \mathcal{O} 七 11 は、 るの 項 組 項 中 て準 4 第 は は は 業 は 市 条 کر 中 合員 又は 定 は が 計 + \mathcal{O} 「と協 市 款若 条第二 第 関 設立 項 条第 用 九 十 二 は 国 街 第 画 定 前 と 条第 第 そ \mathcal{O} 土 係 地 は 五 す 街 第 うる第 公告 しく した地 + 五. 項 \mathcal{O} 款 交 都 再 + 議 地 及 لح 十二条 若 機 項 し あ 五. 第 他 項 通 道 開 再 び 「第 十八 大臣 項 五. \mathcal{O} が L は に 府 発 構 条 五. 中 開 第 る 第 あ 事 等 第 + 中 لح 0) 事 十 県 方 発 +

るまで 供給公 三項 とあ とあ 土交通 る。 第五 程又 を申 者」 県知 及び 発事 合に 第 通 名 意を得」 大臣 、条第三 条 項 称」 んは 事) るの るの と 組 第 業」 項 第 第 + 0) 請 お とあ は 合の 社 大臣 五. 条 認 五. l た者」 項 とあ とあ 号 ٤, 項 لح لح 0 可 組 は に 同 項 て、 は るの と、 あ あ 条第 第 成立 あ に 並 に 合 市 るの 第五 とあ 係る第 機 び つて お 第七 る 五. 第二 \mathcal{O} る る 号 構等 第十六 Ō とあるの 成 又は定款若しくは事 0 は \mathcal{O} に \mathcal{O} 五. 11 第十九 項 立 十八 は、 て準 る 組 は 項 4 条 は は は 市 は と、 一又は 中 が 0 中 合員 0 第五 条第 . 設 立 条第三 国 関 市 <u>+</u> は 項 用 街 くその 医係都道 第 五 と 第 条第 前 定款若 する第五 協 土交通大臣 地 0) は 街 第五 及 項 公 再 + 二項 L 議 地 告が 機 一十二条第 項 開 び 他の た地方住 第 し 再 機構等」 中 十八 五 第 項 条の 発事 条第 開 第 に 府県 くは 第三 中 十六 号 おお と あ + 十二条第二 発 業の るまでは」 業計画をもつ 事 条第 11 知 者 _ 「都道 第十六名 とあ と、 加組 条第 宅 第 事 事 項 業 条第二 て準 と 文は 項 業 供 種 市 とあ 第十九 第五 項 基 類 合員」 給 ٤, り、 府県 項 用 第三 0 及び 項 項 にお す 項 条第 同 公 本 方針 ,る第十 |条第| とあ 号 るの 知 第七 4 社 中 及 \mathcal{O} 第 名称」 とあ 事 読 中 認可 条第 て、 が 項 11 び 五. に 同 設 号 項 は 三項 第 る を \mathcal{O} あ 条 第 ŧ 潍 Ō Ď <u>\frac{1}{2}</u> 規 るの と 前 九 に 0 か \mathcal{O} 第 条第 項 定に あ 第 係 中 ٤, て 五. 用 は 0 項 L 特 5 + 種 るの は、 + て、 0) る第 た 中 定 は 第 市 者」 項 六 る第 組 公 地 ょ 事 中 街 玉 告 項 中 施 同 項 合 方 組 業 第 都 は る 地 条 項 住 認 参 道 五. 行 が は 土 合 五. ま 0 再 国 第 + 規 あ 宅 交 可 加 +府 で 同 開 \mathcal{O}

4·5 (略)

4

略

(個別利用区内の宅地への権利変換の申出等)

第七 用区 より 第五十三条第四項及び第五十八条第三項において準用する場合を含む は をすることができる。 算して三十日以内に、 に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める公告があつた日 施 行地 当 内 0) 条の二 該 規定により事業計画において個別利用区が定められたときは、 1の宅地又はその借地権が与えられるように定めるべき旨 権 区 借 利変換計 内 の宅地 地の 第七 所有者と共同で申出をしなけ 画 に 条 にお \mathcal{O} この場合において、 施行者に対 いて所有権又は借地権を有する者 十 1 て当該所有権又は借地 第 二項 し、 (第 国土交通省令で定めるところに 十二条第 借地権を有する者にあ ればならない。 権に対応して個別利 項 第五十条の六、 は 次の各号 から起 0) って 申出

- 事業計画が定められた場合 第六十条第二項各号に掲げる公告(は、当該借地の所有者と共同で申出をしないればならない

事

業計

画の

変更の公告又は事業計画の

変更の認可の公告を除

- 事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告 当該 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められた場合 当該
- 三 に 事業計 業計画の 編入 さ れたことに伴 画 変更の公告又は当該事業計画の変更の認可の公告 0) 変更により従前の施行地区外の土地が 個別利用 区 0 面積 が 拡張された場合 新たに施 行地 当該 区
- らない。 2 前項の申出は、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければな
- を除 は 存する建築物について所有権若しくは借家権を有する者があるとき 他の 当該申出 これ 土地を使用 らの 以 下 をする者以外に、 者 の同 使用収益権」 Ļ 一意が得られていること。 若しくは収益することができる権利 という。 当該申出 に係る宅地に を有する者 又 0 へは当 いて T該宅地 借 地 地 役権 権そ
- | 当該申出が、施行地区内に現に存する建築物のうち次のいずれか

ること。に該当するものを存置し、又は移転することを目的とするものであ

準、規約、定款又は施行規程で定める数値以上である建築物最低限度及び建築物の建築面積の最低限度を超えるものとして規用地区等に関する都市計画において定められた建築物の容積率の不積率及び建築面積が、それぞれ、当該施行地区に係る高度利

必要なもの
・ 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上の 建築基準法第三条第一項各号のいずれかに該当する建築物

もの 第三号又は第六十条の三第一項第三号の規定による許可を受けた 物で、建築基準法第五十九条第一項第三号、第六十条の二第一項 一項

三 て規準 面積以上の規模の宅地を与えるように定めることができるものとし において前号に規定する建築物を存置し、 当該 申出 規約 に係る宅地の 定款又は施行規程で定める規模以上であること。 地積が、 当 |該宅地 又は移転するのに必要な に対 応して権 利 変 換 計 画

3 全部に の宅地 後遅滞なく るときは当該申出に係る宅地のうち一 宅地が与えられるべき宅地として指定をし、 施行者は、 に ついて権利変換計画において当該宅地に対応して個別利用区内 、つ ** \ 第 第 て申出に応じない旨を決定しなければならない。 一号に該当すると認めるときは当該申出に係る宅地 一項の申出があつた場合において、 部について当該指定をし 第二号に該当すると認 同項の期間の経過 他 \mathcal{O}

の面積を超えないこととなるとき。当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区当該宅地に対応して与えられるべき宅地の地積の合計が個別利用区では利変換計画において、第一項の申出に係る宅地の全部について

当 ī該宅 権利 面積を超えることとなるとき。 変換計 地 に 対応し 画において て与えられるべき宅地 第 項 の申 出 0) に係る宅地 地 積 \mathcal{O} 合計 元の全 が個別で 一部に ついて 利用 区

- 5 4 指定をした宅地 施行者 第 施行者は 項 は、 \mathcal{O} 申 第 前項の規定による指定又は決定をしたときは 出 をした者に対 二項の規定による指定をしたときは、 (以 下 指定宅地」 その という。 旨を通知 を公告しなけ なけ 速やかに、 れ ば なら れ 速 É ば な 当 かに な 該
- | 「「「「「「」」」を公告しなければならない。 | 6 | 施行者は、第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その

ない。

- 7 項 定 定による指定宅地 \hat{o} による申 次 規定による申出に係る建築物が存する宅地について、 条第 項 出 は 0 規定による申出 の公告があつたときは な か つたものとみなす。 に係る宅地又は同 同条第 項 若 項又は第 第五 は同 項の 項 条第三 \mathcal{O} 規 規
- 8 とする。 項 お 0 施行者が第十 ては、 申 出 は 最 初 同 条第 0) 条第 役員が選挙され 項 一項の規定により設立された組 0 規定による認可を受けた者が受理するも 又は選任されるまでの 合で 間 ある場 は 合に 第 \mathcal{O}

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第七十一 除く。 項の 土地 九 条第 告 規定による公告があつたときは、 (第六 (指定宅地を除く。 条 に 項 項 個 \mathcal{O} 0 にお 規定による公告若しくは 人施行者若しくは再開 て所有権若しくは借地権を有する者又は施行地区内の 1 7 施行認可 に権原に基づき建築物を所有する者は、 の公告等」 発会社の 事業計 施行地区内の宅地 とい 画の 施 行の 、 う。 決定若 認可 しくは認可 \mathcal{O} 又 (指定宅地を 公告、 は 前 条第六 第十 そ 0

(権利変換を希望しない旨の申出等)

第

7七十一 公告が 者又 きは、 九条第 条又は第八十八条第一 は 施行 条 あ 施行地区 つた日 項 \hat{o} 地区内の 個 公告又は 人施行者若しくは再開発会社の 内の カ . Б 宅地の 起算して三十日以内に、 土地に権原に基づき建築物を所有する者は、 事業 項及び第二項の規定による権利の変換を希望せ 計画 所 有者 の 決定若しくは認可 その 宅地について 施行 施行者に対 0 認可 Ó 公告が 借地権を有する 0 公告、 第八 あつたと 十七七 その 第十

を 七 世 ず、 希 条又は第八 公 告告 望 自 が 三の あ 又は自己の つた日 有する宅地、 十八 条第 か B 起算して三十日以 有 項 す んる建 借地権若 及び 築物 第 を施 項 しくは建築物に代えて金銭 \mathcal{O} 規定 の内に、 行 地 X による権 外に 施 行者に対 移 転 利 す \mathcal{O} ベ 変 Ĺ き旨 換 第 \mathcal{O} を 給 を 希 八 申 望 + 付

が

できる。

2 (略)

出

ることが

できる

3 が 家 家 条第 できる。 権の 権 施 を 行 設定を受けた者) 地 五. 有 する者 項 区 \mathcal{O} 内 規 0) 土地 定による借 (その者が (指定宅地を除く。 は、 更 に 第 権 借家権 0 項の 取 得 期間・ を設 を 希 に存する 望 内に施行者に対 定 L L てい な 建築物に 旨 るとき を申 Ĺ は 出 0 その ること 第 11 て借 八 +借

(削除)

4 以 第 項 画 日 0 の内に、 É 7 計 0 \mathcal{O} 第 項 は、 期 お 画 縦 若 間 項 \mathcal{O} 覧 しくはど て同 縦 次 経 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 条第 期間 開 覧 過 ľ 項 0 後更に六月を経過 始 開 前項 若 経過後六月以内に第八 個個 しくは 項 始 がされ \hat{O} 人施 が 後段の規定による権利変換 がされ 規定による申出をすることができる。 紀行者が 前項 ない な \mathcal{O} 1 規定に、 ときも、 ときは、 施行 しても第八十三条の する (十三条の規定による権利 よる申出を撤 同 当 第 様とする。 一該六月の 種 計 市 画 街 規定による 口 期 \mathcal{O} 地 間 認可。 Ļ 再 経 開 過後 又は新 発 その 事 以 三十 下こ 業に 変 権 三十 換計 たに 利 変 あ 日 \mathcal{O}

5 L 事 (十三条の規定による権利変換計 た場場 業 計 %合にお 画 を変更 V ては して従 前の 前 項 施 前 行地 段 中 区 画 第 外の 0 縦 土地を新たに 覧 項 \mathcal{O} 0 開 期 間 始 経 個個 過 人施 施 後 六 行 月以 行者 地 区 が内に に編 が 施

> ず、 希望 自 Ż 又 0 は 有 する宅地、 自 己 0 有 する建築物を他 借 地 権若しくは建 に 移転すべ 建築物に 代えて き旨を申 金 銭 出 0) 給 ること 付 を

2 (略)

3 家権 取 項 得 0 施行 期 を設 を 間 地 希 望 区 内に施行者に 定 . 内 の L L てい な 建 建築物に るとき 旨を申 対 は、 . つ Ļ V 出ることができる その 第八十八条第五項 て借家権を有する者 借家権の 設定を受け (T) 規定による借 (その た者) 者が さらに は、 権 第 0 借

4 受け 項 お Ź 施行 た者が は て 前 は 者 項 が 第十 受理するものとする。 最 0 初の 規 定 役員 条第 よる申 が 選 項 出は 一挙さ 0 規 %定に れ 第 又は ょ 十 ŋ 選 条第 設立され 送任され 項 るまで た 0 規定 組 合で に 0 よる 間 あ る場 は 認 合に 可 第 を

5 三十 利 に 項 画 以 0 か内に、 変 第 E て 0) 第 には、 換 日 お 縦 項 項 計 0 覧 次条第 若しくは て同 画 期 0 \mathcal{O} 第 間 開 期間 0 ľ 始 縦 経 項 覧 「過後更に六月を経 若 経 個個 第三項 温後六月以内に第八十三条の規定による権利 項 0 しくは第三項 後段の 開 が 人施行者が かされ 始がされ \hat{o} 規定による申出をすることができる。 ない 規定による権利変換 ない 施行する第 ときは、 0) 過 規定による申 ときも、 しても第八十三条の 当 該 六月 種 同 『様とす 出 計 市 を 0) 画 街 撤 0 期 地 る。 認可。 間 口 再 規 開 経 定による 過 発 後三 事 又 以 業に は 下こ 変 その + 換 新 計 た あ 日

6 第八 Ĺ 事 た場 十三条の規定による権利変換 業 計 一合に 画 を変更 お V 入して従 ては、 前 前 0 項 施 前 行地 段 計 中 区 画 第 0 外 (n) 縦覧 項 土地を新たに 0 \mathcal{O} 開 期 間 始 経 (個 過 施 人施 後 六月 行 行 地 以 区 内 が に に 施 編

きは、 行する第 は よる権 に係る事 その 当 利 業計 ¬該六月 公告が 変換 種 計 画 市 あ 0 \mathcal{O} 画 街 変更の公告又はその変更の 期間経過: 地 つた日から起算して」 \mathcal{O} 認 再開発事業にあつては、 可。 後」 以下この とあるのは、 項にお とする。 認可 次条第 て同じ。 「新たな施 0 公告が 項 後段 が 行 あ され 地 区 0 0 たとき ない 規 \mathcal{O} 定に 編入 لح

6 \mathcal{O} 規定による公告があ 前 条第 三項の 規定による決定があつた場合におい つた日から起算して三十日以内に ては、 同 施行認可 条第六項 0

公 告等 公告若しくはその変更の が あ た場合又は 新たな施 認可 の公告があ 行地区 を撤回することができる。 \mathcal{O} 編入に つた場合において行 に係る事 業 計 画 た第 更

項

文は第

項

0

規定による申

出

8 7 玉 第 前 条第 土交通省令で定めるところにより、 項又は第三項 八 項 \mathcal{O} 規定は から前項まで 第 項 文は第 の規定 一項の 書 による申出又は申出 面でしなければなら 規定による申 出 の撤 に 0 な 11 口 て は

進 用する。

権

和変換

計

画の

内容

第七 より、 十三条 次に掲げ 権 利変換計 る事項を定め 画におい なけ 、ては、 れ ば 国土交通省令で定めるところに ならない

略

する者で、 施 名称及び 分又は施設建築 行地区内 施 行 地 住 区 の土地 当該権利に対応して、 所 内 の宅 物 0 地 (指定宅地を除く。 指 部等を与えられることとなるも 定宅地を除 施設建築敷地若 に権原に基づき建築物を有 若 はその しくはその \mathcal{O} 0 借 氏 地 名又は 共 権 有持 又は

三 築物及びそれらの 前 号に掲げる者が 価 施 行 地 区 内に 有 す る同号の 宅地 借地 権 又 は

建

よる権 は、 きは、 に 行する第 に係る事 その 当 利 T該六月 公告が 業 変 計 換 種 画 計 市 あつた日から起算して」とする。 0 0 画 街 期間 変 \mathcal{O} 地 更 認 再 0 開 可。 経過後」 発事 公告又はその 以下この 業にあつては、 とあるのは、 項におい 変更の 認可 次条第 て同じ。 「新たな施行 0) 公告が 項 後段 が あ され 地 区 0) つたとき 規 \mathcal{O} ない 定に 編入 と

(新 設

で定め 第 るところにより、 項 第三 項 又 は 前 書面でし 項 0 申 なけ 出 一又は申 れ ば なら 出 の 撤 な 口 は、 国 土交通 省令

新 設 7

(権利 変 換換 計 画 0 内 容

第七十三条 より、 次に 掲げげ 権 利変換計画におい る事項を定め なけ ては、 れ ば なら 国土交通省令で定めるところに な

略

住所 設 建 当該権利に対応して、 施行地区 築 物 0 内 部等を与えられることとなるもの に 宅 地 借 施設建築敷地若しくはその 地 権又は権原に基づき建築物を有する者で 0 氏 兄名又は 共有持分又は施 名称 及び

び 前号に 価 掲げ 額 る者が 施 行 地 区 内に 有する宅地、 借 地 権 又 は 建 築 物 及

兀 施設建築物の て与えられることとなる施設建! 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地、 部 等の 明細及びそれらの 築敷地若 価額の 借 しくはその 地)概算額 権 又は 建 共 有持 築物に対応 分 又は

六 略

八七五 前号に掲げる者が有する指定宅地又はその 指 定 宅 地又は そ 0 使 用 収 益 権 を 有 する者 \mathcal{O} 使 氏 用収益権及びそれ 名 又 は 名 称 及 び 住 所 5

価額

九 対 応して与えられることとなる個別利用区 第 七 号 に掲 げ る者に 前 号に掲げ る指 定 宅地 内 0 又 宅地又はその は そ 使 用 収 使用収 益 権 に

+益 権 0 明 細及びそれらの の価額の 概算額

第八

、号に掲げる指定宅地又はその

使

用

収

益権

に

0

7

担

保

権

等

 \mathcal{O}

(新設

十 登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住 有することとなる権利 前号に掲げる者が 個別 利 用区 内の 宅地又はその 所並びにその 使 用収 益 権 権利 \mathcal{O} 上

十 二 その借 て借家権を有する者 及び住 0 施行地区内の土地 部に 家権 所 0 の設定を受けた者) いて借家権を与えられることとなるもの (その (指定宅地を除く。 者が更に借家権を設定してい で、 当該権利に対応して、 に 存する建築物に 0) 氏 るときは 名 施設建築 又は 0 名

十三~ 十 五 略

十六 又は建築物及びそれら 名称及び住所並びにこれらの 第七十九条第三項の \mathcal{O} 規定が 価 者が :適用されることとなる者の 施行地区内に有する宅地 氏 名又は 借 地 権

十七 建 築物 施 権 又は 利変換期日におい 行地区内の宅地 これ らに関する権利を有する者で、 (指定宅地を除く。 て当該権利を失い、 若しく か この つ、 法律の 当該 はこれに 権利 規定によ に存する に対 応

> 兀 施設 て与 第二号に 建 建築物の えられることとなる施設建 掲げる者に 部等の 明細及びその価額の概算額 前 景に 掲げる宅地、 築 敷 放地若 借地 はそ 権 又 の は 共 建 築物 有 持 に 対 又 は 応

五・六 略

(新設

(新設

新 設

新 設

七 借家権 当 ることとなるもの 該 施 権利に対応して、 行 を設定してい 地 区 内 の 建 Ď (築物について借家権を有する者 氏 るときは、 名又は名称及び 施設建築物の その 借家権の設定を受けた者) 住 部につい 所 て借家権を与えられ (その 者が さらに で、

八 ~ 十 略

+ 又 名 は建築物及びその 称及び住所 第七十九条第三項 並びにこれ 価 \hat{O} 額 5 規定が 0 者が :適用されることとなる者の 施 **施行地区** |内に有する宅地、 氏 借地 名又 は 権

十二 を失い、 る者で、 施行地区 カ この つ、 内 0 当該権利に対応して、 法 律 宅地若しくは建築物又はこれ \mathcal{O} 規定により、 権利 施設建築敷地若しくはその 変換 期 日 らに に 関する権利 お V て当該 権利 を 共 有

して、 は は 名称 施設 . 及び 施 建 設 築 **政建築敷** 物 住 所 0) が地若しくはその 失わ 部 に れる宅地若しくは建築物 つい ての 借家権 共有持分、 を与えら 施設 又は ħ 建 な 権利並 築 11 物 ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} び \mathcal{O} にそれ 氏 部 名 等 又 又

十九

0

価額

略

二 十 明細 んはその共有持分、 第四 それら 1号、 第九号 0 帰属並びにそれ 及び前っ 施設建築物 二号に掲げるも らの 0) 部等及び 管理処分の 0))個別 Ď 方法 ほ 利 か、 用 施設 区 内 建 0 宅 築 地 敷 地 \mathcal{O}

二 十 一 略

十二 地 0 整 備工事 権利 変換 0 期 完了 月 0 子 土 定 地 時 0 明 期 ,及び: 渡し 施設 の予定時 建築物 期、 0 個 建 築工 別 利 事 用 0 区 内の 完了 宅

十三 略

予定時

期

2

- 地 建 当 れ L]該宅地 て権利変換計 築 かに該当する場合は、 宅 来物に 借 地 地 (指 権 \mathcal{O} 0 文は建 上に建築物を有する場合におい 定宅地 11 て担保権等の 画を定め 築物 を除く。 は、 この なければならな それぞれ 登記に係る権利があるときは、 限りでな に 0 11 別個の 7 所 有 権利者に属するも て、 権 ただし、 又 は 当該宅地 借地 次の 権 を有する者 各号の これ 借地 \mathcal{O} とみ らの 権 いず 又は な 宅 が
- 意が 担 あ 保 つたとき。 権 等 0) 登 記 に係 る権 利 0 消 滅 に 0 V 7 関 係 権 利 者 \mathcal{O} 全て \mathcal{O} 同
- き 宅地と建 る 宅地 権 利 と建築物又は借 0 築物又 目的とな へは借 って 地 おり、 権 地 権と建 لح 建 築物とにお か 築物とが つ、 それ らの 同 1 てそれぞ 全ての 0 担 · 保 権等 権 n 同 利 0 \mathcal{O} で 順 登記 あると 位 が、 に係

借 地 権 \mathcal{O} 設 定に 係 る仮 登記 上 0 権 利 (指 定宅 地 に係るも のを除く。

3

権を与 有持 くは建築物又は権利並 .; 分、 えら 施設 ħ 建 ない 築物 もの 0 び \mathcal{O} にその 氏 部等又は 以名 又は 価額 は名称及 施設 建 操物 び 住所 0 失わ 部 に れ 0 る宅 1 7 地 0 借家 若

L

十三・ 十四四 略

十五

共

処分の方法 有持分及び施設建 第四 号及び前 一号に掲げ 築 物 0 るもの 部 等 \mathcal{O} 明 0 細 ほ か、 そ 0 施設 帰 建 属 築敷 並 び 放地又は にその その 管理

十六 略

権利 変 換 期 日 土地 明 渡し の予定時 期 及び 工事 完了の 予定時

期

十八 略

2 権利 おい 個 な V) (T) 宅 権 が 地 て、 !利者に属するものとみなして ただし、 あるときは 又 当該宅地 は 借地権を有する者が当該宅 次の 各号の これ 借地権又は建築物につ 5 Ō 一に該当する場合は、 宅地、 借地 権利変換計 地 権又は 0 1 上に建築物を有する場 て担 画 建 この 築物 を定め 保権等の ない 限 なけ ŋ それ で 登記に係る ない れ ぞれ ば なら 合 别

- 同 意が 担 保 権等 あつたとき。 0 登 記 に係 る 権 利 0 消 滅 に 0 l, て関 係 権 利 者 \mathcal{O} す て \mathcal{O}
- とき。 る 宅地と 宅地 権 利 لح 0 建 建 目 築物又 的 築物又は 門とな には って 借地 借地 いおり、 権 権と 建 建 か 築物 築物とに つ、 とが それ おい 5 同 0 てそれぞ す 0) 担 保 て 0) 権 等の れ 権 利 同 \mathcal{O} 登 記 順 で に係 位が あ る
- 借 地 権 0 設定に係る仮 登記 上の 権利があるときは、 仮 登記 権 利 者 が

3

地 が \mathcal{O} 和変換 所 あるときは、 有 者 計 が 当 画 を 該 仮 定 借 登 8 地 豆記権利 なけ 権 を ればならな 別 者が 個 \mathcal{O} 当 権 該借地 利者とし 権を有する場合を除 7 有 するものとみ き、 な L 宅 て

4 利 等 関 人 に を定 当 借 ときは、 0 L 宅 存否が に属するも 該 て争 地 地 権以 権利 8 又 へは建 なけ が 当該権利が存するものとして、 確 外 が ある場合にお 存 定 築 れ \mathcal{O} \mathcal{O} 物 とし ば 宅 L L ならない な な 地 て権利 (指定宅地 1 指 場合にあつて ものとして、 定宅 変換 1 地 て、 に 計 存 を除く。 その するも 画を定め その は、 権 者に与える施 その宅地 のを除く。 利 を使用 なけ 又は当該権利が \mathcal{O} 存 否又 れ ば \mathcal{O} Ļ なら は 所 に 又は 帰属 設 有者に対 に関する 建 な 築物 収 現 が 11 確定 在 益 ただし しては する 0 \mathcal{O} 権 名 L 利 な 部 権 義 に

権利変換計画の決定の基準

第 七 区 住 内 条件を改 十 贞 0) 宅 条 地 善するとともに、 \mathcal{O} 権 合理 利 変換 的 利用を図 計 画 は、 施設建筑 災害を防 るように 築 定め 物 止 し、 施設建 なけ 衛 生 れ 定築敷地 ば を ならな 向 上 及び 個 そ 別 0 利 他 用 居

2 (略)

第七 除 ように定 十六条 \Diamond を なけ 権利 有する者 変換計 ればなら に対 画にお して な は、 1 て 施設 は、 建 施 築敷地 行地 区 内に宅 \mathcal{O} 所 有 地 権 が与えら (指 定宅地 れ を る

2 \mathcal{O} で 二以 による土地 あ 備に関う 0 て、 上の 0 所 施設 はする事 当 有者に与えられる施設 ¬該第 区 建 画整理事業として施行したならば、 業を土 築 種市 敷 処地が 地 街 ある場合にお 地 区 画 再 開 整 建築敷 理 発事業の 法 (昭 地 い うち て、 は、 和二十九 各宅地 個別 建築敷地 当該宅地 年 利 法 用 (指 律 区 及び公共 以 第 定宅 に 百 外 0 + 0 地 施 き を 除 九 土 号 換 設 地

> 権利 当 該 .者と 借 地 Ū 権 7 を有する場合を除き、 有するものとみなして、 宅 地 権利 0 所有者が 変換 計 当 画 を定 該 借 め 地 なけ 権 を 別 れ ば 個 な \mathcal{O}

5

な

4 を定め 築物 に 収 0) L 宅地又 対 益 て、 権 す 0) L 利 っては、 んる権 又は なけ 0 部等 には 存 当該 否又 利 れ 建 建築物に 当該 を定め ば 0 8権利が 存否が ならな は 8権利が 帰属が 関する権利 な 確定 け :現在の名義人に属するものとして権利 存し 確定しない れ ただし、 ば L ない なら ない に もの 関して争い な 場合にあつては、 借地 ときは、 とし 権以 て、 外の がある場合に 当 その者に与える施設 該 宅地を 権 その 利 が 使用 宅 存するも お 地 変 V \mathcal{O} 換 所 て、 有 又 計 0 は لح そ 建 者 画

(権利変換計画の決定の基準)

第 用 住条件を改善するとともに、 七 を図るように 十 兀 条 権 利 定定め 変 換 なけ 計 画 n は、 ば 施設建 なら 災 火害を防 な 操物 止 及 Ĺ 施設 衛 生を 建 建築 敷地 向 上 0 合理 その 的 他

2 (略

第七 6 対 ない 十六 しては、 条 施設 権利 建 変 換換 築 計 敷 地 画 に \mathcal{O} おい 所 有権が与えら ては、 施 行 地区 れるよう 内に É 宅 定め 地を有する者 なけ れ ば E な

2 宅地 律 及 5 二以 Ü 第 れ 公共 につ 百 る Ĺ + 施 施設 <u>ー</u>の き換地と定められるべ 設 九 号) 施設 建 の 築 整備 敷 建 による土 地 築敷 に関する事 は、 地 地 が 当 区 該 ある場合におい 第 画 業を土地区 き土地の 整 理 種 事 市 業として 街 属すべ 地 て、 画 再 [整理 開 施行 各宅地 き施設建築敷地とす 発 法 事 業 L (昭 た の 0 たなら うち 和 所 有者に与 二 十 ば 建 九 築 年 敷 当 Ź 該 法 地 え

利居

地 と定 8 5 れ るべ き土地 0))属すべ き施設建 築敷 地とする。

3 価 所 有者 額 \mathcal{O} に応ずる割合によりこれらの者の が 施 所 設 有権を与えられるときは、 建 築 敷 地 に 0 1 て二人以 上 共有に属するもの 当該施設建築敷地 \mathcal{O} 宅 地 (指: 定宅地 とする。 は、 を除く。 各宅 地 \mathcal{O} 0

4 略

施 設 建 築物 0 部等)

第 者を除 Ŕ 建 与 うに定めなければならない。 有 えら 築物を所 十七 する者 同様とする。 れるように き、 条 及び施 施行地 権 有する者に対 利 行地区内の 変 区内 定 換 計 \Diamond の宅地 b 画 れた参 しては、 に 土地 お 組 (指定宅地を除 加 合の ては、 (指定宅地を除く。 施設建築物 組 定款により 合員又は特 第七十一 の 一 条第 定 施設建築物の 部等が与えら 事 に 業 に権原に基 項 ついて借地 加 0 申 者 に 出 部 対 れ を えるよ して した 等 づ 権 が き

2

3 るように定め 定されることによる損失の補償とし 与 えられる施設建築敷地に第八十八 宅地 (指定宅地を除く。 なけ れ ばならな の所有者である者に対しては、 条第 て施設建築物 項の規定により 0) 部等が 地 その 与 上 えら 権 者に が 設 れ

4 略

5 有 こととなる施設建築物 が する者 施 権 利変換 更に借 行地 対 して 区 から当該建築物につい 内の は 家 計 画に 権 土地 第 を設定しているときは、 お 項 (指定宅地を除く。 0 ては、 0 規定により当該建築物 部 につい 第七十一条第三 て借家権 て、 その借家権の 借家権が与えられるように定 \mathcal{O} に権原 設 一項の 定を受けてい \mathcal{O} に基 申出をした者を除き 所 有者に与えら 設定を受けた者 づ き 0建築物、 る者 (そ れる を所 \mathcal{O}

3 りこれら 5 れるときは、 0) 施 Ó 設 者の 建 築 敷 共 当該施設建 が地につい 有に属するものとする。 築敷地は、 て二人以上の宅地 各宅地 0 \mathcal{O} 所 価 額に 有 者が 応ずる割合によ 所 権 を与

え

4 略

(施設建 築物 0 部等

第七 者を除 者に えられるように定め 0 原に基づき建築物を所有する者に対しては、 十七 部等が与えられるように定め 対 き、 条 しても、 施行地区内に借地権を有する者及び 権 利 同 変 様とする。 換 いなけれ 計 画 に におい ば なら ては、 ない。 5 れ た参加組合員又は 第七十一 組合の 施設建築物 施行 条 第 定 教に 地区 より 項 特定事 内 0 0) 0) 申 施 設 部 土 出 地に 業 等 建 をし が 築 物 権 加 た 与

2 略

3 なら 失の 地に第八十八条第 宅 補償と な 地 0) 所有者である者に対しては、 7 施設建 項 築物 0 規定により 0 部等が 地上 与えられるように定め その者に与えら 権が設定されることに ħ える施設 なけ らる損 築 れ 敷 ば

4 略

5 物 項 定 物 足してい に 0) 0 施 権 利変換 . つ 規 行 V 地 部につい 定により当 区 るときは、 て借家権 内の 計 画 に て、 土地に権原に基づ 該 0 おい その 建 設定を受けてい 借家権が与えられるように定めなければならない ては、 築 物 借家権の 0 第七十一 所 有者に与えられることとなる施 き建 設定を受けた者) 、る者 条第三項 築物を所有する者か (その者 0 申 が かさらに に対しては、 出をした者 借家権 ?ら当該 を除 設 建 を設 建 第 築 築

建築物 な 出 8 なけ をしたときは、 0 ればならな 部につい 前 て、 項 ただし、 の規定により 借家権が与えられるように定めなければなら 当該建築物の所有者が 施 行者 に帰属することとなる施設 同 条第 項 0 申

(個別利用区内の宅地等)

第七十七条の二 使 用 収 益権を 有 権利変換計 する者に対し 画 て に は な いては、 それぞれ個別 指定宅地の 利用 区 所有者又はその 内 \mathcal{O} 宅 地又は

2 個別利用区内の各宅地の地積は、第七十条の二第二項第三号に規定その使用収益権が与えられるように定めなければならない。

する

面

積以

上で

なけ

ればならない。

3 用区 そ 額 が 5 できる限り Ō 0 指定宅地の が 生じ 一内の 他 者が所有する指定宅地の相互の位置関係、 0 宅地の 事 な ļ, 情 が照応 所有者に対して与えられる個別利 と当該指定宅地に対応して与えられることとなる個別 ように定め 相互の位置関係、 Ļ カコ かなけ つ、 その価額と従前 れ ばならない。 地積、 環境、 0 用区 価額との 利用状況その 地 積 内 環 0 宅地 境 間に著し 他 利 は、 用状況 0 事情 それ V 差 利

定めなければならない。 められる宅地以外の個別利用区内の宅地は、施行者に帰属するように 権利変換計画においては、第一項の規定により与えられるように定

5 有 \mathcal{O} ものとして定めなけ 宅 指定宅地の 者 地 に 対して与えら 0 使 用収益権は 使用収益権を有する者に対 ればならない れることとなる個 従前 の使用収益権 別利用区内の して与えら \mathcal{O} 目的である指 宅地 ħ でる個 0 定宅地 別 上に存する 利 用 0) 区 内 所

(担保権等の登記に係る権利)

につい は、 ただし、 前項 て、 \hat{o} 当該 規定により 借家権が与えられるように定めなければならない 建 建築物の 施行者に帰属することとなる施設 所有者が 第七十 条第 項 0 申 建 出 築物 をしたとき 0) 部

(新設)

(担保権等の登記に係る権利)

第 合に 七 利 Ħ 変 8 応 に 8 n 権 · 関 換 る建 一十八 して与 b 的 0 \mathcal{O} 又 する たる 計 it 移 条 お n 件 た施設 転 築 条 11 画 施 こえら 物に て、 権 宅 に 請 が 行 成 地、 利 お 地 求 施 就 っつい 行地 権として定め 借 \mathcal{O} 建 れる権利につ X. ては することを停止 築 借 地 上に存するも 内 て担 権 敷 区 地 \mathcal{O} 権又 の設 地 内 土 当 保 若 0 地 権等の は 該 定に係る仮登記 しくはその 宅 (指 かなけ き、 建 担 地 足保権等 築物 0) 定 (指: として定め 条件とする当 当該仮登記に基づ れ 登記に係る権利が 宅 定宅地 ばならな に対応して与えら 地 共 0 を 、有持分又は施設 除く。 登 記 を除く。 上 なけ \mathcal{O} に係る権 権利 該 対 れ に く本 応 ば は、 存するときは、 権 なら れ 利 若 L 原 - 登記が 建 て与え るも は に基づ 当 しくはその な 該 築 その 物 借 11 \mathcal{O} とし . ら さ き 地 0) この れ れ 権 権 所 に対 るた て定 有さ る 部 利 権 借 権 場 等 利 地 \mathcal{O}

第

略

3 2 与えら 益 存 利 指 ると 定宅 は れ その るも き 地 は 又 人はその 権利の 0 とし 権 利 て定め 変換 目的たる指定宅地又はその 使 用収 計 5 益 画 れ に 権 た個別 お に 0 V て 1 --利 は 用 担 保 区 当 ならな 内の 権等 該 使用 担 宅 0 保 地 収 権 登 益権に対 記 又 等 は \mathcal{O} に . 係 その 登 記 る 使 応 権 に して 利が 用 係 る 収

床 面 積 が 過 小と な る 施 設 建 築 物 \mathcal{O} 部 0 処 理

権

0

上

に

存

ける

ŧ

0

とし

て定

8

なけ

れ

ば

第 七 + 九 条 略

2

略

3 建 建 進 第 築 に 権 脱ら 物 物 利 七 変換 0) + 0 Ļ 七 計 部等又は借家権が与えられ 条 部 画に 並 に 床 び 0 面 に前 お 11 積 ての V が 、ては、 条第 著 借家権が L 項 前 小 及び であ 項 与 0 規定により 第 えられることとなる者に る ない 施設 項 ように定めることができる \mathcal{O} 建 対規定に 築 定 物 め \mathcal{O} か 6 か 部 れ た床 わ 又 は 6 ず、 対 そ 面 L 0 積 ては 施設 施 \mathcal{O} 設 基

> 当該 る仮 とし その 物に 七 れ 条件とす 権 登 行 並記に係 等 ば 地 + して定め なら 仮 共 対 凣 登 0 区 穴応し 有持 記 登記に基づ 登 内 条 んる当 な でる権 上の 記 \mathcal{O} て与 記に係 7分又は なけ 土地 施 該 利が 権 行 うえら 地 でる権 対 利 n に くる本 施設 ば 応 存するときは、 権 区 は なら 内の 利 れるもの 原 登記が て与 は建築物の 当 は に基づ な 該 宅 えら その 借地 地 11 き所 されるため として定め 若しくはその この 権利 権に れ 有され 部等に関する権利の 権利変換計 る 対応し 権 場 0 湯合に 利 目 6 0) 的 る建 \mathcal{O} におい 的たる宅 条件が 宅地に て与えら れ 移 た施 画に 築 転 て、 物 請 存する 設 地 成 おい 求 に . つ 就すること れ 借 建 権 上に 借地 地 築 る て 1 権 借 敷 権 は、 て 存す て定め 地 利 地 \mathcal{O} 権 担 若 設 当 に 又 保 権 を停 Ź 定に は 該 0 L 権 又 き < ŧ 建 担 等 は は け 止 係 築 保 施 \mathcal{O} \mathcal{O}

2 略

新 設

床 面 積 が 過 小と な る 施 設 建 築 物 0 部 0 処 理

第 七 九 略

2 略

3 5 建 準 れ 前 築 に 権 照 物 な 利 条 変 1 \mathcal{O} ら 換 0 Ļ ように定めることができる。 規定 計 部 床 画 に に に 0 面 お 11 積 か て が 1 か \mathcal{O} 著 て わ 借 しく は 5 ず、 家権 小 前 施 で 項 が 与えら 設建 あ 0 規 る 定に 施 築 物 れることとなる者に対し 設 ょ 建 \mathcal{O} ŋ 築 定 部 物 等 8 \mathcal{O} 文 6 は れ 部 借家権 た 又 床 は 面 そ が 0 積 与 て 施 \mathcal{O} え は 設 基

地 等の 価 額 0 算定基準

第 八 おけ 価 る は て適用する場合を含む。 近傍同 額 + 相当の る近傍類似の土地 条 は 価額とする 第七 種 第 七 \mathcal{O} 建築物 + 十三条第 条第 に関 項又は 項第三号、 する同 近 一傍同 0 規定による三十日の 種の 第四 種 0) 建築物又は近 第八 権 項 利 (同 号 0 取引価格等を考 条第五 第十六号又は第十七号 |傍類似の 期間を経過 項 にお 1 土地若 慮 て 読 した日 て定 4 替 しく \otimes に え 0)

2 略

施 設 建 築 敷 地 及 び 個 別 利 用 区 内 0 宅 地 等 \mathcal{O} 価 額 等 0 概 算 額 0) 算定 基

潍

第八 引価 第 は 日 沂 0 + 傍類似の土地若しくは近傍同 期 種 第 格 間 十四四 市 条 を考 を経 街 地 号又は第十五号の 権 再 慮 過 利 開 L 変 て定め た日に 発事業に要する費用及び前条第 換 計 画 る相 おける近傍類似の土地、 に お 概算額: 当 ては、 0 種の 価 は、 額 第七 を基 建築物に関する同 政令で定めるところにより、 準とし 十三条第 て定め 近 傍同 項に規定する三十 項 第四 種 な 種 け \mathcal{O} \mathcal{O} 建築物又 号、 れ 権 ば 利 第 な \mathcal{O} 5 取 九

(価 額 に つ 1 ての 裁決申請 等

な

第 八 採 \mathcal{O} 価 択 + 自以 L 額 五. な 条 に が内に、 0 第 旨 11 て第八十三条第三項の 0 七 通知を受けた者は、 収用委員会にその 十三条第一 項第三号、 価 その 規定により 額 0) 第 裁決を申請することができる 通知を受けた日 八 号、 同条第一 第 + 二項の 号 か 又 6 は 起算 意見書を 第 + して 七号

> 宅 地 等 0 価 額 0 算定基準

第 種の 傍類 第七十 八 価 る場合を含む。 八十条 額とする。 似の 建 足築物に 土地、 条第 第七 関 十三条第 する同 項 沂 傍同 ź 0 規定による三十日の は 第五 種の 種 項 0) 第三 権利の 建 項 築物又は (同 号、 条第六 取引価格等を考 第十 近 傍 期間を経過した日 項 類 号又は におい 似 0 慮し 第十一 て読み 土地若し て定め 二号 替 くは にえて に \mathcal{O} る お 価 ける近 相 近 適 額 傍同 当 用 は 0) す

2 略

施設 築 敷 地 価 額等

建

0

0

概

算

額

0

算定

基準

第 過し 再 号 八 慮 土地若し 開 文は第十号の +発事 た日に て 定 条 しくは近 業に要する費用及び め 権利 おける近傍 る 相 変換 傍同 概算額は、 当 0 種の 計 価 類似 額 画 建 に を 基 築物に関する同 政令で定めるところにより、 0 お 土地、 前 į, 準 条第 とし ては、 て定め 近 傍同 項に規定する三十日 第七· 種の な 種 十三条第一 の け 権利の 建 n 築物又は ば なら 項 取引価格等を考 第四 な 第 近 \mathcal{O} |号、 種 傍 期 間 類 市 似 を 第 街 経 \mathcal{O} 地 九

価 額 E 0 V ての 裁 決申 請 等)

第 内に、 八 11 0 十五 いて第八十三条第三項の 旨 の 収 通 条 用委員会にその 知 を受けた者は 第七 十三 一条第 価額の その 規定により 項 第三 通知 裁決を申請することができる。 号、 を受けた日 同条第一 第 + 号又 項 か 0 5 は 起算して三 意見書を採択 第 + 一号 \mathcal{O} + 価 日 額 な 以 に

2 3

略

4 設 若 슀 建 する裁判 第 築 項の規定による収用委員会の は 敷 地 は \mathcal{O} 共 使 用 権利変換 有 収 持 益 分 権 には 施設 計 画 影響を及ぼさない 建 に 築 お 物 11 裁決及び前 て与えられることと定め \mathcal{O} 部 等 又 は Ð 項の 個別 のとす 規定による訴 利 用 区 内 5 0 れ た施 えに 宅 地

利 変 換 期 日 に お け る 権 利 0 変 換

その

第 八十七 条 略

2 が 当 条 け 権 該 権利 な あ 原 めるもの 建 に基 V 項 で新築され 変 築物を目 《換期日にお 0 づ き建 申 を除 出 築物を き 的とする所有権以外の が あ た建築物及び施行地 消滅する。 つた建築物については、 1 て、 所 有する者の当 施行地区 ただし、 内の 権利は、 該 区 土 外に 建 第六十六条第 築物 地 この 移転 (指: この は、 すべ 限りでな 定 宅地を除く。 法律に別 施行者に き旨 七 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 承 段 帰 認 七 \mathcal{O} 属 Ĺ を受 十 定 8

第 八 第 るところに従 とする地 1 て、 十八 百 条第 権 条 利 上 変換計 施設建 項 権 が \mathcal{O} 規定に 設定されたものとみなす。 築物 施行者がその地代の 画 \mathcal{O} 定めるところに従 0) よる公告 敷地となるべ の日までの間は、 概算額を支払うものとする。 き土地には、 V) ただし、 施設 権 建 2築物の 権利 権利 利 変換 変 変 換 計 換 所 期 期 画 有 \mathcal{O} 日 を 日 にお 定 以 目 \otimes 後 的

2 略

3 が 際 有 存するも 第 うるも その 七 十三条第四 者 0) とされ から当該 0) として権利変換 た者が 項 借 0 規定により 地 取 権 得 \mathcal{O} 設定者とされた者に 計 L た施設 画 が 宅 定められ 地 建 (指 築物 定宅 れたときは、 \mathcal{O} 地 部 等 対し、 を除 は 当該 当 その 該 借 借 地 取 地 借 権 得 権 地 \mathcal{O} \mathcal{O} を 権

> 2 3 略

4 設 対 する 建 第 操敷地 裁 項 判 0 規定による収用委員 0 は 共 有持 権利 変換 分又は 計 施 画 に 設 におい 会の 建 築 物 裁決及び て与えら 0 部等に 前項 れることと定め は \hat{O} 影響を及ぼさない 規定による訴 5 れ えに た施

権 利 変 換 期 日 お ゖ á 権 利 0 換 Ł

0)

とす

第 十七 条 (略

2

滅する。 に 所 築物及び る所有権以外の つ 有する者の 権 V 利 ては、 変 換換 他に移転すべ ただし、 以期日に この 当 権利 該 限りでない お 第六十六条第 建 操物 は、 11 き旨の第七 て、 この は、 施行地区 法律に 施行者に 七項 十 別段 内の 0 条第 帰属 承認を受け 0 土 土地に権 定め 項 が 当 0) ない 原に基づ 申 あ 該 るもの 出 建 が で新 築 あつ 物 郷築され を目 き建 を除 た建 築物 的 た建 築 す 物 消

第八 とする 施 第百 1 八十八 紀行者が て、 条の 地 権 条 その 公告の 上 利 施設建 一権が 変 換換 地 北代の 日までの 設 計 定されたものとみなす。 画の 築物 概算額を支払うものとする。 0 定めるところに従い、 間は、 敷地となるべ 権利変換計画の き土地には、 ただし 施設 定め 建 築物の るところ 権 権 利 利 変 変 換 換 所 期 期 有 従 日 を 日 以 目 に お 後 的

2 略

3 計 設定者とされた者に対 た 第七 画 施 が 十三 : 定め 設 建 築物 5 条第四 れたときは、 \mathcal{O} 項 部等 0 規定に Ļ は、 当 当 その 該 該 ょ 借地 借地 ŋ 取 借 権の 地 得 権を有するものとされ 0 権が 存しないことの 際 存するも その 者か 0 とし 5 当 確定を停 た者 該 7 借 権 地 が 利 止 取 権 変 換 条 \mathcal{O} 得

存しないことの 確定を停止 |条件として移転したものとみなす。 件として移転したものとみなす。

- 4 (略)
- 5 0 家権を有 借家権 施設建築物の 施行地区 の設定を受けた者) していた者 内 0 土地 部について借家権を取得する。 (その者が更に借家権を設定していたときは、 (指定宅地を除 は、 権利変換計画の定めるところに従い に存する建築物について借 そ

第 、条の二 指定宅地の 使用 収益権は 権利 変換期 日 以 後は 権利 6

略

とする。 |換計画の定め るところに従 個別利用 区内の 宅地の 上に存 けるも

第八 日以 はその共有持分又は施設建築物の れる建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、 権又は施行地区内の土地 十九 必後は、 条 権利変換計画の定めるところに従い、 施 行地 区 内 \mathcal{O} 宅 (指定宅地を除く。 地 指 定宅地 部等に関する権利の を除く。 に権原に基づき所有さ 施設建築敷地若しく 若 上に存するも 権利変換期 はそ 0 借地

2 個 権利は [別利用区内の 指 定宅 権利変換期日以後は 地 又はそ 宅地又はその の使 用収 益 使用収益権の 権 権利変換計画の に 0 存す 上に存するものとする。 る担 定めるところに従い、 保 権 等 0 登 記 に係る

とする。

第 九 補 十 償金等 条 施行者は、 施行地区内の宅地 (指定宅地を除く。

はこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、

4 略

5 権を取得する。 権利変換計画の に 借家権を設定していたときは、 施行地区 内 の 定めるところに従い、 建 築物について借家権を有していた者 その借家権の設定を受けた者) 施設建築物の一 部について借家 (その者がさら は、

6 略

新 設

(担 保 体権等の 移行)

担

|保権等の移行|

第八十九条 権等の 0) るところに従い 部等に関する権利の上に存するものとする。 登記に係る権利は、 施行地区内の宅 施設建築敷 地 権利変換期日以後は、 地若しくはその共有持 借地 権又は建築物につい 権利変換計 分又 は て存する担 施設 画 \mathcal{O} 築物 定め 保

(新設)

(補償金等)

若しく

この

法

第 九 関する権利を有する者で、 十一条 施行者は、 施行 地区 この法律の規定により、 |内の宅地若しくは建築物又はこれらに 権利変換期日にお

を支払 により 息 権 率 日 対 を 部等又は施設 そ 相 カ 利 0 乗じて得た額 当 . Б 規 0 に 「額を付 修正率 算定 その う日 権利変換計 対 定により、 応し 補償として、 ま した相当の は で て、 してこれを支払わなけ 建築物 0) 期間 に、 権 政 画 施 令で定め 0 設 利 当 認可 に 価 0) 建 変 換換 該 権利変換期 額 0 築 き年六パ 権利 \mathcal{O} に同 部につい 期 敷 公告の る方法 地若 自に 変換 項 に規 しく お れば 日 ての 計 日 1 . て 当 までの までに、 セント ょ 定する三十日 画 は 借家権を与えら なら その 0) つて算定 認 該 権利 0) 可 の 物価 な 共 割 第八 \ \ \ 有 合に 公告 を失い 持 するもの \mathcal{O} 十条第 変 \mathcal{O} 分、 期間 より 動に応ず \mathcal{O} \mathcal{O} 場 日 施 れ 場合にお 算定 とする。 か を な 設 か 5 項 建 経 1 つ、 Ś 補 L 過 \mathcal{O} Ł 築 た利 当 1 償 修 L 規 \mathcal{O} 物 た て 正 定 に 該 金 \mathcal{O}

2 · 3 (略)

(占有の継続)

第

九 限までは、 継 利に基づ だ 人は、 + 五. 第六十六条の 条 第 九 き施 従 権 十六 前 行 利 変換 \mathcal{O} 地 用法に従 条第 区 期 規 内 定の 0 日 土地 に 項 適用 V \mathcal{O} お 規定により 又は その占っ を妨げ て、 建 築物を占 第 [有を継 な 八 施 十七 行者が 続 有 条 してい することが 0 規定により 通 知 た者 L た明 できる。 及びその 失 渡 L 0 た 0) た 期 権 承

別 利 用 区 内 0 宅 地 0 使 用 収 益 \mathcal{O} 停 币

第九 条の 限りでな 益 該 権 十五条の二 規定により を取得 宅 地 に した者 当該 権 利変 使 は 宅地の 用 換期 第 百条第 百以 占有を継続することができる場合は は 後個別利用区 収 項 益 0 することが 規定による 内 0 き 公告が 宅 な 地 又 あるまで はその だ 使 は、 用 \mathcal{O} 前 収

> によ n 規 日 て くは 計 日 1 セン て当 ば まで 定する三十 までに、 0) 画 なら その 借家権を与えら つて算定 0 \vdash 0 該 認 権利 可 な 0 物 共 割 V) 第八 有持 0 価 公告の 白 合に を失い するもの 0 この 十条第 変 0 分、 期間 より 《動に応ずる修正率を乗じて得た額に、 場合に 施設建 日 n 算定 から 配を経 とす ない か つ、 項 におい 補償 過した日から 0 もの L 築 た利息 当該 規定により 物 金を支払う日 に て、 \mathcal{O} 対 権 その 相当額を付してこれ 部等 利 Ļ に対応して、 その 権利 修 算定した相 又は 正率は、 1まで 施設 補償とし 変 換 0 計 建 期間 当 施 政令で定める方法 画 築 て、 設 0 物 を支払 につ 認 当 価 \mathcal{O} 建 該 可 額 権 築 き年 権利 利 敷 0) に 部 わ 同 公 変 地 に なけ 六 変 告 若 項 換 0 パ 換 期 \mathcal{O} に 11 L

2 · 3 (略)

(占有の継続)

第 は、 継 利に基づ 九 第六十六 十五 人 人は、 従 前 条 条の 次条第 き施行 \mathcal{O} 権利 用 法に 規 定の 地 変 従 項 区 換 適 1 \mathcal{O} 内の土地又は 期 用 規 日 覚定に その を に u 妨げ お により 占有を継 な て、 建 施 築物を占 第八 行 1者が 続す 十七 んことが 通 有してい 条の 知 た 規 定に 明 できる。 た者及びその 渡 により 0 ただし、 期 失 限 くまで た 権 承

新設)

(土地の明渡し)

第 者に対 る 物 工事の 九 ることが た土地を占 十六 2件を占有している者に対 ため必要があるときは、 しては、 条 できる。 施行者 有して 第百条第 ただし は、 いる者又は当該土地に存する物件を占有 権利変換期日 項の規定による通知をするまでは 第九 Ļ 施行地区内の土地 十 期限を定めて、 五. 後第 条 0) 規 定 種 に 市 より 街 土 地 地 又は当該土地に存す 従 再 開 前 \mathcal{O} 明 発 指 事 渡 定 業に係る 宅 L を求め 土地 て 地 で る あ \mathcal{O}

ことができる

2 (略)

眀

渡

を求

 \emptyset

ることができない。

3 明 件 0 -を移転 項 た 渡 第 土 0 しの期限までに、 規定による支払がない 地 項 しなければならない。 を 0 除く。 規定による明渡しの請求があつた土地 又は当該 施行者に土地若しくは物件を引き渡 ときは、 土地 ただし、 に .存する: この 第九十一 限りで 物件を占っ 条第 ない (従前指定宅地であ 有している者 項又は Ĺ 又は物 次 条第 は、 3

4 つた土地 しくは除却しなけ 渡 第 項の 0 期限まで に限る。 規定による明渡しの 12 又は当該土地に存する物件を占有して ればならない。 施行者に土地を引き渡 請求があ ただし、 つた土地 次条第 又は (従前: 三項の 物件 指 規定による を移 定宅地であ る者は、

~払が

な

1

ときは

この限りでない。

5 る 受け \mathcal{O} を引き渡す場合において、 第 九 ħ ことが 所 ない た部分があるときは、 有権を失つた者は、 十五条の規定により で改築、 できる 増 築若しくは 当該部分又は物件を除却 当該建築物に、 建築物を占有する者が施行者に当 第 八 十七条第 大修繕が行われ、 二項の規定に 第六十六条第七 して、 又は 物 ょ 件が これを取 ŋ 当 項 該 付 \mathcal{O} 該 建 加 承 建 得 築物 認 増 築 物 す 置 を

(土地の明渡し)

第 工事の 九 体をを占 十六 ため 条 有 必要が して 施 行者 あるときは、 は、 る者に対 権利 変換 朔 施行地区 期 限 日 版を定め 後第 内の 種 て 土地又は当 市 土 街 地 地 0) 再 開 明 該 発 渡 土地にある 事 業に 求 保る \otimes る

2 (略

限りでない 九 物件を占有してい は +物件を引き渡し、 第 条第 項 \hat{o} 規定による明 項 又は次条第 る者は、 又は物件を移転しなければなら 渡 明 L 項 渡 0) 請 0 L 環求が 規定による支払が 0) 期 、限までに、 あつた土地又 施行者に ない。 人は当該 な ときは、 土地 ただ、 土 地 地にある 若 この 第

(新設)

4 が 権を失つた者は 部 渡 11 で改築、 す場合において、 分があるときは、 前条 0) 規 増 定により 築若しくは大修繕が 当 「該部分又は物件を除却して、 当該建築物に、 第八 建 築物を占有する者が施行者に + Ė 条第一 行 一項の わ 第六十六条第七 れ 規定によ 又は 物 これ り当 件が 項 当 を取得すること 該 $\hat{\mathcal{O}}$ 該 付 建 加 建 承認を受けな 文築物 築 増 物 置 され を引 0 所 た 有

略

5

6

(略

(施行者以外の者による施設建築物の建築)

2 (略)

第

九

十九条の二

(略

3 \mathcal{O} て \Diamond 規定にかかわらず、 適用する場合を含む。 るところに従い、 特定施設建築物」 第一 項の規定により という。 第八十八条第二項 ^施行者以外の者が建築を行う施設建築物 特定建築者が取得する。 第百十条第三項及び第百 の全部又は一部は、 (第百十一 条におい 権利変換計 十条の て 読 第四 み替え 画の定 以 項 下

(工事の完了の公告等)

第百 施設の整備に係る工事が完了したときは、 宅地又はその るとともに 条 施行者は、 使用収益権を取得した者に通知しなければならない。 第 個別利用区内の 十七条第 項又は第八 宅地の 整備及びこれに関連する公共 十八 速やかに、 条 \mathcal{O} 0) その旨を 規定に より 公告 当

2

略

(借家条件の協議及び裁定)

第百二条 (略)

2 ては、 て、 成立しないときは、 第百条第 次に掲げる事項について裁定することができる。 査委員の過半数 第 七 十九条第 二項の 規定による公告の日までに前項の 施行者は、 の同意を得、 項 、後段の 規定を準 当 ∃事者の 又は市 用 街地 方又は する。 再開 は双方の 発 審 規定による協 査会の 申 0 場合にお <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 一てにより 議決を経 議が 11

略

略

施行者以外の者による施設建築物の建築)

第九十九条の二(略)

2 (略

3 替えて適用する場合を含む。 特定施設建築物」 て定めるところにより第八十八条第二 第 特定建築者が取得する。 項の規定により施行者以外の者が建 という。 及び の全部又は)第百· 項 -条第1 築を行う施設建 (第 部は、 音十 項 権利変換計画に 0 条におい 規定にか 築物 て読み か (以 下 わら お

(建築工事の完了の公告等)

(新設)

第百条 (略)

第

名百二条

(略)

借家条件の

協

議

及び

裁定

2 げ 数 +九 る事項について裁定することができる。 の同意を得、 施行者は、 第百条の 条第 公告の 項 後段 当 又は市 事 0 者の一方又は 日までに前 規 **州定を準** 街 地 再 ·用する。 開 項 発 双 \hat{O} 万方の 審査会の 規定による協議が 申立てにより、 この場合におい 議決を経 , 成立 審査委員の 次の ては、 ないときは 各号に 第七 過半 掲

略

3~7 (略)

(施設建築物の一部等の価額等の確定)

第 三十 設 権 権 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 物 定 百 が 建 宅 若 取 又 8 速 を 与 るところにより、 取 は 築 地 しく 引 日 Þ えら 物 若 価 近 \mathcal{O} 得 カ 期間 しく 格等を考慮して定め 0 は 傍 に 施 類似 そ れるように定めら 行者は、 た者ごとに、 を経 当該 部について第七十七条第五項ただし書の 0 は 共有持 そ \mathcal{O} 土地若 過 事 0 業 使用 した日に 第 その に 分 施設 要 収 L 種 しくは近 確定 益権 施設 L 市 におけ た費 れ る相当の 建 街 した額 築 建 地 を取得した者又は施 築物 敷 第八 傍同 る近傍類似の 用 再 開 地 \mathcal{O} 十八 及び 若 価 種 額 \mathcal{O} 発事業の 額 \mathcal{O} を 条第五 部等若 建築 第八十名 確定するととも を基準とし はそ 物 土 工 しくは に関 地 条第 事 項 0 行者の が 共 \mathcal{O} 規定に ? 完了. する 規 て、 近 有 項に規 持 定 個 傍 に 分 同 同 所 别 施 に、 たときは 設 ょ ょ 有 利 種 種 施 ŋ ŋ す 用 建 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 政 借 る 令で 設 借 \overline{X} 築 権 建 す 建 家 施 内 敷 利 築 3 家 第

価 部 物 額 \mathcal{O} 家 施 賃 部 設 建 \mathcal{O} 等若しく 築敷 額 を 地 確 は 定 \mathcal{O} 地 個別利用 代 これ \mathcal{O} 額又は施行者が賃貸しする施設 らの 区内 者 0 宅地若しくはその にその確定した額 使用 を通 建 知 収 築 益 物 なけ 権 \mathcal{O} \mathcal{O}

2 · 3 (略)

n

ば

なら

な

(清算)

第 百 が 有 使 共 あるときは 冗 用 有 て 収 持 条 益 分、 た施 権 前 条第 \mathcal{O} 施 価 設 行 施 地 額 建 行者 項 区 とこれを与えら 築 内の 物 \mathcal{O} は 規定により \mathcal{O} 宅地、 その 部 等 差額 使 又 用収 確定 れ は た者がこれ に 個 益 相当する金額を 別 L した施設 権 利 又 用 は 区 建 建 に 内 対応す 築敷 築 0 物 宅 地若 徴 \mathcal{O} 地 る権 収 価 若 しくは 額 しく とに 利 とし 又 は そのの は 差額 そ 交 7 \mathcal{O}

設建築物の一部等の価額等の確定)

施

利の で定め 者に 施行者が 分若 行 敷 築物 \mathcal{O} \mathcal{O} る三十月 百 地、 者の 規 規定により す こその 定に 又 取 4 条 その は るところにより、 所 引価格等を考慮 B 賃貸 沂 (D) 確 ょ 有する施設建築物 か 施 は 期間 定 傍類似 施設 n 共 に 行 1者は 借家 しする施設建 借家権が 有持分若 た額 を経過 建 当 該 築 権 0 土地若 を通 事 物 を 第 取 :与えられるように定めら した日 業 しく して定め \mathcal{O} その 得 知 に 種 Ĺ 築物 部等 0 要 L は 市 確定 た者ごとに、 Š に 施 ī な 街 におけ 部につ た費 0 設 る相当の は け \mathcal{O} 地 建 近 価 n した額及び 再 部の 傍同 る近 角 開 築 ば 額、 発事 物 なら V \mathcal{O} 家賃の 施設建 額を確 傍 0 価額を基準とし 種 て第七十七 業の 施設 類 \mathcal{O} 第八 似 建 部等を取 れ、 建 築 0 定するととも 額 築 工 十条第 物に 事が 築 土 を 敷 地、 条第五 第八 確 敷 地 得し 完了 定 関 \mathcal{O} 地 八十八 す 地 近 その 項 た者又 項 代 る 傍 条第 同 Œ たとき ただし 施 同 \mathcal{O} 設 規 れ 額 共 種 種 は 又 有 建 \mathcal{O} \mathcal{O} 定 政 ら 五. 持 は は 書 0 項 施 築 権 建 す 令

2·3 (略

(清算)

第 を徴 に 共 百 物 対 有 匹 \mathcal{O} 応す 収 持 価 条 額 分又 っる権利 とに 前 又 は 条 第 は 差額 施 交付 として有 設 が 項 建 しなけ あ 築 0 るときは 物 規 然定に してい 0 ればなら ょ 部 等 ŋ た施行地 確定 施 \mathcal{O} ない 行者は、 価 額とこ L た施設 区 同 内 そ れ 項 \mathcal{O} の 建 宅 0) を与えら 規定に 地 築 差 額 敷 借地 に 地 により 岩岩し 相 n 権 当 た 者 Ś す 確 又 る金金 定 は は が そ L 建 $\bar{\mathcal{O}}$ た 額 築 ħ

代 付 0 しなけ 額 と第八 れ ば 十八 ならな 条第 項 同 ただし書 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により \mathcal{O} 規 定 確定した施設 に より 支払 0 た地 建 築 敷 代 地 0 概 \mathcal{O} 算 地

2 (略

額

とに差額が

?あるときも、

同

様とする。

(清算金の供託及び物上代位)

第

省 より なくてもよ る権利の 権 第九十二条第 五. 交付 質 条 権若しくは 目的となつていたときは、 前 す × 条第 き清 旨 五項 0 申 抵当権 項 算 金の 及び第六項の 出があつたときを除 に規定する宅地、 交付に代えてこれ 又は 仮登記若しく 規定は、 これらの 使用収益 き この を供託 、は買戻 権利者 施 益権又は建築物が 場合に 行者は、 L L なけ \mathcal{O} \mathcal{O} 全て 特 0 1 同 約 れ て準 項 カン ば \mathcal{O} なら 0 5 登記 2 先取特 規定に 供 用 に係 託 す な Ź 11 L 第

2 (略

(施行者が取得した施設建築物の一部等の管理処分)

第百 12 が 者 ょ \mathcal{O} ŋ 配 .. 当 は、 八 部等 賃貸 該 条 慮 第 賃貸又は L なけ į 又は個別利用 第 種 市街 又は譲渡しなけ 種 れ ば 譲 市 政渡後の 地 ならな 街 再開 地 区内 再 施設建築物 発事 開 0 発事 宅地は、 ·業の ればならな 業に 目 *(*) より 的 次に掲げる場合を除 に適合して利用されるよう十分 部等又は 施 行者が取得 この 個別利用区 場合にお L した 施設 1 き 内 て、 公募に の宅地 建 操物 施 行

√五 (略)

2 0 事 業により 所 施 有を目的 行 者が地方公共団 、取得し とする地 た施設建築敷地若 上権 体であるときは、 施設建築物 しく は 施 0 その 行者が 部等又は個別利用区 共 第 有持 種 分 市 施 街 設 地 建 再 内の 開 築物 発

> 施設 払つた地 建 築 敷 代 地 0 概 0 算 地 代の 類とに差額があるときも、 額と第八 十八条第 項ただし書の 同 .様とする。 規 流定に より

支

2 (略

(清算金の供託及び物上代位)

第九 ŋ 利 質権若しくは 百 くてもよ 交付 0 Ŧ. 十二条第五 目 条 すべ 的となつていたときは、 1 前 旨の 条第 き清算 抵当 項 申 7権又は 及び第六項 金の交付に代えてこれ 項 出 が に規定する宅地、 . あつたときを除き、 仮登記若しくは買戻 \hat{O} これらの 規定は、 借地 この 権利者の を供託し 権又 施行者は、 場合に は \mathcal{O} なけ すべ 建築物が 特 約 つ て 同 V れ \mathcal{O} から て準 ば 項 登 なら 記 0 先 甪 取 規 供 に ない %定によ す 係 特 託 る権 る しな 権

2 (略

(施行者が取得した施設建築物の一部等の

管理処分)

第 施設 なけ 百 利 の 一 用 八 部 等 条 建 ń されるよう十分に配慮 築物 ば なら は、 第 *(*) な 次に 種 市 部等が当 掲げる場合を除き、 街 この 地 再 場合におい 該 開 第一 発 なければ 事 業に 種 市 より 街 て、 なら 地 公募により賃貸し、 再 施行者は、 施行者が 1開発事 取得 業 賃貸又 0) 目 的 た施設 は 又 は 適 譲 合 渡 建 譲 渡 築 後 7 0

一~五 (略)

2 0) 事 · 業 に 所 施行者が 有を目的とする地 より 地方公 取 得 L た施 4 共団 設 上権 体であるときは、 建 築敷 又は施設建築物 地 若 くはその 施行者が 0) 共 部等の 第 有 持 管理 種 分、 市 処 施 街 だ分につ 設 地 建 再開 築 物 11 発

| | 地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部 |
|---------------------------------|----------------------------------|
| | 3 前項前段に規定する場合においては、権利変換計画は、施設建築敷 |
| | 土地となるものとして定めなければならない。 |
| | 建築物の敷地の都市高速鉄道部分は、特別の事情がない限り、一筆の |
| | のとして定めなければならない。この場合において、当該一個の施設 |
| | 分」という。)については、それ以外の部分と別の筆の土地となるも |
| | 分(以下この項において「一個の施設建築物の敷地の都市高速鉄道部 |
| | 地のうちその上の空間又は地下に都市高速鉄道が存することとなる部 |
| | 画は、第七十五条第一項の規定にかかわらず、一個の施設建築物の敷 |
| | 下に都市高速鉄道が存するように定めた場合においては、権利変換計 |
| | 2 前項の規定により事業計画において施設建築敷地の上の空間又は地 |
| | 限る。)に都市高速鉄道が存するように定めることができる。 |
| | の上の空間又は地下(いずれも政令で定める範囲内に位置するものに |
| | して政令で定めるものについては、事業計画において、施設建築敷地 |
| | 再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要があるものと |
| (新設) | 第百九条の三 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地 |
| | (施設建築敷地内の都市高速鉄道に関する特例) |
| 2~8 (略) | 2~8 (略) |
| 7 | 7 |
| 第百九条の二 (略) | 第百九条の二 (略) |
| | (施設建築敷地内の道路に関する特例) |
| | |
| 第五款の二 施設建築敷地内の道路に関する特例 | 第五款の二 施設建築敷地内の道路等に関する特例 |
| 用しない。 | する法令の規定は、適用しない。 |
| ては、当該地方公共団体の財産の管理処分に関する法令の規定は、済 | 宅地の管理処分については、当該地方公共団体の財産の管理処分に関 |

適

定 十 分 る民法第二百六十九条の 8 五 **(以** 条第 なけ 下 ればならない。 施設建 項 に 定 める 築敷 地 Ł 0 0 都 0 第 ほ 市 高 カ 項の 速 鉄 当 道部: 地上権が設定されるものとして 該 都 分 市 高 とい 速 鉄 う。 道 \mathcal{O} 所 に 有 は を 目 第七 的 کے

- 4 高 前 速 より存する都市高速鉄道に係る前項に規定する地上権は、 第 鉄 道 項 0) 前 管理者に帰属するように定め 段 に規定する場合に お 1 7 は なければならない。 権利 変 換 計 画 に お 該 7 都 従 市
- 5 ない。 続期 える場合にあ ろにより、 七十三条第 第 間 項 そ 前段 \mathcal{O} 第三 他 一項各号に掲げる事項のほ つては、 \mathcal{O} に規定する場合にお 一項に規定する地上権の 条 件 その (民法第二百 制限を含む。 二六十九 て 明 か は 条 細及びその 0 国土交通省令で定め 権利変換 0) 概要を定め 第 帰属並びにその 項 計 後段 画 なけ に お \mathcal{O} れば 制 限 るとこ て なら を加 存 第
- 6 7 を目的とする同条第 るも は 第 従 施設建築敷地 項 \mathcal{O} 1 0 カ 民 ほ 5 法第 前 カコ 項 ま 権 百 刊変換 での 0 可項の 都市 六 十九 規 地上権が設定されたものとみなす。 が期日に 高速鉄道部分には、 定 条 に の 二 より な 0) 権 11 規定 て 利 変 により 権利 換 計 変換 第八 画 都 を定 十八 計 市 高速鉄 画 め 条第 \mathcal{O} た場 定めるとこ 道 合に 項に定 0 所 お 有 11

(施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則)

第

第百 三条第二項から第四項まで、 換の てド 十条 参 加 内 容に 組 施行者 合員又は特定事業参 つき、 は、 施 行地区 権利変換 内の 以期日に生ずべ 第七十五条から第七 加 土地又は物件に関し権利を有する者及 者の 全ての き権 同意を得たときは、 利 0 十七条まで 変動その 他 第七十 第七十 権 利 変

び 換 百 十三条第二項から第四項まで、 1十条 0 参 加 内 容に 組 施行者、 合員又 0 き、 人は特定 は、 施 行地区 権利 事 変換 , 内の 参 加 (期日に生ずべ 者の 第七十五条から第七十八条まで 土地又は物件に関 すべ ての き権 同 利 意を得たときは、 0 変 権利を有する者及 ゑ動その 他 権利 第七 第八 変

 \mathcal{O} 第 七 場 条の一 百 一項 合におい 百 三条及び第百八条第一 Ô 九 第 規定によらないで、 条 *の* ては、 項 から 第 二項 第五項まで、 第八十三条、 後段、 項 、の規定は、 権利変換計画を定めることができる。 前条第二項後段及び第百十八条の三十二 第九十九条の三第 第七十八条、 適用しない。 第八十条、 項 第八十一 第百二条 条

2 は 第三 前 項の 項 場合における権利変換計画にお 0 規定による申 -出をした者を除 いては、 き 施行地区 第七· 内に +定宅地 条第 指 項 文 定

借 借 を除く。 宅 .関する権利が与えられるように定めなければなら 家権を有 地 家 権 を 除く。 0 設定を受け に権原に基づき建築物を有する者及び当該建築物に する者 若しくはその (その者が更に借家権を設定してい た者) に対して 借地 権又は施行地 は 施設建築敷地 区 内 の 土 又は るときは 地 施設 (指 加組 建 0 定 合員 築物 そ 1 宅 \mathcal{O} て 地

3 に 建 ところにより、 七条から第八十九条までの うる権 より、 築される施設建築物に関する権利は、 第 項 利 の得喪及び変更を生じ、 の規定により権利変換計画を定めた場合におい れ を取得 権利 一変換 すべ き者が が期日にお 規定にかかわらず、 取得, 当 11 T該第 !する。 て土地及び土地に存する物 権 種 利 変換 市 権利変換計 街 計 地 再 画 開 0 ては、 定めるところ 発 事 画 業に \mathcal{O} 件 第 定 より に関 \otimes 八 る +

又

は

特定事業参加者に対

しても、

同様とする。

な

参

4 (略)

5 掲げる字句 適 用する。 第 項の 場合に は 同 おい 表 下欄に掲げる字句 ては、 次の 表の上 に読 上欄に み替えて、 掲げる規定の これ らの 同 表中欄に 規定 を

七十三条第 兀 +条 第 項 項 第十 第

> 施 設 建 築 物 0) 部 筡

設建築物 施 設 建 築 敷 関する 地 又 は 権 施

> 定は 十条、 おい 規定によら ては、 第八 適用しない ない 十 一 第八十三 条、 で、 _ 条、 権 前条第二項 利 第百 変 換計画を定めることが 二条、 後段段 第百三条及び第百八条第 及び第百十八条の三十二第 できる。 この 項 場 一合に 項 規 \mathcal{O}

新設

2 る権 条か ょ 築される施設建築物に関する権利は、 ころにより、 り、 前項 利 5 0 第八十九条までの 0) ħ 得喪及び変更を生じ、 規定により · を 取 権利 得 変換 すべ 権利 き者が 朔 変換 日 規定にかかわらず、 に 取 お 計 当該 得 V 画 でする。 [を定めた場合におい て土地及び土地に存する物 第 権 種市 利変 換計 街 権利変換 地 再 画 の 開 定め ては、 計 発 事 画 子業に るところ (T) 件に 定め 第八 により ると 八十七 関 建 す

3 (略)

4 適 掲げる字句 用する。 第 項の 場合に は 同 おい 表下欄に ては、 掲げる字句 次 の 表の に読み替えて、 上 上欄に .掲げる規 これ 流定の らの 同 表 規定を 中

第 七十三条第 兀 + 条 第 項 項 第 第

> 施 設 建 築 物 \mathcal{O} 部

等

設建 施 設 築 建 物 築 敷 関す 地 又 Ź は 権 施

| 十七号第七十三条第一項第 | 六号、第四号及び第二号、第四号及び第 | 七号 | 第五十条の三第一項第五号、第五十条の三第一項、第五十条の三第一項、第五十条の五十二条第二項第五号、第五十二十二条の第五十八条の二第一項 | | 第四十四条第一項 | 八号及び第十九号 |
|------------------------|-------------------------|---|---|--------|-------------|----------|
| の共有持分、施設建築物施設建築敷地若しくはそ | 物の一部等の共有持分又は施設建築敷地若しくはそ | の一部等若しくは施設建築敷地若しくはそ | 施設建築物の一部等 | 又は地上権 | 第八十八条第一項の規定 | |
| 設建築物に関する権施設建築敷地又は施 | 利避築物に関する権施設建築敷地又は施 | を は施設建築物に関す を を を を を を を を を を を を を も に り を り を り を り を り り と り と り り り り り り り | 施設建築敷地若しく | 又は借地権 | 借 地 権 | 利 |
| 第七十三条第一項第 | 六号、第四号及び第二号、第四号及び第 | (新設) | 第五十条の三第一項第五十二条第二項第五号、第五十条の三第一項、第五十条の二第一項、第五十二十二条の二第一項第五号、第五十八条の二第一項 | 第四十四条 | 第四十四条 | 三号及び第十四号 |
| の共有持分、施設建築物施設建築敷地若しくはそ | 物の一部等の共有持分又は施設建築を設建築を | (新設) | 施設建築物の一部等 | 地上権の目的 | 第八十八条第一項の規定 | |
| は施設建築物に関す 施設建築敷地若しく | 利設建築物に関する権施設建築敷地又は施 | (新設) | 施設建築敷地若しく | 借地権の目的 | 借 地 権 | 利 |

| 第五項第九十六条第二項及び | 第九十条第一項 | 第七十三条第一項第二十三号 |
|-------------------|---|--|
| 第八十七条第二項 | 新たな土地の表題登記(不動産登記をいう。) 二条第二十号に規定する 二条第二十号に規定する 表題登記をいう。) | の一部についての借家権を設建築敷地又はその共布持分、施設建築敷地又はその共布持分、施設建築物の一 |
| 第百十条第三項 | 新たな土地の表題登記(不動産登記法(工十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。)又 超登記をいう。)又 は権利変換手続開始 は権利変換手続開始 | (本) |
| 第四項第二項及び第九十条第二項及び | 第九十条第一項 | 第七十三条第一項第十八号 |
| 第八十七条第二項 | 従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記(不動産登記 二十三号)第二条第二十 二十三号)第二条第二十 いう。) | の一音等 有持分及び施設建築物の 一部等 一部等 |
| 第百十条第二項 | 従前の土地の表題部 にな土地の表題登記 にな土地の表題登記 が十二号)第二条第二 十三号)第二条第二 十三号)第二条第二 十号に規定する表題 登記をいう。)又は 登記の抹消 の表題の を記し、平 | A A A A A A A A A A |

| (指定宅地の権利者以外の権利 利変換の内容につき、施行地 れに存する物件に関し権利な れに存する物件に関し権利な れに存する物件に関し権利な | 第百八条第二項 | 第百条第二項 | 第百条第一項 | 項第九十九条の六第二 | 第九十五条 | (略) |
|---|--|---------------|--|--------------------|---------|-----|
| で有する者及 第三項及が 第三項及が が変換期日に が変換期日に が変換が が変換が が変換が が変換が が変換が が変換が が変換が が変換 | 権、施設建築物の一部等の所有を目的とする地上の所有を目的とする地上の共有持分、施設建築物 | 五項第八十八条第二項又は第 | 八十八条の二第八十七条第一項又は第 | 地上権又はその共有持分 | 第八十七条 | (略) |
| で第四項(指定宅地に係る部分 で第四項(指定宅地を除く。)又はこ 地(指定宅地を除く。)又はこ 地(指定宅地を除く。)又はこ 地(指定宅地を除く。)又はこ | 施設建築敷地若しく施設建築敷地若しく | 第百十条第三項 | 第百十条第三項 | る権利 施設建築敷地に関す | 第百十条第三項 | (略) |
| (新 設) | 第百八条第 | 第 百 条 | (新 設) | 項 第 九 十 | 第九十 | (略) |
| | 条 第 二 項 | | | 十九条の六第二 | 十五条 | |
| | _ | 五項第八十八条第二項又は第 |) (新設) | 九条の六第二 地上権又はその共有持分 | 五条第八十七条 | (略) |

第二項 ことができる。 百十八条の三十二第 を除く。 第百九条の 第七十五条から第七十七条まで、 この場合においては 一項の規定によらないで、 一第二項後段 第百九条の三 第百二条の規定は 権利変換計画を定める 第七十八条第 第 項 後段 適用しない 並 項 び 及び に第

3 従前 ばならない。 敷地又は施設建築物に関する権利の価額の合計がそれらの者が 前条第二項前段に規定する者に対して与えられることとなる施設建築 第 の権利 項 の場 0 合に 価 額 おい の合計を著しく超えることのないように定めなけ て は 権利変換計 画 は、 前項 くにお 1 て 準 有 甪 する Ź れ

4 建築される施設建築物に関する権利は、 並びに第八十九条第一項の規定にかかわらず、 により、 する権利の得喪及び変更を生じ ところにより 七 条第 第 項の規定により これを取得すべき者が取得する。 項 (指定宅地に係る部分を除く。 権利変換期日にお 権利変換計画を定めた場合においては 当該第 いて土地及び土地に存する物件に関 権利変換計画の 種市街 及び第 権利変換計画の定める 地 再 ご開発事業により 項 定めるところ 第八 第八十 十八 条

する。 前条第四項の規定は、前項の規定による借地権の設定について準用

適用する。 掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を 第一項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に

第四十条第一項、第|施設建築物の一部等

施設建築敷地又は施

| 六号の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の | 岩岩 | 第五十条の三第一項第五号、第二項、第五十条の二第一項、第五十条の二第一項五十六条の二第一項五十六条の二第一項五十六条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第五十八条の二第一項、第二十八条の二第二項及び | | 第四十四条第一項 | 第百三条の見出して十三条第一項第十 |
|---|------------------------------|---|-------|-------------------|-------------------|
| 物の一部等の共有持分又は施設建築 | の共有持分、施設建築物の共有持分、施設建築敷地若しくはそ | 施設建築物の一部等 | 又は地上権 | による地上権第八十八条第一項の規定 | |
| 利の一般は発生の変化を表現している。 利のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | は施設建築敷地若しく 施設建築敷地若しく | 施設建築敷地若しくを権利 | 又は借地権 | 借地権 | 利設建築物に関する権 |

| 第八十五条第四項 | 第八十五条第一項 | 第八十三条第一項及 | 第七十三条第一項第 | 第七十三条第一項第 | 第一項第十七号、第九十一条 |
|-----------------------|------------------------|---------------------------------|------------------------|-------------------|---|
| 、施設建築物の一部等施設建築敷地の共有持分 | 第十七号、第十六号又は第七十三条第一項第三号 | 者 相合員又は特定事業参加 組合員又は特定事業参加 | その他 | 部等及び 施設建築敷地又はその共 | の一部についての借家権 の一部等又は施設建築物 の一部等又は施設建築物 |
| は施設建築物に関す | 八号 第七十三条第一項第 | 指定宅地又はこれに指定宅地又はこれに | 前各号に掲げるもの のほか、権利変換の | 施設建築敷地及び施設建築敷地及び施 | 施設建築物に関する権 |

| - | | | | | |
|-------------|------------------|-----------|------------------------------------|-----------|--|
| 第百条第二項 | 項 第九十九条の六第二 | 第九十五条 | 第九十条第二項 | 第五項 第九十六条 | 第九十条第一項 |
| 第八十八条第二項又は第 | 地上権又はその共有持分 | 第八十七条 | 登記の抹消をび所有権以外の権利の | 第八十七条第二項 | 新たな土地の表題登記(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十号に規定する表題登記をいう。) |
| 第百十条の二第四項 | る権利 施設建築敷地に関す | 第百十条の二第四項 | 開始の登記の抹消 記及び権利変換手続 記及び権利変換手続 | 第百十条の二第四項 | 新たな土地の表題登 記(不動産登記法(記(不動産登記法(平成十六年法律第百 二十三号)第二条第 二十号に規定する表 超登記をいう。)又 は権利変換手続開始 が登記の抹消 |

| _ | | | |
|---|---|--|----|
| | | 第百三条第一項 | |
| | 施設建築敷地若しくはそ の共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利 の使用収益権の価額、施 設建築敷地の地代の額又 は施行者が賃貸しする施 は施行者が賃貸しする施 | 施設建築敷地若しくはそ の共有持分、施設建築物の共有持分、施設建築物の一部等若しくは個別利の一部についた。 者又は施行者の所有する を取得したで第七十七条第五項ただで第七十七条第五項ただい。 し書の規定により借家権 しまれるように定め が与えられるように定め が与えられるように定め が与えられるように定め がりたる。 | 五項 |
| | 施設建築敷地若しくは 区内の宅地若しくは 区内の宅地若しくは の使用収益権の価 | 施設建築敷地若しく地での使用収益権を取る権利又は個別利用とは関する権利を取る権を取るを対した者 | |

| 3 第一項の規定により権利を超えることのないよる権利の価額の合計がそれる | 有する者に対して与えられることとなる個別利用区内2 前項の場合においては、権利変換計画は、指定宅地よらないで、権利変換計画を定めることができる。 | 第七十七条の二第三項から第五項を除く。)は、第七十三条第四項を除く。)は、第七十三条第四項 | 第百十条の三 施行者は、権(指定宅地の権利者の全て | 第百八条第二項を入るのが、一権で、一権では、一権では、一権では、一権では、一権では、一権では、一権では、 | 第百八条の見出し施設 | 第百四条第一項 の の 世 の 世 |
|--|--|--|---------------------------|--|---|----------------------------------|
| 定により権利変換計画を定めた場合におとのないように定めなければならない。合計がそれらの者が有する従前の権利の | して与えられることとなる個別利用区においては、権利変換計画は、指定家権利変換計画は、指定家 | 塡まで及び第七 (第百十条第一 (第正来) | 利変換期日に生ずべの同意を得た場合の | 、施設建築物の一部等 所有を目的とする地上 がは、施設建築物 | 施設建築物の一部等 | 共有持分、施設建築物 設建築敷地若しくはそ |
| 合においては、第八十ない。 | 利用区内の宅地に関する指定宅地について権利をきる。 | 4で及び第七十八条第三項の規定に(指定宅地に係る部分に限る。)、7万十条第一項前段に規定する場合はこれに存する物件に関し権利を有 | き権利の変動その他権特則) | 施設建築敷地若しく | 利等 利等 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一般 一 | 施設建築敷地若しく |

(新設)

2 3 第百十条の四 4 有持 にお それらの者が有する宅地の位置 指定宅地を除く。 第八十八条の二」 生じる。 なければならない。 合的に勘案して、 者に与えられることとなる施設建築敷地の位置、 土地となるものとして権利変換計画を定めることができる。 は 定によらな より、権利変換期日において指定宅地に関する権利の得喪及び変更を 七条第 ことその他の特別の事情がある場合にお 施 十九条第 第 前項の場合における権利変換計画においては、 第 その 設建築敷地 . 分 同項の規定にかかわらず、 いては、 項の 項 項 価額と従前の価額との間に著しい差額が生じないように定め とあるのは の場合に 場合においては 1 (指定宅地に係る部分に限る。 項 第七 施行者は、 で権利変換計画を定めることが適当であると認めるとき の規 を とあるの それらの者の相互間に不均衡が生じない お 十六条第二項及び第三項の規定は、 を有する者に対して与えられる施設建築敷地は、 筆の土地とし 定 ては、 にか 施設建築敷地」 施行地区内の宅地の は、 かわらず 第八十五条第四項中 第百条第 個の施設建築物の敷地が二筆以上の 地積、 「第百十条の三第三項」とする。 ないこととする特則) 権利変換計 項中 とする。 環境及び利用状況とそれらの いて、 所有者の数が僅少である 第八 第七十五条第 第八十八条の二及び第 地積及び環境とを総 施行地区内に宅地 画の定めるところに 「施設建 十七条第 適用しない。 **操敷地** ように、 この場合 項又は 項の規 \mathcal{O} 共 カュ

(新設)

第百十一条 施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を

第百十一条

施行者は、

第七十五条第二項の規定により権利変換計画を

(施設建築敷地に地上権を設定しないこととする特則)

る。 字句 定め 項 第七十六条、 び \mathcal{O} \mathcal{O} \hat{O} として権利 第百九条の三 規 規定は対 定にかり ることが適当でな は 同 適用 かわらず、 表 一変換計画を定めることができる。 第七十七条第二項後段及び第三項並びに第八十八 下欄に掲げる字句 せず、 |第三項に規定する地上権を除 次の 施設 と認めら 表の上欄に掲げる規定の同 建 築敷地 に読み替えて、 れ る特別 に 地 上権 \mathcal{O} 事 く。 (第 これ この 情 百九条の二 が 場合におい あるときは、 が 5 Ō 表中欄に掲げる 設定され 規定を適用 第 条第 ては、 ない 三項 同 す る b 及項

第二項 定め る字 規定する地上権を除っ 定め \mathcal{O} \mathcal{O} 表の 規 定にか 句 ることができる。 ることが に 上欄に掲げる規定の 後段及び第三項 読み替えて、 か 適当でない わらず、 <, この これらの 金びに第八十八条第 施設 と認め 建築 同表中欄に掲げる字句 場合におい が 設定され 規定を適用する 敷 6 地 れ に地上 る特別の ない ては、 権 ものとして権利変換計 項 事情があるときは、 第七十六条、 (第百九条の二 \hat{O} 規 は、 定は 同 適用 表下欄に 第七十 第三 せ ず、 掲 Ė 項 画 同

| 第七十三条第一項第 | (略) | 同条第一項 | 第百八条の見出し、 | 第百三条の見出し、 | 、第百二条第一項、 | 、第八十八条第三項 | 、第七十九条第三項 | 二項前段及び第四項 | し、同条第一項、第 | 、第七十七条の見出 | びに第四項ただし書 | 八号及び第十九号並 | 七十三条第一項第十 | 第四十条第一項、第 |
|-------------|-----|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施設建築敷地若しくはそ | (略) | | | | | | | | | | | | | 施設建築物の一部等 |
| 建築施設の部分 | (略) | | | | | | | | | | | | | 建築施設の部分 |
| 第七十三条第一項第 | (略) | 第一項 | 八条の見出し、同条 | 三条の見出し、第百 | 百二条第一項、第百 | 八十八条第三項、第 | 七十九条第三項、第 | 前段及び第四項、第 | 同条第一項、第二項 | 七十七条の見出し、 | 第四項ただし書、第 | 三号、第十四号及び | 七十三条第一項第十 | 第四十条第一項、第 |
| 施設建築敷地若しくはそ | (略) | | | | | | | | | | | | | 施設建築物の一部等 |
| 建築施設の部分 | (略) | | | | | | | | | | | | | 建築施設の部分 |

げ

条 次

に 項

| | | T | | | | | |
|------------------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------------|------------------------------|--|
| 第八十五条第四項 | 第八十一条 | (略) | 第七十七条第一項 | (略) | 二十号二十号条第一項第 | 第七十三条第一項第一項、第百四条第一項、第百三条第 | 一項、第八十九条第二号、第四号及び第二号、第四号及び第二十九条第二十十八条第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十 |
| 、施設建築物の一部等施設建築敷地の共有持分 | 、第十四号又は第十五号 | (略) | 借 地 権 | (略) | 部等を記述の主義を表現されている。 | の 共有持分、施設建築物 の 一部等 | 物の一部等の共有持分又は施設建築 |
| 建築施設の部分 | 又は第十五号 | (略) | 所有権又は借地権 | (略) | 建築施設の部分 | 建築施設の部分 | |
| 第八十五条第四項 | 第八十一条 | (略) | 第七十七条第一項 | (略) | 第七十三条第一項第 | 第一項第九十一条 | 一項、第八十九条、一項、第八十九条、一項、第八十九条、 |
| 又は施設建築物の一部等施設建築敷地の共有持分 | 、第九号又は第十号 | (略) | 借 地 権 | (略) | 一部等一部等という。 | 施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築敷地若しくはそ | 物の一部等 |
| 建築施設の部分 | 又は第十号 | (略) | 宅地又は借地権 | 略) | 建築施設の部分 | 建築施設の部分 | |

| (権利変換計画に関する知用での同表中欄に掲げる字を表示のでは、 ・一二条から第八十四条まで、 ・十二条から第八十四条まで、 ・分計画について準用する。 ・対してのでは、 ・対して、 ・対して、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ は、 ・ で、 ・ は、 ・ で、 ・ は、 ・ で、 ・ は、 ・ で、 ・ ものとする。 | (略) | 第百八条第二項 | 第百三条第一項 | (削除) | (略) |
|--|-----|--|------------------|------------------------------------|-----|
| テーラー では、 第二 での は、 場に 十 項 準 | (略) | 権、施設建築物の一部等の共有持分、施設建築物地若しくはそを設建築を | 代の額価額、施設建築敷地の地 | (削除) | (略) |
| 同表下欄に掲げる字句に読み替える合において、次の表の上欄に掲げる光外十六条第一項の規定は、管理処七条第二項前段、第七十九条、第八から第四項まで、第七十四条、第七用) | (略) | 施設建築敷地、建築 | 価 額 | (削除) | (略) |
| (権利変換計画に関する規定の準用) 第百十八条の十 第七十三条第二項及び第三項、第七十七条 十二条から第八十四条まで並びに第二 分計画について準用する。この場合に 対しての同表中欄に掲げる字句は、同志 がよりまする。 | (略) | 第百八条第二項 | 第百三条第一項 | 第百三条第一項 | (略) |
| ・ 中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読みいて準用する。この場合において、次の表の上欄に第八十四条まで並びに第八十六条第一項の規定は、項及び第三項、第七十七条第二項前段、第七十九条計画に関する規定の準用) | (略) | 施設建築敷地若しくはそ の所有を目的とする地上 の所有を目的とする地上 | 代の額の一個額、施設建築敷地の地 | の一部等 お分若しくは施設建築物 を設建築敷地、その共有 | (略) |
| 同表下欄に掲げる字句に読み替える角において、次の表の上欄に掲げる第八十六条第一項の規定は、管理処七条第二項前段、第七十九条、第八から第四項まで、第七十四条、第七用) | (略) | 築施設の部分一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次一次< | 価 額 | 建築施設の部分 | (略) |

| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
|------------------------------|--|---|------------------------------|---|--|
| 第七十九条第三項 | 一項及び第二項第七十七条並びに前条第 | 第百十八条の八 | 第七十九条第三項 | 前二条 | 第百十八条の八 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (借家条件の協議及び裁定) | び裁定) | | (借家条件の協議及び裁定) | び裁定) | |
| 百 | | (A) 是至二次的最后 | 百十八条 | | 頁) 見 ≅ |
| とあるのは、「第百ついて準用する。こ 第百二条第二項か | あるのは、「第百十八条の十七」と読み替えるもいて準用する。この場合において、同条第二項中第百二条第二項から第七項までの規定は、前項の | と読み替えるものとする。 、同条第二項中「第百条第二項」)規定は、前項の規定による協議に | のは、「第百十八条ついて準用する。こ2 第百二条第二項か | 第百十八条の十七」と読み替えるものとする。用する。この場合において、同条第二項中「資条第二項から第七項までの規定は、前項の規定 | 5のとする。 二項中「第百条] とある 前項の規定による協議に |
| 第三款の二 | 施設建築敷地内の道路等に関する特例 | に関する特例 | 第三款の二 | 施設建築敷地内の道路に関する特例 | 関する特 |
| (施設建築敷地内の | の道路に関する特例) | | | | |
| 第百十八条の二十五 | (略) | | 第百十八条の二十五 | (略) | |
| 2~4 (略) | | | 2~4 (略) | | |
| (施設建築敷地内の | の都市高速鉄道に関する特例) | | | | |
| 二種市街地再開発事第百十八条の二十五の | 二種市街地再開発事業のうち施設建築敷地を立体的に利用する必要が百十八条の二十五の二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第 | 地を立体的に利用する必要が区域をその施行地区に含む第 | (新設) | | |
| 設建築敷地の上の空間又は地下あるものとして政令で定めるも | | (いずれも政令で定める範囲内に位置したついては、事業計画において、施 | | | |
| | | | | | |

2 \mathcal{O} 該 Ŧī. な 条第 都 十にお 計 るよう は 第 て 市高速鉄道」 画 百 第 に 九 項 同 条の三 お 百 V に 十八 て準 条第 に 定 V 定 8 て 、条の た場 施設建築 第 用する第七十五 8 二項中 と るも 項 七第 合 同 から \mathcal{O} 0 「第七十五条第 条第五 敷 0) 管 項 ほ 地 第五項までの 理 各号」 処 0 カゝ 項中 条第 分計 上の 当 T該都· と読み替えるものとする。 空間又は地 画 「第七十三条第 項」 に 項」 規定は 市 2 高速 کے V とあるの 7 準 下に 鉄 同 道 [条第] 前 用 · 都 項 す 項各号」 は 0 る 市 あ 項 規 高 第百 速鉄 定に 中 る \mathcal{O} 0 第 十八 場 道 は ょ 合に あ 七 が ŋ 当 +条 存 事 る

3 ろに を 七 鉄 ょ 目 道 ŋ 前 管理処 的とする同 従 規 部分には 項 定 に に お 民 よる 分計 1 (法第) 7 条第 公告 当 準 画を定めた場合にお 該施設建築敷 用 二百六十九条の二の規定により す \mathcal{O} 項 日 る第百九 0 0 翌日に 地 上 放地の 条 権が設定されたものとみなす。 お \mathcal{O} 施設建筑 いて 11 第 て は 項 管 築物に係る第百 理処 施設建築敷地の カ 6 都市 第五 分計 高速鉄道 項 画 くまで \mathcal{O} 十八 定 都 8 \mathcal{O} るとこ 規 条 市 定に 所 \mathcal{O} 高 +速 有

4 準用する。 第 + 条第六 項 0 規定 は 前 項 0 規定による地 上権 0 設定 に つい

第

条の 旨 規定により 敷 除 権 文は た者及び賃借 地 十 及び施設建築物に関する権利の 施 条 設建 の 二 第百十八条の十におい 並 建 び 築施設 に特 十五. 築敷地若 ŋ の 三 定事業参 希 望 \mathcal{O} 部 しくは施設建築物に関する権利を取得 \mathcal{O} 分若 申 施行者は、 加 出 者 しくは施設 をした者 て準用する第七十五条第一 \mathcal{O} 全ての 取得につ 施設 (第百十八 同 建築物 建築物 意を得たときは、 き、 \mathcal{O} 0 条の 譲受ける 建 部に 築並 + 八 希望 0 び 又 項 に 1 及び第三 第 百 は て \mathcal{O} 施 した者を 0 次 申 設 十八 項 借 出 建 家 築 \mathcal{O} を 第

八条の 権又は 除 規定により 敷 百 した者及び <. 地及び施設建築物に 十八 八、 施設 条 の 二 並 賃 建 建 第百十八条の十におい び 建築施 設 骨り 十五 に 築敷地若しくは施設建築物に関する権利を取得 特 希望の 定事 の 二 \mathcal{O} 部分若 業 .関する権利の 申 参 施行者は、 加 出 者の しくは施設 をした者 すべ て準用する第七十五条第一 施設建 取得につ て (第百十八 改建築物 \mathcal{O} 操物 同 き、 意を得たときは、 0 0 条の 譲受け 建 築並 部 に + 凣 希望 び 0 1 又 に 項 は 0) 施 7 した者を 反び 第百 設 0) 次項 申 借家 出 建 第 +築 \mathcal{O} を

る。 る同 準用する第百九条の二第二項後段、 九 項 一条の三第二項後段並びに第百十八条の三十二第三項において準用す (並びに第七十七条第二項前段、 条第一 この場合においては、 項の規定によらないで、 第百十八条の二十二の規定は、 第百十八条の二十五第二項におい 管理処分計画を定めることができ 前条第二項に おい て準用する第百 適用しない 7

> る。 る同

この場合においては、

九条の二第二項後段並びに第百十八条の三十二第三項において準用す

.条第一項の規定によらないで、管理処分計画を定めることができ

第百十八条の二十二の規定は適用しない。

三項並びに第七十七条第二項前段、

前条第二項において準用する第百

2 略

3 掲げる字句は、 適用する。 第 同表下欄に掲げる字句に読み替えて、 これらの規定を

項の場合においては、 次の表の上欄に掲げる規定の同表中欄に 3

2 略

掲げる字句は、 適用する。 第一 項の場合におい 同表下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を ては、 次の表の上欄に掲げる規定の同 表中 -欄に

| (略) | 第二項第二十一条の二十一 | (略) |
|-----|--------------|-----|
| (超) | 第百十八条の十八 | (略) |
| (略) | 第百十八条の二十五 | (略) |

第二項

(略)

略

略

第百十八条の二十

第百十八条の十八

百

の二十五

第 +

項 条 略

略

略

| _ |
|---|
| 傍 |
| 線 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |

| (特定用途誘導地区) 原力でない。 限りでない。 | 6・7 (略) (都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条、第五十七条の四、第五十八条及び次条第二項の規定は、適用しない。 | 六十条の三第一項及び第二項の規定は、適用しない。 第六十条 (略) 第六十条 (略) (特定街区) | 改正案 |
|--------------------------------|---|---|-----|
| (新設) | 6・7 (略) (都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条、第五十七条第六十条の二 (略) (都市再生特別地区内の建築物については、第五十六条、第五十七条 | 十条の三第一項の規定は、適用しない。 3 特定街区内の建築物については、第五十二条から前条まで及び第六第六十条 (略) | 現 |

- 建 操物 主要 に 類 構造部 す で、 る 容易に移転 構 が 造 木造 あ て 鉄 骨造 又は除却することができるも 階数 が コ ンクリ 以 下 で トブ か 口 ク造その 地 階を 有 他 これ な
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必

要なもの

- 学校、 特定行 駅 舎 政 庁 卸 が 売市場 用 途上又は構造上や ‴その 他 れ らに類り む を得 する公益 な 認 上 一必要な建 8 許 築 た 物
- 2 ・ 3 も の (略)
- 4 定 第四 による許可をする場合に準用する。 十四条第二項の 規定は、 第 項 第 号又は 第 項 ただだし 書 0 規
- 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第

二以 庁が当 」という。 項まで、 衛生上支障が Ł に 0 が 五. \mathcal{O} 十二条第 対 規定により現に公告されてい 十六 お \mathcal{O} 象区 に限る。 寸 上の構えを成すものにあつては、 五. 該 、 て 同 十四四 地 条 を形成 第六項若しくは第七項、 |域の全部を含むものに限る。 又は二以上の 条第 ľ 建 項から第十四項まで、 のうち、 築物 な 以下この いと認めるものに対する第二十三条、 している場合において、 内に建築される一又は二以上の 項 0 敷地又は建 玉 項及び第三 第五 建築物の位置及び構造が安全上、 土交通省令で定めるところにより、 十五条第二項、 る他の対象区 築物 一項におい 第五十六条の二第 第五十三条第一項若しくは第 \mathcal{O} 敷地以外 総合的設計によつて建築される 以下この 当 該 て 第五十六条第 近域が 団地 _ 項、 0 構えを成す建 又は二以 あるときは 土地で二以 第六項 (その内に第八項 項から第三項 第 四 及び第 上の 項 十三条、 防火上及び 特定 から 上 建築物 築物 当 0 第四 二項 行政 該 七 ŧ ま 第 項 他 \mathcal{O}

第六十条の三・2 (略)

3

る場合に準用する。第四十四条第二項の規定は、第一項ただし書の規定による許可を

の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八 二以 におい も の 項まで、 Ŧī. 衛生上支障が 庁が当該 0) \mathcal{O} が 対象区 八十六条 という。 第五 十二条第 規定により 上の に限る。 寸 十四四 [地を形成している場合に て同じ。 構えを成すものにあつては、 .域の全部を含むものに限る。 第六項若しくは第七項、 建築物 · 条 第 又 人は二以 項から第十四項まで、 のうち、 現に公告されてい ないと認めるものに 以下この 項、 内に建築される一又は二以上の構えを成す建 0) 上の 敷地又は建 第五 国土交通省令で定めるところにより、 項及び第三項におい 建 建築物の 十五条第二項、 、る他の おいて、 築 第五十六条の二第一 対する第二十三条、 位置及び構造が安全上、 物 第五十三条第一項若しくは第 0 対象区 総合的設計 敷地以外 以下この 当該一団地 第五 . て 域が $\overline{}$ 項、 十六条第 0 又は二以 によって建築され あ 土地で二以 第六項 るときは (その内に 項 第 四 から第三項 防火上 反び 上の 項 十三条、 特定 上の カコ 築物 5 建 第 当 第八 一及び 築物 七 該 第 二項 行 ŧ 四 政 項 ま 第 る 他 項 \mathcal{O}

該 六 第 九 で、 条第 十八条の三第 7 項、 第五十七 又は二以 「特例: 第 項 対 六 象規 十条の三第 第 条の二、 上 五十 0 建 定 項 築物の 九 から第三 とい 第五十七条の三第 条 の 二 一 項、 、 う。 第 項 0) はまでの 敷地 第六十二条第二項、 項、 0 適用 とみなす。 規定 第六十条第 に 項 つい (次項 いから ては、 へから 第 項、 四 第六十四 当 第 項 (まで、 四 第六十 該 項 くまでに |条又は 寸 第 地 条 を当 \mathcal{O} 五. _ お 第 +

2~10 (略)

お け る制 0 敷 地 限 \mathcal{O} 内にあるとみなされる建築物に対する高度利 特 例 用 地 区 等 内に

第八 条第八項にお を るも 十六 項 文は 0 建築物とみなす。 0 条 第六 とみ の 三 なさ +1 て準用する場合を含む。 第八十六条第 条 れ 0) る建 第 **操物** 項 は \mathcal{O} 項 規定を適用する場合におい か 第五十九 ら第四 1項まで 条第 0 規定により 項、 これ 第六十 らの ては、 0) 規 条 敷 定 0 地 これ を前 内 第 に

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八 る場 第 第 条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。 規 十六 第五十三条第一項若しくは第二項、 定により 一項まで、 項 項 合を含 条の 第五十七 第 第 む。 五. 第三十四 七 十六 第五十一 $\overline{+}$ 以 第三条第 、条第 下この 条の 条、 |条第| 五第 条、 第二十六条、 条、 項、 二項、 一項 第 五 項 第五十六 次条及び第八十七条におい (第八十六条の 十二条第 第四十七 第五十八条、 第二十七条、 条の二第 第五十四 条、 項、 第四 九 条第 第 第二 第五十九条第 十八 項、 第二十八条の二 項 項におい 、条第 項、 若 第 て同 しく 五. 第 十 じ。 項 て準 七 五. は 第 項 十五 から 条 若 \mathcal{O} 七 用 同 第 兀 条 項 0) す

> とい 九条 物の 5 で、 第 第三 、 う。 項、 第 第 五 項 0 はまでの 十七七 項、 敷地とみなす。 第六十二条第二項、 0) 適用 条の二、 第五十九 規定 につい (次項 第五 条の一 7 へから は 十七条の三第 第 第六十四 第四 当 該 項、 項 第六十 までにおい 寸 条又は第六十八条の三 [地を当該 項 -条 第 カン 5 7 第 項、 四 又は二以 特 項 くまで、 第六十 例 対 第 象 上 規 0) 第 条 項 建 定 \mathcal{O} 五. 築 カュ +

2~10 (略)

市再 生 0) 特 敷 地 别 地区 内にあるとみなされ 内におけ いる制限 る建築物に 0) 特 例 対する高度利 用 地 区 又 は 都

第八十六条の三 第 あ 条第八項におい いるもの 項 0 とみ 規定を適用する場合におい なされる建 て準用する場合を含む。 第八十六条第 操物 私は、 項 へから 第五十九 ては、 第四 これを一 条第一 項 0) まで 規定により 項 これ 文は 0) 建築物とみ 第六 5 (T) 0) 規 + 敷 地 定 条 木の一 なす 内 を 前

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八 第三十 る場 第 十三項 条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。 規 第 定により 十六条の 第五十三条第 項 合を含む。 項 べまで、 第五 第五 第二十年 第三十四 七 |十七条の五第 十六 第五 以 第三条第 条第 十一 項若しくは第二項、 · 条、 下この条、 一条第二 第二十六条、 条、 項、 垣 項、 第五 第五 項 次条及び (第八十六条の 十二条第 第四十七条、 第五十八条、 十六条の二第 第二十七 第五十四 第八十七条におい 項、 九第 第四 条、 条第 第二項 第五十九条第 項、 十八 第 項に 二十八 項、 条第 若し 第五 におい て同 第五 + のニ 項 て準 Ł は 項 + 条 第 カュ 五. 若 5 用 \mathcal{O} 七 同 \mathcal{O} 兀 第 す 条 項

しくは で又 くは をする場合にあつては、 け は大規模の 物につい 六十二条第一項、 令で定める基準に適合する場合に限る。 ない 三号 をする場合 八は第六十八条第一 第二項、 及び第四 建 第二項、 築物 て政令で定める範囲内にお 模様替 第六十条第一 に (第三条第二項 号 っい 第六十条の三第 第六十七条の三第 0 (以下この条及び次条において 規定にか て当該政令で定める範囲内におい 項 (若しくは第二項の規定の 当該増築又は改築後の 項若しくは第二 か 0) わらず、 規定により 項 若しく、 1 一項若しくは第五 て増 これ 項、 に 第二十条の 築、 は おい らの 第二 建築物の 改 第六十条の二第 9、築、 ては、 項 規定は、 適用を受け 「増築等」 規定の 並項から 大規模 第六十 て増築又は 構造方法 第三条第 適用 とい 第七 適用を受 \mathcal{O} な しな 条、 修 11 改築 三項 繕 建築 項 が う。 項 政 又 ま 第 若

2 4 略

用 途 0 変更に対するこの 法 律 0) 準 用

第

八

+

七

条

略

2 第六 まで、 項 第四十八条第一項から第十三項まで、 建 + 築物 及び第六十八条の三第七項の 第四 第六十条の 条の (次項の 十三条第 九 第 建 三第三項 項 二項、 築物を除く。 0) 規定に基づく条例 第四十三条の二、 第六十八条の二 規定並びに第三十九条第 0) 用 第五十一条、 途を変更する場合にお 0 第 規定 第四十九条から第 項 を準 及び第五項 用 第六十条の する 二項 並 五. 第四 ては 十条 び に 第

3 略

第八十八条 $\widehat{\pm}$ 作物 0 (略 準用

> 条第一 つては、 に適 で定める範囲内におい 第三条第二項 1 (以下この条及び次条におい て当該政令で定める範囲内におい 合する場 項 当該増築又は改 若しくは第二項 一合に限る。 \hat{O} 規定により て増 3築後の \hat{O} におい 築、 規定の 第二十条の . て 建築物の 改 9、築、 ては、 適用を受け 「増築等」 規定の て増築又は改築をする場 大規模の修 構造方法が政令で定め 第

適用を受け という。

ない

建

0

替

しくは第二項、 くは第二項、

第六十条の三第一

項、

第六十一

条、

第六十二条

第

項 若

第六十条第一

項若しくは第二項、

第六十条の二

第

項

第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八

ない

· て政

| 繕又は大規 建築物につい

模の

模

様 令

)をする場合

号の

規定にか

か

わらず、

これ

5

ō

規定は、

適用しない 三条第三項

第

号

及

兀

る基 一合に 築物

あ に

第

八

+用

途の 七

変更に対するこの

法 律

0

準

用

2 まで、 十条、 三項 第六 第四十八条第一 建 一十八 及び 築物 第四 条 第六十条の三 条の 第六十八 (次項の 十三 略 九 条 第 条の三第七項の 項から第十三項まで、 建築物を除 第 第 項 二項、 \hat{O} _ 項 規 定に基づく条例 第四十三条の二、 第六十八条の二 規定並びに第三十九条第 0) 用 第五十一条、 途を変更する場合におい の 第 第四十九条か 規 定 を準 項 及び第五項 第六十条の 用 ずる。 ?ら第 二項 並 五. ては び 第 に · 条 第 兀

3 略

第八十八条 $\widehat{\mathbb{T}}$ 作 物 0 略 準 甪

- 77 -

2 製 造 て 施 設、 貯蔵 施設、 遊 戯 施設等の 工 作物で政 令で指定するも \mathcal{O}

2

項、 る部 までを除く。 第三号を除く。 0 分に限 第六十条の三第三項、 第十八条 第 第七 一項 は、 条の六 る。 及び第四 第三条、 (第四項から第十三項まで及び第十九項から第二十三項 、から第九条の三まで、 第四十八条から第五十一 及び第六項から第九項まで、 1項は、 第六条 第六条の二 第六十八条の二第 第 (第 項第一 (第三項 項、 号から第三号までの 第五項及び を除く。 第十一条、 条まで、 一項及び第五項、 第十三条、 第六項を除くも 第六十条の二第 第十二条第 第七条、 第十五 建築物に 第六十 第七 五 条の 項 \mathcal{O} 条 لح に 係

三項 第五 条まで及び第六十八条の二第 第 六十八条の二第 十七条第二項 、条の三第六項から第九項まで、 $\overline{+}$ 項 (第四十八条第 から第十三項まで及び第五十一 一条まで、 (第四十八条第 項及び第五項に係る部分に限る。 第六十条の二第三項、 一項から第十三項まで、 一項から第十三項まで、 項に係る部分に限る。 第八十六条の七第 条に係る部分に限る。 第六十条の三 第四十九条から第五十 一第三項 第四十九 項 第八十七 (第四 前 並び 条か 十八 次条 条第 に第 第 6 八 条

る。 とあるの 第 建 この 九十一 築設 場合に 備 条、 又 は んは 「築造 おい 第九十二条の二並びに第九十三条の二の 用 途」 て、 面 とあるの 積」 第六条第二項 と、 は 第六十八条の二 用 、及び別表第二中 途 と読み替えるものとす 第 項 中 床 規定 敷 面 を準 積 地 0) る。 合計 構 用 造 す

第 百 条 次 0 各号 0 ず n か に該当する者 は、 百 万円 以 下 0 罰 金

に処

3

略

略 す

Ś

第十九条、 第二十八条第 項若しくは第 項、 第三十 条

> 三項 第一 項、 る。 条まで及び第六十八条の二第 第五 の 二、 る部 六十八条の二第一 十七条第二項 八条の三第六項から第九項 までを除く。 第三号を除く。 0 とあ 1 製 建 第九十一 この 第一項 築設 ては、 十一条まで、 項 分に限る。 造 第六十条の 第十八条 (第四十八条第 るの から第十三項まで及び第五十一条に係る部分に限る。 施設、 第七条の 備又 場合において、 条、 は 及び第四 第三条、 貯蔵 は (第四十八条第 (第四項から第十三項まで及び第十九項から 「築造面 用 六 第九十二条の二並びに第九十三条の二の 第 項 及び第六項から か 施設、 途 第六十条の二第三項、 第四十八条から第五十一条まで、]項は、 、及び第五項に係る部分に限る。 ら第九条の三まで、 第六条 第六条の二 一項から第十三項まで、 とあるの 積」 第六条第二項 遊 はまで、 と 第六十八条の二第一項及び第五 第一 戯 (第三 施設 一項から第十三項まで、 項第一号から第三号までの建 第六十八条の 項に係る部分に限る。 は (第三項 項、 い等の 第八十六条の 第九項まで、 「用途」 第五 及び別表第 工 第十一 を除く。 第六十条の 作物で政 項 と読み替えるものとす 第四十九条から第五 及び第六項 条、 七第一 第 第十三条、 令で指定す 一中 項 第六十条の 第十二条第 第 第四 第七 項 中 床面 ぐを除 規定 第八十七 (第四 五項、 十九九 第十五 項 敷 第二十 条、 前 を準 建築物に つるも 並び 積 地 第六十 第七 (T) 条 + ŧ 五. Ź 条第 合計 第三 用 + 第 八 三項 項 次 に か 条 0) \mathcal{O} 条 0 造 第 八 条 لح に す 5 条 係

3 4 略

第 百 Ja Carrest 条 次の 各号 Ď ず ħ か .該当する者は、 百 万 円 以 下 0 罰 処

_ __ の略 す

第

匹

三 第十九条、 第二十八条第 項若しくは第 二項、 第三十 条、 第 四

2

兀

十三

略

(略

た場合 又は た 認 含む。 該 合に 築 は 用 七項まで又は第六十八条第一項から第三項までの規定に違 くは第二 五. 十三条の二第一項 十三条第 第 ては 項 物 建 建 VI だ若しく におけ 定建 二項 築 第五十六 築 \mathcal{O} な 項、 当 部 部 物 物 VI (設 項、 又は 分を使 築材 る当 で 該 と異なる建築材料又は 若しく \mathcal{O} 第五 項、 第五十九条第 部 計図書に記載され 工事を施工 建築材料又 は 第二項、 「該建築物又は 建 分 料等の全部 第六十条の二第一 条 十四四 第四 築設備 用 を引き渡され の二第一 は 第七 (第五十七 1条第 てエ + は 第六十七条の三 項、 匝 0 項、 一事を施工した場合を除く。 条第 工 建 又 一項若しくは第二項、 築物 は 項、 又は 第五十三 事 建 上築設 施 · た場 た 認 第五十七 条の五第三項におい 工者 設 項若しくは第二項、 項、 部 \mathcal{O} 建 第五十五 合に 築物の 備 定建築材料等と異なる建築材 計 部分を引き渡 として当該認定建築材 第四· 条 义 \mathcal{O} 設計 一第三項若しくは第五項 お 条の 第 書 に従わ 部分を引き渡 条第 1 + 兀 七 て、 項 者 第 若 条、 (設 ない した者、 項、 しくは 当 第六十条第 項、 第五 該 計 て準用する場 第 五 で工事 図 第六十条の 建 図書に記 築材 した場 に 第五十七 十二条第 第 お 設 十六条第 料 料 を 等 計 反 項 合に 項 ては 施 义 した場 又 \mathcal{O} 載 カュ 三第 は さ ら第 料 工 書 全 若 条 合 第 当 建 お 部 項 又 n 五.

四~十三 (略)

(略)

2

- 79 -

を施工 る建 等 の 項、 含む。 築設 用 を引 書に記載された認定建 六十八条第一項から くは Ŧī. 材 十三条の二第 十三条第一 築物 項、 料 第 L 第 全部又 備 T ··· 築材料又は 第五 き渡され 第二項、 二項 項、 Ì は 叉 第六十七 0 が若しくい は 事 十六条の二 建 工 事を施工 項、 は 建 第五 事施工者 築物 又 第五十九条第 樂設 た場 は 第六十条の二 条の三 部とし 項 十四四 設 建 第四 \mathcal{O} は 一合に 建築物の 開の 計図 部 第七 (第五十七 第 条第 第三項までの規定に違反した場合におけ た場合を除く。 分 + て当該 一第三項 書に 築材料等と異なる建築材料 項、 应 お 設 引き渡 計者 項、 V 部分を引き渡した場合におい 条第 第一 項、 従わない 項若しくは第二項、 第五十三 て、 第五 条の 認定建築材料 、若しくは第五項から第七 (設 第 五 項、 当 項 した者、 十七七 計図 該 、若しくは第二項、 五第三項におい 一条第 十五 第 四 建 で工事を施工し 2築材料 条の [書に記載され に におい 設計図 条第 十七 等 兀 項 第一 条、 \dot{O} 若しくは 又 7 書を 項、 は当 全部 は 第六十条第 又は 項、 建 第五 て準用する場合 た場 第五 該 用 た認定建 築 第六十条 又 ては 物 は 項 建 第 十二条 建 11 第五十 くまで 十六条第 合 築 \mathcal{O} 築 な 当 項、 物 部 部 物 (設 と異 該 る当 又 0 項 Ė 第 築 又 分 0 で 工 は 材 若 は 部 計 建 第 条 使 料 第 第 建 図 築 該 Ó 分 事 な 項 五.

| _ |
|----|
| (傍 |
| 線 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| |

| 一 次のイ又は口に掲げる場合には、予定建築物等の用途が当該イ又 一 次のイ又は口に掲げる場合には、 らない。 | 規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければな 令の規定に違反していなおり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命 しており、かつ、その申定められているときは、当該条例で定める制限を含む。)に適合 例が定められているとき申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条 当該申請に係る開発行為三条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、 第三十三条 都道府県知事発許可の基準) (開発許可の基準) | 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 道路、都市高速鉄道、河川その他の政令で定める都市施設について、おいて、地下に当該立体的な範囲を都市計画に定めることができを備する立体的な範囲を都市計画に定めることができを開する立体的な範囲を都市計画に定めることができを開する立体的な範囲を都市計画に定めることができを開する立体的な範囲を都市計画に定めることができを開する立体的な範囲を都市計画を定めることができを開する立体的な範囲を都市計画を定めることができを開する立体的な範囲を都市計画を定めることができを開する立体的な範囲を都市計画を定めることができを開する立体的な範囲を都市計画を関する。 4~6 (略) 2 (略) 2 (略) 3 道路、初川その他の政令で定める都市施設について、おいて、地下に当該立体的な範囲を都市計画を関する。 4~6 (略) 4~6 (略) 4~6 (略) 4~6 (略) 4~6 (略) 4~6 (略) | 第十一条 (略) 第十一条 (略) (都市施設) (都市施設) 現 |
|---|---|--|---|
| る場合には、予定建築物等の用途が当該イ又 | いと認めるときは、開発許可をしなければな請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命は、当該条例で定める制限を含む。)に適合が、次に掲げる基準(第四項及び第五項の条は、開発許可の申請があつた場合において、 | 含む。)を定めることができる。 常小限度及び載荷重の最大限度(当該離隔距的な範囲を定めることができる。この場合に域の地下又は空間について、当該都市施設をつ合理的な土地利用を図るため必要があると | 行 |

別 ベ は き用途に適合するものにあつては、 地 口 に定 区 \mathcal{O} 区 んめる用 域 内 に 途 お \mathcal{O} 制限に適合していること。 11 て当該 都 市 再 生特別地区に定めら この 限りでな ただし、 都 れ た 市 誘 再 導 生 す

> 別 は

地

区

 \mathcal{O}

区

域 内に

おい

て当該

都市

再

生特別地区に定めら

た誘導

す

口

に

定め

る用

途の

制限に適合していること。

ただし、

都市 れ

再 生特

1 建 条 項 しくは第六十条の三第三項 が 港湾法第三十九条第 地 ふ例による用途 へにおい 築基準法第四十九条第 定められてい 区 当 該 申 特定用 て準用する場合を含む。 - 請に係る開 途制限地域、 る場合 の制限を含む。 発区 項の 位域内の 当 分区 項若しくは第二項、 該用途地域等内におけ 特 (これらの 定用 土地に (以 下 途誘導 又は港湾法第四 規定を同法第八十八 0 「用途地域等」 地区、 V て用途地 第四十九条の二若 流通業務地 つる用途 1十条第 域、 とい \mathcal{O} 特 条第二 制 う。 別 区 項 又 限 用 0 は

口 略

<u>-</u> 十 兀 (略) (略)

2 { 8

べ 1 項 L 建 が 港湾法第三十九条第 地 き用途に適合するものにあつては、この限りでない。 条 定めら 区、 E 築基準法第四 例による用途の くは第六十条の三第二項 当 におい 該 申 特定用 っれてい 請 て準用する場合を含む。 に係る開 途 十九 くる場合 必制限地 制限を含む。) 条第一 発区 項の 域、 当該用途地域等内における用途の 域内の土地につい 分区 項若しくは第二項、 特定用途 (これらの規定を同法第八十八条第二 (以 下 誘導地区、 又は港湾法 「用途地域等」とい て用途地域、 第四 第四十九条の二若 流通業務地区又は 十条第 特 · う。 制限 別 用 項 0 途

口 略

_ 十四四 略

8 略

2

- 81 -

| $\overline{}$ |
|---------------|
| 傍 |
| 線 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |

| 7~11 (略) | 7~11 (略) |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 「高度利用推進区」という。)を定めることができる。 | 「高度利用推進区」という。)を定めることができる。 |
| 土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下 | 土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域(以下 |
| は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、 | は一部(市街地再開発事業区が定められた区域を除く。)について、 |
| の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又 | の区域、都市再生特別地区の区域又は特定地区計画等区域内の全部又 |
| においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区 | においては、国土交通省令で定めるところにより、当該高度利用地区 |
| う。以下同じ。)をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画 | う。以下同じ。)をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画 |
| 再開発法第二条の二第一項第三号に規定する特定地区計画等区域をい | 再開発法第二条の二第一項第四号に規定する特定地区計画等区域をい |
| 特別地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市 | 特別地区をいう。以下同じ。)の区域又は特定地区計画等区域(都市 |
| 平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生 | 平成十四年法律第二十二号)第三十六条第一項の規定による都市再生 |
| う。以下同じ。)の区域、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(| う。以下同じ。)の区域、都市再生特別地区(都市再生特別措置法(|
| 6 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をい | 6 高度利用地区(都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区をい |
| 2~5 (略) | 2~5 (略) |
| 第六条 (略) | 第六条 (略) |
| (事業計画) | (事業計画) |
| | 改正案 |
| | |

| (傍 |
|-----|
| |
| 線 |
| 部 |
| 分 |
| は |
| 改 |
| 正 |
| 部 |
| 分 |
| ` ' |

| 2・3 (略) 五〜十七 (略) 。 | 参加者を含む。)として参加すること(第六号の業務を併せて行うの、 | 改 正 案 |
|--------------------|---|-------|
| 2・3 (略) | (所) 四 既に市街地整備法第二百五条第一項第十八号に規定する特定事業 は密集市街地整備法第二百五条第一項第十八号に規定する特定事業を加組 災街区整備事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に参加組 「の 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業、防四 既に市街地を開発事業に参加組 (第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を併せて行うる。 | 現 |

(傍線部分は改正部分)

| 十四~二十二 (略) | 十四~二十二 (略) |
|----------------------------------|----------------------------------|
| いて準用する場合を含む。) | |
| に民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十六条第三項にお | |
| 二号)第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合並び | 則第十六条第三項において準用する場合を含む。) |
| 則第十四条第四項及び都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十 | 則第十四条第四項の規定により読み替えて適用する場合及び同法附 |
| 十三 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十条第二号(同法附 | 十三 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十条第二号(同法附 |
| 一~十二 (略) | 一~十二 (略) |
| 適用については、銀行への預金とみなす。 | 適用については、銀行への預金とみなす。 |
| 百八条及び第百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の | 百八条及び第百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の |
| 第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第 | 第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三条、第八十八条、第 |
| 第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、 | 第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二条、 |
| (無尽業法等の一部改正に伴う経過措置) | (無尽業法等の一部改正に伴う経過措置) |
| 附則 | 附則 |
| 現 | 改正案 |